

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 実行委員会

## 第3回常任委員会



令和6年3月26日(火)

滋賀県庁新館7階大会議室





# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

## 第3回常任委員会 次第

日 時：令和6年3月26日(火) 13:30～14:15  
場 所：滋賀県庁 新館7階大会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報告事項

- (1) わたSHIGA輝く国スポ 大会役員編成基準
- (2) わたSHIGA輝く国スポ 競技会役員編成基準
- (3) わたSHIGA輝く国スポ 特別招待者の範囲
- (4) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 総合リハーサルの実施日
- (5) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 総合案内所基本計画
- (6) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ メダル制作方針
- (7) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 公式ポスターデザイン
- (8) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ おもてなし広場基本計画
- (9) わたSHIGA輝く国スポ 自衛隊協力要請計画書
- (10) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 正式競技競技会場名の変更
- (11) わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ競技名の変更
- (12) わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ主管団体名の変更
- (13) わたSHIGA輝く国スポ 競技別リハーサル大会の変更
- (14) わたSHIGA輝く障スポ 競技開始式・表彰式実施要項
- (15) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等自主警備業務実施計画
- (16) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等消防防災業務実施計画
- (17) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画
- (18) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 開・閉会式会場管理運営要綱
- (19) わたSHIGA輝く国スポ 競技施設基準の改正
- (20) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 医療救護実施要領
- (21) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 感染症対策実施要領
- (22) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領
- (23) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 宿舍衛生対策実施要領
- (24) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調達要項
- (25) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準

### 4 審議事項

- (1) わたSHIGA輝く国スポ 式典実施計画 (案)
- (2) わたSHIGA輝く障スポ 式典実施計画 (案)
- (3) わたSHIGA輝く国スポ 大会実施要項総則 (案)
- (4) わたSHIGA輝く国スポ 正式競技競技会会期の変更 (案)
- (5) わたSHIGA輝く国スポ 公開競技競技会場の変更 (案)
- (6) わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ実施競技選択および会場地市第五次内定 (案)
- (7) わたSHIGA輝く障スポ 競技別会期 (案)
- (8) わたSHIGA輝く障スポ 情報保障体制整備基本方針 (案)
- (9) わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画 (第6次) (案)

### 5 閉 会



# わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

## 第3回常任委員会資料 目次

### 【報告事項】

ページ

#### <報告事項1>

- わたSHIGA輝く国スポ 大会役員編成基準 . . . . . 2

#### <報告事項2>

- わたSHIGA輝く国スポ 競技会役員編成基準 . . . . . 3

#### <報告事項3>

- わたSHIGA輝く国スポ 特別招待者の範囲 . . . . . 4

#### <報告事項4>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 総合リハーサルの実施日 . . . . . 5

#### <報告事項5>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 総合案内所基本計画 . . . . . 6

#### <報告事項6>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ メダル制作方針 . . . . . 8

#### <報告事項7>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 公式ポスターデザイン . . . . . 9

#### <報告事項8>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ おもてなし広場基本計画 . . . . . 11

#### <報告事項9>

- わたSHIGA輝く輝く国スポ 自衛隊協力要請計画書 . . . . . 16

#### <報告事項10>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 正式競技競技会場名の変更 . . . . . 18

<報告事項11>

- わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ競技名の変更 . . . . 19

<報告事項12>

- わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ主管団体名の変更 . . . 20

<報告事項13>

- わたSHIGA輝く国スポ 競技別リハーサル大会の変更 . . . . . 21

<報告事項14>

- わたSHIGA輝く障スポ 競技開始式・表彰式実施要項 . . . . . 23

<報告事項15>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等自主警備業務実施計画 . . . . 25

<報告事項16>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等消防防災業務実施計画 . . . . 39

<報告事項17>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務  
実施計画 . . . . . 54

<報告事項18>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 開・閉会式会場管理運営要綱 . . . . . 62

<報告事項19>

- わたSHIGA輝く国スポ 競技施設基準の改正 . . . . . 67

<報告事項20>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 医療救護実施要領 . . . . . 72

<報告事項21>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 感染症対策実施要領 . . . . . 79

<報告事項22>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領 . . . . . 89

<報告事項23>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 宿舎衛生対策実施要領 . . . . . 128

<報告事項24>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調達要項 . . . . . 139

<報告事項25>

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準 . . . . . 144

**【審議事項】**

<第1号議案>

- わたSHIGA輝く国スポ 式典実施計画（案） . . . . . 別冊 資料1-(3)

<第2号議案>

- わた SHIGA 輝く障スポ 式典実施計画（案） . . . . . 別冊 資料1-(4)

<第3号議案>

- わたSHIGA輝く国スポ 大会実施要項総則（案） . . . . . 148

<第4号議案>

- わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技競技会会期の変更（案） . . . . . 165

<第5号議案>

- わたSHIGA輝く国スポ 公開競技競技会場の変更（案） . . . . . 166

<第6号議案>

- わた SHIGA 輝く国スポ デモンストラーションスポーツ実施競技選択および会場地  
市第五次内定（案） . . . . . 167

<第7号議案>

- わた SHIGA 輝く障スポ 競技別会期（案） . . . . . 169

<第8号議案>

- わたSHIGA輝く障スポ 情報保障体制整備基本方針（案） . . . . . 170

<第9号議案>

- わた SHIGA 輝く国スポ 競技施設整備計画（第6次）（案） . . . . . 172

# 報 告 事 項



わた SHIGA 輝く国スポ 競技会役員編成基準

【正式競技・特別競技】

団体名 役職名	会場地市町	全国を統轄する 競技団体	滋賀県 競技団体	会場地市町 体育(スポーツ) 協会	会場地市町 競技団体	都道府県 競技団体 (開催県除く)	(公財)日本 アンチ・ドー ピング機構
名誉会長	市 町 長						
会 長		会 長					
副 会 長	実行委員会 事務局 長	副 会 長	会 長	会 長			
顧 問	議 会 議 長 教 育 長	顧 問				会 長	
参 与	議 会 議 員 教 育 市 町 長 副 会 計 管 理 者 関 係 部 長 実 行 委 員 会 常 任 委 員	役 員 の 中 に 必 要 と 認 め た 者	副 会 長 顧 問 参 与	副 会 長 顧 問 参 与	顧 問 参 与		
委 員 長		理 事 長 ま た は こ れ に 準 ず る 者					
副 委 員 長	実 行 委 員 会 事 務 局 次 長		理 事 長 ま た は こ れ に 準 ず る 者		会 長		
委 員	実 行 委 員 会 事 務 局 各 部 長 ・ 各 副 部 長	理 事	理 事	常 務 理 事	副 会 長		事 務 局 担 当 者 ま た は こ れ に 準 ず る 者

(注) デモンストラーションスポーツの競技会役員編成は、(公財)日本スポーツ協会の示す「国民スポーツ大会開催基準要項」に準じて、会場地市町が関係機関・団体と協議の上、決定する。

(注) 県外・県市町共催等競技会については、本基準を参考に県、会場地市町および関係競技団体が協議の上、編成する。

## 第79回国民スポーツ大会 招待者の範囲(案)

	区分	小分類
開催協力団体等関係者	特別協力者	国スポ開催に特に協力をいただいた団体等関係者
	スポーツ団体	県小学校体育連盟会長 県中学校体育連盟会長 県高等学校体育連盟会長 県学校体育連絡協議会長 県特別支援学校体育連盟会長 県スポーツ推進委員協議会会長 各市町体育・スポーツ協会等会長 各実施競技団体会長(理事長)
	学校関係	県保育協議会会長 私立保育園連盟会長 県日本保育協会会長 県国公立幼稚園・こども園長会会長 県私立幼稚園-認定こども園協会会長 県小学校長会会長 県中学校長会会長 県高等学校長協会 会長 県特別支援学校長会会長 県私立中学高等学校協会 会長 県専修学校各種学校連合会 会長 各大学・短期大学長 県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 県私立幼稚園協会PTA連合会会長 県PTA連合会会長 県公立高等学校PTA連合会 会長 県特別支援学校PTA連絡協議会会長 県私立中学高等学校保護者会連合会会長 式典協力学校長 県高等学校文化連盟会長
	県実行委員会	実行委員会委員 各専門委員会等委員長および委員 各部会部会長および委員
	市町	各市町長 各市町議会議長 各市町教育長 開・閉会式会場地市議会議員 開・閉会式会場地市教育委員 各会場地市町実行委員会事務局長
	報道関係	報道関係者
	その他関係者	日本オリンピック委員会
各都道府県		知事、議会議長、教育長 開催決定・内定国スポ局長、実行委員会事務局長 前回開催県スポーツ部局局長
県関係		各種行政委員会委員 県スポーツ推進審議会委員
県政功労者		県政に功績があった者

なお、上記から大会役員及び競技会役員を除くものとする。

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 総合リハーサルの実施日について

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」の総合開・閉会式と第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」の開・閉会式を円滑に運営するために行う総合リハーサルの実施日を次のとおり報告する。

なお、時間や参加者については、今後、関係団体等との調整を行った上で決定する。

### 両大会総合リハーサルの実施日

区分	国スポ総合リハーサル	障スポ総合リハーサル
実施日	2025年9月21日(日) (総合開会式の1週間前)	2025年10月18日(土) (開会式の1週間前)
会場	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)

※ 雨天決行とし、荒天の場合は、中止する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 総合案内所基本計画

1 設置目的

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに参加する選手団や大会関係者、観覧者等を温かくお迎えし、開・閉会式や各競技会、交通等に関する情報提供を行うとともに、観光や物産等、滋賀県の魅力発信を行うため、総合案内所を設置する。

2 設置者

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

3 種類・設置場所

開催時期		設置エリア	設置場所	設置期間 令和7年(2025年)
国スポ	会期前	公共交通拠点	米原駅 等	9月4日(木)～9月15日(月) 9月19日(金)～9月25日(木) (競技実施2日前～競技終了日まで)
		県運営競技会場	京都向日町競輪場	9月22日(月)～25日(木) (競技開始日～競技終了日まで)
	本大会	公共交通拠点	彦根駅 米原駅 等	9月26日(金)～10月8日(水) (総合開会式の2日前～総合閉会式の日まで)
		開・閉会式会場	彦根総合スポーツ公園	9月28日(日)～10月8日(水) (総合開会式の日～総合閉会式の日まで)
		県運営競技会場	①三木ホースランドパーク ②ラピュタボウル彦根 ③能勢ライフル射撃場 ④滋賀県希望が丘文化公園	①②9月29日(月)～10月3日(金) ③ 10月4日(土)～10月7日(火) ④ 10月3日(金)～10月7日(火) (競技開始日～競技終了日まで)
	障スポ	公共交通拠点	彦根駅 米原駅 等	10月23日(木)～10月27日(月) (開会式の2日前～閉会式の日まで)
開・閉会式会場		彦根総合スポーツ公園	10月25日(土)～10月27日(月) (競技開始日～競技終了日まで)	
各競技会場		障スポ各競技会場		

設置場所および設置期間は上記を基本とするが、利用見込み等を考慮し、必要に応じて追加・変更する。

#### 4 業務内容

公共交通拠点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両大会全般の案内について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両大会の概要</li> <li>・ 開・閉会式の内容</li> <li>・ 競技会の内容</li> <li>・ 競技結果</li> </ul> </li> <li>2 開・閉会式会場、競技会場等への交通案内</li> <li>3 観光・物産等の情報発信・案内</li> <li>4 その他</li> </ol>
開・閉会式会場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両大会全般の案内について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両大会の概要</li> <li>・ 開・閉会式の内容</li> <li>・ 開・閉会式会場内の案内</li> <li>・ 競技会の内容</li> <li>・ 競技結果</li> </ul> </li> <li>2 競技会場等への交通案内</li> <li>3 観光・物産等の情報発信・案内</li> <li>4 車椅子、ベビーカー、ラジオ、毛布の貸出し</li> <li>5 落とし物、迷子等への対応</li> <li>6 その他</li> </ol>
各競技会場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両大会全般の案内について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両大会の概要</li> <li>・ 競技会場内の案内</li> <li>・ 各競技会の内容</li> <li>・ 競技結果</li> </ul> </li> <li>2 開・閉会式会場、各競技会場等への交通案内</li> <li>3 観光・物産等の情報発信・案内</li> <li>4 車椅子、毛布の貸出し</li> <li>5 落とし物、迷子等への対応</li> <li>6 その他</li> </ol>

#### 5 その他

- (1) 全ての総合案内所に、聴覚に障害のある方々への情報提供のため、手話・筆談等を行う情報支援ボランティアを配置する。
- (2) 国スポ競技の各市町実行委員会は、円滑な競技運営等に資するため、必要に応じて競技会場や各市町村の交通拠点、選手団の指定バス乗降地等に案内所を設置する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポメダル制作方針

### 1 制作趣旨

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの各大会の入賞者等に健闘を称えることを目的に入賞メダルを制作する。

### 2 授与対象者

- (1) わた SHIGA 輝く国スポにおいては、天皇杯・皇后杯の成績対象となる正式競技の1位から3位までの選手に授与する。
- (2) わた SHIGA 輝く障スポにおいては、わた SHIGA 輝く障スポ競技開始式・表彰式実施要項に基づき、1位から3位までの選手およびその補助者（視覚障害選手の伴走者およびボッチャのランプオペレータ）にメダルを授与する。

### 3 デザイン・素材等

- (1) メダル本体および紐部分については「滋賀県らしさが感じられるデザインや素材」を取り入れる。
- (2) メダル本体には、大会名および開催年を表す数字を点字とともに施すことに加え、「1い」のように順位を表す点字を施す。
- (3) ロゴやマークについてはメダル本体に以下のとおり記す。  
国スポ： JAPAN GAMES ロゴ  
障スポ： 全国障害者スポーツ大会シンボルマーク
- (4) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャッフィー、チャッフィー」の使用有無は問わない。

### 4 制作方法

県で製作する。デザインについては県内の専門知識を有する者に依頼する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 公式ポスターデザインについて

### 1 応募状況について

- (1) 募集期間：令和5年7月3日（月）～令和5年9月29日（金）
- (2) 応募作品数：42（小学生2、中学生2、高校生1、大学生3、一般34）

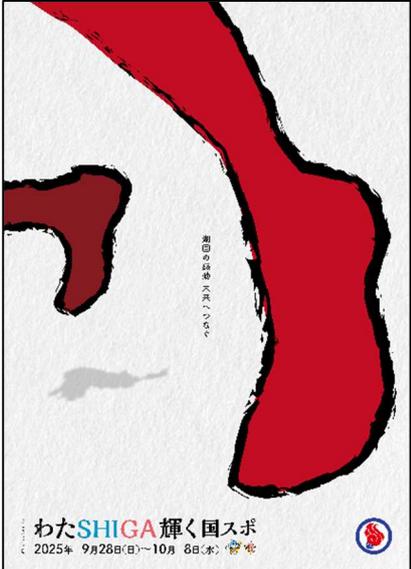
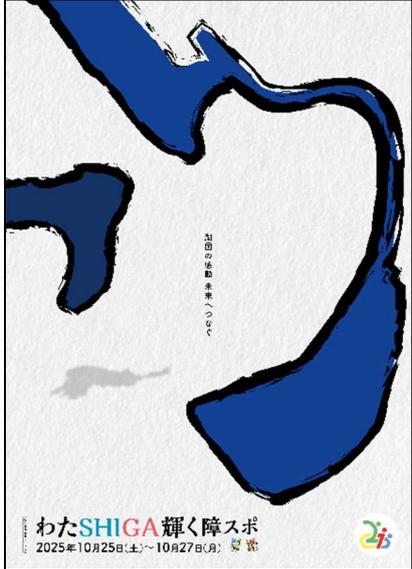
### 2 選考経過について

- (1) 1次審査（令和5年10月18日（水）～令和5年10月27日（金））  
ポスター等選定部会で委員の投票により上位15点を選定。
- (2) 2次審査（令和5年11月6日（月））  
1次審査を通過した15点について、ポスター等選定部会で審議し入賞作品候補4点、予備作品1点を選定。入賞作品候補について県民アンケート（回答数：約1.3万）と著作権等調査を実施。
- (3) 広報・県民運動専門委員会（令和6年2月20日）  
最優秀賞1点、優秀賞3点を選定。
- (4) 日本スポーツ協会国スポ委員会（令和6年3月5日）  
最優秀賞の作品を公式ポスターデザインとして承認。

### 3 入賞作品について

	市 町	氏 名
最優秀賞 (公式ポスター採用)	米原市	武立 あかり (滋賀県立大学4年生)
優秀賞	米原市	武立 あかり (滋賀県立大学4年生)
	長浜市	谷口印刷株式会社
	近江八幡市	Masahiro Minami Design

## ○公式ポスターデザイン（最優秀賞）

わた SHIGA 輝く 国スポ	わた SHIGA 輝く 障スポ	わた SHIGA 輝く 国スポ ポスター基本デザイン
		

### 【制作者による作品説明】

(国スポ・障スポ公式ポスター)

全ては一步踏み出すことから始まります。

その始まりの第一歩を描くことで、選手たちの躍動と内から滲み出る情熱を表現しています。墨の線を描いた理由は、国スポの歴史と伝統の重みを感じ取っていただきたいからです。

また、作品の中に余白を大きく取ることで、選手の試合に臨む際の緊張感を表すとともに、このポスターを見る人に選手たちの競技に臨むその瞬間の気持ちを想像していただけるように工夫しています。

影としてさりげなく琵琶湖を配置することで、滋賀県民が一体となってこの国スポ・障スポの成功を願う気持ちを表現しています。

(国スポポスター基本デザイン)

今こそバトンを受け継ぐ刻（とき）。

大会は今まで数えきれない人々によって受け継がれてきました。多くの選手、家族、運営スタッフ、地域の方々...そうして受け継がれてきた大切なバトンを今、この滋賀でお預かりしています。

今この一瞬はかけがえのない時間であることを多くの方に知っていただきたいという思いから、バトンが渡される瞬間をポスターに表現しています。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポおもてなし広場基本計画

## 1 設置目的

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいては、次のことを目的に、両大会の開・閉会式会場および県が運営する競技会場に「おもてなし広場」を設置する。

- (1) 全国から来県される各選手団や大会関係者等の多くの方々をおもてなしの心であたたかく迎え、交流の輪を広げる。
- (2) 滋賀らしい豊かな自然や歴史・文化、それらに育まれた食などの様々な魅力を体感いただくことで、両大会終了後も本県への関心を持ち、本県とのつながりや交流を望む「滋賀ファン」を増やす。

## 2 設置主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

## 3 設置場所・設置期間

## (1) わた SHIGA 輝く国スポ

所在地	式典・競技名	会場	設置期間
彦根市	総合開・閉会式	彦根総合スポーツ公園	令和7年9月28日(日)、 10月3日(金)～8日(水)
	陸上競技		
彦根市	ボウリング	ラピュタボウル彦根	令和7年9月29日(月) ～10月3日(金)
野洲市	ラグビーフットボール	滋賀県希望が丘文化公園	令和7年10月3日(金) ～7日(火)
京都府向日市	自転車(トラック・レース)	京都向日町競輪場	令和7年9月22日(月) ～25日(木)
大阪府豊能郡 能勢町	ライフル射撃 (50m、10m、BR・BP)	能勢ライフル射撃場	令和7年10月4日(土) ～7日(火)
兵庫県三木市	馬術	三木ホースランドパーク	令和7年9月29日(月) ～10月3日(金)

(注) 彦根総合スポーツ公園について、令和7年9月29日(月)～10月2日(木)は競技がないため、広場は開設しない。

## (2) わた SHIGA 輝く障スポ

所在地	式典・競技名(障害区分)	会場	設置期間
彦根市	開・閉会式	彦根総合スポーツ公園	令和7年10月25日(土) ～27日(月)
	陸上競技(身・知)		
彦根市	ボウリング(知)	ラピュタボウル彦根	令和7年10月25日(土) ～27日(月) (競技が実施される期間)
大津市	バスケットボール(知)	滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)	
	車いすバスケットボール(身)		
長浜市	フットソフトボール(知)	長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)	
近江八幡市	バレーボール(身)	近江八幡市立運動公園体育館	
草津市	水泳(身・知)	インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)	
	バレーボール(精)	草津市立総合体育館	

守山市	サッカー（知）	野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)
甲賀市	フライングディスク（身・知）	甲賀市水口スポーツの森
	ボッチャ（身）	甲賀市水口体育館
野洲市	卓球（身・知・精）※サウンド テーブルテニス（身）を含む	野洲市総合体育館
湖南市	バレーボール（知）	湖南市総合体育館
高島市	ソフトボール（知）	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド
東近江市	グラウンドソフトボール（身）	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド
愛荘町	アーチェリー（身）	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

(注) 設置期間は、今後決定される各競技日程に応じて変更する場合がある。

#### 4 実施内容

##### (1) 彦根総合スポーツ公園（開・閉会式会場）

主な区分	内容
関係機関・協賛企業等出店	日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会・協賛企業・特別協賛企業の出店、県・市町のPRブース等
その他企業・団体等出店	民間企業・団体等がスポーツ用品や土産等を販売、障害者就労施設等の製品展示・販売
特産品販売	特産品や郷土料理、ご当地グルメ等を販売
休憩所	休憩スペース、映像放映等を実施

##### (2) (1) 以外の競技会場

内容
郷土料理などの飲食物や物産等を販売、ふるまい等を実施

#### 5 開・閉会式の来場予定者数

##### (1) わた SHIGA 輝く国スポ (単位：人)

総合開会式（令和7年9月28日（日））	総合閉会式（令和7年10月8日（水））	合計
20,000	10,000	30,000

※先催3県（鹿児島県、栃木県、茨城県）の広場の平均来場者数をベースに算定

##### (2) わた SHIGA 輝く障スポ (単位：人)

開会式（令和7年10月25日（土））	閉会式（令和7年10月27日（月））	合計
15,000	15,000	30,000

※先催3県（鹿児島県、栃木県、福井県）の広場の平均来場者数をベースに算定

#### 6 その他

広場の運営については、バリアフリーなど人に優しく環境に配慮した運営方法を検討する。また、設置期間を通して来場者に地元の食や特産品を楽しんでもらえるよう出店者の確保に努める。

【各ブースイメージ】

(1) 彦根総合スポーツ公園

協賛企業



市町PR



スポーツ用品・土産品



障害者就労施設



特産品



ご当地グルメ



休憩所



## (2) 各競技会場



### 【各競技会参加予定者数】

#### (1) 国スポ競技

陸上競技	ボウリング	ラグビー フットボール	自転車(トラク ク・レース)	ライフル射撃 (50m、10m、 BR・BP)	馬術
47,000	4,000	11,000	9,000	6,000	15,000

※先催3県(栃木県、茨城県、福井県)の競技会の平均参加者数をベースに算定

#### (2) 障スポ競技

陸上競技(身・知)	ボウリング(知)	バスケットボール(知)	車いすバスケット ボール(身)
15,000	1,300	1,900	2,900

フットソフトボール (知)	バレーボール(身)	水泳(身・知)	バレーボール(精)
1,200	1,900	4,700	1,700

サッカー(知)	フライングディスク (身・知)	ボッチャ(身)	卓球(身・知・精) ※サウンドテーブル テニスを含む
2,200	4,800	900	3,400

バレーボール(知)	ソフトボール(知)	グランドソフトボール (身)	アーチェリー(身)
2,100	1,700	1,600	1,000

※先催3県(栃木県、福井県、愛媛県)の競技会の平均参加者数をベースに算定

## 【今後の予定】

時期	内容
令和6年2月	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポおもてなし広場基本計画（案）審議、決定
令和6年4月～	広場レイアウト、売店等設置運営要項、出店料等を検討
8月～	出店意向調査（関係機関、協賛企業等）
12月	売店等設置運営要項（案）審議、決定
令和7年1月～	出店意向調査（民間企業等）
5月～6月	出店意向とりまとめ
8月	出店者説明会
9月～	広場設置、運営

わたSHIGA輝く国スポ 自衛隊協力要請計画書

【リハーサル大会】

競技名	会場地	支援部隊 (予定)	競技会会期 【協力要請期間】	競技会場	協力項目	協力要請規模	
						隊員数	主な装備品
馬術	兵庫県 三木市	陸上自衛隊 姫路駐屯地	令和7年6月7日～8日 (監督会議：6月6日) 【令和7年5月20日～6月8日】 <事前訓練第1回> 5月中旬の5日間程度 <事前訓練第2回> 5月31日～リハ大会直前の6日間程度	三木ホースランドパーク	1 障害物の設置、点検、保守および撤去（運搬を含む） 2 障害飛越競技場内馬場の整地、維持補助 3 選手の救護補助 4 障害物の設置等の事前訓練	60	大型車両 中型車両 小型車両
ローイング	(この大会は開催されず)						
カヌー (スラローム・ワイルドウォーター)	大津市	陸上自衛隊 大久保駐屯地	令和6年10月26日～10月27日 【令和6年10月25日～10月27日】	瀬田川特設カヌー競技場	1 競技艇の運搬・輸送 2 降艇補助 3 救助・搬送	20	中型車両 担架 無線機 ライフジャケット
銃剣道	高島市	陸上自衛隊 今津駐屯地	令和6年9月8日 【令和6年9月6日～9月8日】	新旭体育館	1 競技運営（総務、進行、記録、用具点検等） 2 会場設営・撤去	62	大型車両 中型車両 小型車両

※ 装備品については、自衛隊員の移動および装備品の運搬等、競技会場への移動および運搬のみに使用する車両を含まない。

※ 隊員数および装備品数等については予定であり、今後協議を通じて変更する可能性がある。

## わたSHIGA輝く国スポ 自衛隊協力要請計画書

### 【本大会】

競技名	会場地	支援部隊 (予定)	競技会会期 【協力要請期間】	競技会場	協力項目	協力要請規模	
						隊員数	主な装備品
馬術	兵庫県 三木市	陸上自衛隊 姫路駐屯地	令和7年9月29日～10月3日 (監督会議：9月28日) 【令和7年8月30日～10月3日】 <事前訓練第3回> 8月30日～9月10日の7日間程度 <事前訓練第4回> 9月22日～大会直前の6日間程度	三木ホースランドパーク	1 障害物の設置、点検、保守および撤去（運搬を含む） 2 障害飛越競技場内馬場の整地、維持補助 3 選手の救護補助 4 障害物の設置等の事前訓練	60	大型車両 中型車両 小型車両
ローイング	大津市	陸上自衛隊 大久保駐屯地	令和7年10月4日～10月7日 【令和7年10月1日～10月7日】	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)	1 水上監視 2 水難者（水上傷病者を含む）の救助・救護補助 3 発艇補助（ボートホルダー）	30	小型艇 無線機 ライフジャケット
カヌー (スラローム・ワイルドウォーター)	大津市	陸上自衛隊 大久保駐屯地	令和7年10月3日～10月6日 【令和7年10月2日～10月6日】	瀬田川特設カヌー競技場	1 競技艇の運搬・輸送 2 降艇補助 3 救助・搬送	20	中型車両 担架 無線機 ライフジャケット
銃剣道	高島市	陸上自衛隊 今津駐屯地	令和7年10月4日～10月6日 【令和7年10月2日～10月7日】	新旭体育館	1 競技運営（総務、進行、記録、用具点検等） 2 会場設営・撤去	62	大型車両 中型車両 小型車両

※ 装備品については、自衛隊員の移動および装備品の運搬等、競技会場への移動および運搬のみに使用する車両を含まない。

※ 隊員数および装備品数等については予定であり、今後協議を通じて変更する可能性がある。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 正式競技競技会場名の変更について

【国民スポーツ大会】

《水泳競技》

競技名	種目	市名	競技会場	
			(変更前)	(変更後)
水泳	競泳	草津市	(仮称)草津市立 プール	インフロニア草津アクアティクス センター(草津市立プール)
	飛込			
	水球			
	アーティスティック スイミング			

(理由)

ネーミングライツの導入に伴う変更。

《自転車競技》

競技名	種目	市名	競技会場	
			(変更前)	(変更後)
自転車	トラック・レース	京都府 向日市	向日町競輪場	京都向日町競輪場

(理由)

中央競技団体および競技会場施設から、愛称として使用している名称に変更するよう申し出があったため。

【全国障害者スポーツ大会】

《水泳競技》

競技名	市名	競技会場	
		(変更前)	(変更後)
水泳	草津市	(仮称)草津市立 プール	インフロニア草津アクアティクス センター(草津市立プール)

(理由)

ネーミングライツの導入に伴う変更。

## わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ競技名の変更について

実施競技名		主管団体名	市名	競技会場
(変更前)	(変更後)			
百人一首競技かるた	小倉百人一首競技かるた	大津あきのた会	大津市	滋賀県立武道館

(理由) 主管団体から競技名変更の申し出があったため。

## わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ主管団体名の変更について

実施競技	主管団体		市名	競技会場
	(変更前)	(変更後)		
ラジオ体操第3 (初代・二代目)	大津市スポーツ協会	一般社団法人大津市スポーツ協会	大津市	皇子が丘公園体育館

(理由) 一般社団法人化による名称変更。

No.	競技・種目名	会場地	大会名	実施予定日	競技会場名
1	陸上競技	彦根市	第92回近畿陸上競技選手権大会 第109回日本陸上競技選手権大会近畿地区予選会	2024年8月31日～9月1日	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)
2	水泳	草津市	第71回全国国公立大学選手権水泳競技大会	2024年8月9日～11日	インフロンニア草津アクアティクスセンター (草津市立プール)
			開催しない	—	—
			2024年度全国全日本ユース水球競技選手権大会近畿予選会	2024年9月28日～29日	インフロンニア草津アクアティクスセンター (草津市立プール)
		アーティスティックスイミング	開催しない	—	—
		オープンウォータースイミング	長浜市	琵琶湖・長浜オープンウォータースイムレース	2025年8月16日～17日
3	サッカー	東近江市	第60回全国社会人サッカー選手権大会	2024年10月18日～23日	東近江市総合運動公園布引陸上競技場
		京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド			
		東近江市能登川グラウンド			
		守山市			野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)
		甲賀市			甲賀市水口スポーツの森陸上競技場
大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場				
					伊香立公園芝生グラウンド
4	テニス	大津市	第47回全日本都市対抗テニス大会	2024年7月19日～21日	大石緑地スポーツ村テニスコート
5	ローイング	大津市	第70回中日旗争奪びわ湖レガッタ	2024年8月24日～25日	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)
6	ホッケー	米原市	2024年度(男子第66回・女子第46回)全日本社会人ホッケー選手権大会	2024年9月20日～25日	OSPホッケースタジアム (滋賀県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド
7	ボクシング	東近江市	第76回全日本社会人選手権大会 第3回全日本女子ジュニア選手権大会	2024年12月18日～22日	東近江市能登川アリーナ
8	バレーボール	草津市	令和6年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会近畿ブロックラウンド	2024年9月28日～29日	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)
		近江八幡市			近江八幡市立運動公園体育館
		守山市			守山市民体育館
	ビーチバレーボール	長浜市	わたSHIGA輝く国スポビーチバレーボール競技リハーサル大会	2025年6月7日～8日	豊公園自由広場特設会場
9	体操	大津市	第78回近畿高等学校体操競技・新体操選手権大会	2024年6月15日～16日	滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)
		大津市		2024年6月8日～9日	滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)
		大津市		第59回全日本学生トランポリン競技選手権大会	2024年8月24日～25日
10	バスケットボール	大津市	第7回全日本社会人バスケットボール選手権大会近畿ブロック予選	2024年12月14日～15日	滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)
		野洲市	日本社会人バスケットボールリーグ	2025年1月25日～26日	野洲市総合体育館
		草津市	日本社会人バスケットボール地域リーグ	2024年10月19日～20日	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)
11	レスリング	栗東市	第60回近畿高等学校レスリング選手権大会	2024年6月20日～23日	栗東市民体育館
12	セーリング	大津市	高松宮妃記念杯第70回全日本実業団ヨット選手権大会 第24回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 2024年全日本セーリング選手権大会	2024年9月14日～16日	大津市柳が崎特設セーリング会場
13	ウエイトリフティング	高島市	内閣総理大臣杯第61回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ第16回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会	2024年11月20日～24日	滋賀県立安曇川高等学校体育館
14	ハンドボール	彦根市	第29回ジャパンオープンハンドボールトーナメント	2024年8月9日～12日	プロシードアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)
		近江八幡市			彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館) あづちマリエート
15	自転車	京都府向日市	第59回全国都道府県対抗自転車競技大会	2024年9月23日～24日	京都向日町競輪場
		東近江市		2024年9月22日	東近江市特設ロードレースコース
16	ソフトテニス	長浜市	男子第69回・女子第68回全日本実業団ソフトテニス選手権大会	2024年7月27日～28日	長浜市民庭球場
					長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)
17	卓球	野洲市	2024年全日本卓球選手権大会(団体の部)	2024年10月18日～20日	野洲市総合体育館

No.	競技・種目名	会場地	大会名	実施予定日	競技会場名	
18	軟式野球	草津市	第28回西日本軟式野球選手権大会	2024年11月1日～4日	草津グリーンスタジアム	
		守山市			守山市民球場	
		甲賀市			甲賀市民スタジアム	
		東近江市			東近江市ひばり公園湖東スタジアム	
		日野町			日野町大谷公園野球場	
19	相撲	長浜市	第62回全国教職員相撲選手権大会	2024年8月17日～18日	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	
20	馬術	兵庫県 三木市	わたSHIGA輝く国スポ馬術競技リハーサル大会	2025年6月5日～8日	三木ホースランドパーク	
21	フェンシング	大津市	第77回全日本フェンシング選手権大会(団体戦)	2024年12月20日～22日	ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)	
22	柔道	長浜市	第74回全日本実業柔道団体対抗大会	2024年6月8日～9日	長浜伊香ツインアリーナ	
23	ソフトボール	東近江市	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	2024年9月14日～16日	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	
		高島市			高島市今津総合運動公園第1グラウンド	
		草津市			草津市立野村運動公園グラウンド	
		守山市			守山市民球場	
24	バドミントン	大津市	バドミントンS/JリーグII 2024	2024年11月14日～17日	滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)	
25	弓道	彦根市	第71回全日本勤労者弓道選手権大会	2024年6月8日～9日	プロシードアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	
26	ライフル 射撃	25m	大津市	令和6年度全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会	2024年9月15日～16日	滋賀県警察学校射撃場
		50m、10m、 BR・BP	大阪府 能勢町	令和6年度全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会	2024年9月14日～16日	能勢ライフル射撃場
27	剣道	湖南市	第77回滋賀県民総スポーツの祭典剣道競技大会	2024年7月28日	湖南市総合体育館	
28	ラグビーフットボール	野洲市	SHIGA SEVENS FESTIVAL	2024年6月22日～23日	滋賀県希望が丘文化公園	
29	スポーツ クライミング	リード、 ボルダー	竜王町	第12回日本学生スポーツクライミング対校選手権大会	2025年6月6日～8日	竜王町総合運動公園
30	カヌー	スプリント	東近江市	第61回関西カヌースプリント選手権大会 令和6年度近畿高等学校カヌー新人選手権大会	2024年10月26日～27日	伊庭内湖特設カヌー競技場
		スラローム、 ワイルドウォーター	大津市	わたSHIGA輝く国スポカヌー競技リハーサル大会(カヌースラローム・ワイルドウォーター)	2024年10月26日～27日	瀬田川特設カヌー競技場
31	アーチェリー	愛荘町	第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会	2024年7月20日～21日	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	
32	空手道	大津市	令和6年度滋賀県民総スポーツの祭典第77回滋賀県民スポーツ大会空手道競技	2024年7月14日	ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)	
33	銃剣道	高島市	わたSHIGA輝く国スポ銃剣道競技リハーサル大会	2024年9月8日	新旭体育館	
34	なぎなた	彦根市	第65回都道府県対抗なぎなた大会	2024年5月25日～26日	パナソニック株式会社くらシアプライアンス社 彦根工場多目的ホール	
35	ボウリング	彦根市	内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯第53回全国都道府県対抗ボウリング選手権	2024年11月22日～24日	ラビュタボウル彦根	
36	ゴルフ	栗東市	開催しない	—	—	
		甲賀市				
		東近江市				
37	トライアスロン	近江八幡市	びわ湖トライアスロンin 近江八幡 特別大会	2024年9月8日	近江八幡市特設トライアスロン会場	
38	高等学校野球	硬式	大津市	開催しない	—	
		軟式	甲賀市	令和6年度秋季近畿地区高等学校軟式野球大会	2024年11月9日～16日	甲賀市民スタジアム
			高島市			高島市今津総合運動公園今津スタジアム

## わた SHIGA 輝く障スポ競技開始式・表彰式実施要項

### 1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く障スポの開始式および表彰式の実施について必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会および競技運営主管団体が会場地市町と協議のうえ、協力して実施する。

### 3 実施内容

競技開始式および表彰式の内容は概ね次のとおりとするが、会場の特性や選手のコンディション等の諸条件に配慮し、必要に応じて簡素に行うものとする。

#### (1) 競技開始式

- ア 開式通告
- イ 選手・役員入場
- ウ 開会宣言
- エ あいさつ
- オ 歓迎のことば
- カ 選手宣誓
- キ 閉式通告
- ク 選手・役員退場

#### (2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 選手・役員入場
- ウ 成績発表
- エ 表彰
- オ あいさつ
- カ 閉会宣言
- キ 閉式通告
- ク 選手・役員退場

#### 4 表彰

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱第 15 項に基づき以下のとおりとする。

- (1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に 1 位から 3 位までの選手にメダルを授与する。陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2 位、3 位のチームに賞状、1 位から 3 位までの選手にメダルを授与する。

#### 5 その他

この要項に定めるほか必要な事項は、関係者が協議のうえ決定する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等自主警備業務実施計画

警備・消防専門委員会に委任された本事項について、審議の結果、以下のとおり決定されたので報告する。

### <目 的>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等の開催に伴う自主警備体制および活動要領について必要な事項を定め、事件・事故等の未然防止および発生時における速やかな事態の收拾を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の生命・身体・財産を保護するもの

### <内 容>

別添資料のとおり

### <策定経過>

令和5年1月 23日 第4回警備・消防専門委員会 計画(中間案)の審議

令和6年2月 8日 第5回警備・消防専門委員会 計画(案)の審議・決定

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等自主警備業務実施計画

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この計画は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制および活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止および発生時における速やかな事態の收拾を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

(実施機関)

第 2 条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

## 第 2 章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日および実施場所)

第 3 条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
わた SHIGA 輝く国スポ 総合開・閉会式リハーサル	令和 7 年(2025 年) 9 月 21 日(日)	○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺
わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式	令和 7 年(2025 年) 9 月 28 日(日)	○ その他関係施設
わた SHIGA 輝く国スポ 総合閉会式	令和 7 年(2025 年) 10 月 8 日(水)	(荒天時) 未定
わた SHIGA 輝く障スポ 開・閉会式リハーサル	令和 7 年(2025 年) 10 月 18 日(土)	
わた SHIGA 輝く障スポ 開 会 式	令和 7 年(2025 年) 10 月 25 日(土)	
わた SHIGA 輝く障スポ	令和 7 年(2025 年)	

閉 会 式	10月27日(月)	
事前警戒・警備	令和7年(2025年) 9月中旬(予定) ～9月27日(土) 令和7年(2025年) 10月中旬(予定) ～10月24日(金)	

(組織および任務)

第4条 実施本部は、自主警備業務に万全を期するため、実施本部内に警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表(別表)のとおり編成し、本部員(わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。)および警戒員(委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。)(以下「本部員等」という。))に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第5条 警備消防防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第6条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関および実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 実施場所の把握

効果的に自主警備活動を行い、迅速に現場へ急行できるよう、実地踏査により、開閉会式会場の入退場経路等の状況、施設の規模、構造、収容能力、非常口、避難経路、避難場所等を把握する。

(2) 事前警戒・警備

ア 仮設物の転倒や損壊の防止、会場内への不審者の侵入防止および不審物件の発見のため事前の警戒・警備を行う。

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作または自動操作により飛行させることができる無人航空機(以下「ドローン等」という。))による犯罪行為や妨害行為を未然に防止するため、自主警備関係機関と連携して対策を講ずる。

ウ 自主警備関係機関と連携して来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、必要に応じてあらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講ずるとともに、

車両の突入を阻止する。

(3) 交通誘導整理

- ア 駐車許可証等確認場所において、両大会関係車両に対し駐車許可証等の有無を確認する。なお、駐車許可証等を携帯していない車両については、許可の有無を確認の上、必要に応じて許可証の再発行を行う。
- イ 両大会関係車両に対し、指定駐車場への案内・誘導を行う。
- ウ 一般車両が両大会関係車両駐車場へ進入することを防止する。また、通行規制を行う場合は、通行規制場所において迂回路の指示を行う。
- エ 交通渋滞および交通事故の原因となる駐車車両を発見したときは、運転手等に対して移動を要請する。要請に応じない場合または運転手等不在の場合は、自主警備関係機関と連携して対策を講ずる。
- オ 歩行者の安全を確保するため、会場直近の交差点等において交通の誘導整理を行う。

(4) 会場内外通行管理

- ア 来場者種別に応じた動線案内および通行誘導を行う。
- イ 両大会参加者等以外の一般通行者に対して、立入制限場所および迂回路を案内する。
- ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両および人員を確認するとともに、当該車両と歩行者との接触事故を防止するための通路を確保する。
- エ 入場用ADカード等の通行管理レベル識別証（以下「ADカード等」という。）に応じた通行の適否を確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場者の案内・整理を行う。

(5) 雑踏警備

- ア シャトルバス発着場、おもてなし広場、連絡橋、各入場口等、人の滞留や混雑が予想される場所において、来場者の誘導を行うとともに、所要時間等を広報し、焦燥感の軽減を図る。
- イ 駆け足、押し合い等による転倒等の事故を防止するため、動線別の案内、誘導を行うとともに、階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所については、資器材を活用して注意喚起を行う。
- ウ 来場者が過密となり、事故等の発生のおそれがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置を講ずる。

(6) 会場入退場者管理

- ア 開・閉会式会場にADカード等により入場管理を行う区域（以下「AD管理エリア」という。）を設定し、ADカード等を所持していない者の入場を禁止する。
- イ AD管理エリア内に入場する来場者のADカード等を確認するため、AD管理エリアの入口にADカード等確認場所を設置する。本部員等は、ADカード等の確

認および本人確認（以下「本人確認等」という。）を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ AD管理エリアにおける途中退場者に対して、再入場時に本人確認を再度行うことを伝え、再入場するときは確実に本人確認等を行う。

エ 式典会場の入口に金属探知機検査および手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で定める式典会場内に持ち込むことを禁止する物（以下「持込禁止物」という。）を発見する。

オ 持込禁止物を式典会場内に持ち込ませないため、持込禁止物一時預かり所および飲料移し替え所（以下「一時預かり所等」という。）を設置する。本部員等は、一時預かり所等を適切に管理運営する。

カ 式典会場における途中退場者に対して、再入場時に手荷物検査等を再度行うことを伝え、再入場するときは確実に手荷物検査等を行う。

キ 式典会場の入場口において、入退場者数を時間ごとに確認し、会場内の来場者を管理する。

#### (7) 不審者、不審物件等に対する警戒

ア 本部員等は、不審者、不審物件、不審車両、無人航空機等を認知または発見したときは速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

イ 本部員等は、会場管理運営要綱で定める開・閉会式会場内において禁止する行為を行う者に対し、注意・警告等を行い、従わない場合は退場させる。

ウ 本部員等は、犯罪行為や妨害行為をした者またはしようとする者を認知または発見したときは、速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

エ 報告を受けた警備消防防災本部は、直ちに自主警備関係機関に通報・連絡を行う。

#### (8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物および拾得物の発見または届出があったときは、速やかに警備消防防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

#### (事件・事故等発生時における対応)

第7条 警備消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

##### (1) 通報・連絡

ア 本部員等は、事案等を認知または発見したときは、警備消防防災本部へ事案等の

概要を報告する。

イ 報告を受けた警備消防防災本部は、直ちに本部員等を現場に派遣し、当該事案等の事実確認、状況把握を行うとともに、自主警備関係機関に通報・連絡を行う。

(2) 初期対応

ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。

(ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備関係機関が行う活動への支援、周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧、収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大のおそれがある場合は、実施本部および自主警備関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講ずる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 両大会参加者等の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ) 可能な範囲で事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴および事案の概要を記録する。

(ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼び掛ける。

(オ) 現場に通じる緊急車両の通行路を確保し、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を講ずる。

(3) 犯罪等予告等に対する対応

警備消防防災本部は、犯罪等の予告等の犯罪情報を入手した場合は、速やかに自主警備関係機関に通報するとともに、協力して不審者および不審物件の発見に努める。この際、両大会参加者等に混乱等が生じないように配慮し、協力して対応する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第8条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第9条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容、講じた措

置等について、「開・閉会式等自主警備業務記録」（様式第1号）、「無線等通信記録」（様式第2号）および「事件・事故等発生状況報告書」（様式第3号）により記録する。

（通信連絡）

第10条 警備消防防災本部および自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

### 第3章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・县市町共催等競技会場における活動

（実施期日および実施場所）

第11条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和7年(2025年) 9月29日(月) ～10月3日(金)	【彦根市】 ○ラピュタボウル彦根[ボウリング]
	10月3日(金) ～10月7日(火)	【野洲市】 ○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフットボール]
	9月22日(月) ～9月25日(木)	【京都府向日市】 ○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レース)]
	10月4日(土) ～10月7日(火)	【大阪府豊能郡能勢町】 ○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃(50m、10m、BR・BP)]
	9月29日(月) ～10月3日(金)	【兵庫県三木市】 ○三木ホースランドパーク[馬術]
	※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。

(活動要領)

第 12 条 自主警備体制および活動要領は、第 2 章の規定を準用し、関係機関と調整の上、協力して行う。

#### 第 4 章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第 13 条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所 ( 予 定 )
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和 7 年(2025 年) 10 月 24 日(金) ～10 月 27 日(月) (公式練習日含む)  ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	<b>【大津市】</b> ○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)] <b>【彦根市】</b> ○平和堂HATOスタジアム(彦根総合スポーツ公園陸上競技場)[陸上競技(身・知)] ○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)] <b>【長浜市】</b> ○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)] <b>【近江八幡市】</b> ○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)] <b>【草津市】</b> ○インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)[水泳(身・知)] ○草津市立総合体育館[バレーボール(精)] <b>【守山市】</b> ○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)] <b>【甲賀市】</b> ○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)] ○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)] <b>【野洲市】</b>

		<p>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブル テニスを含む)(身・知・精)]</p> <p><b>【湖南市】</b></p> <p>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</p> <p><b>【高島市】</b></p> <p>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・ 第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p><b>【東近江市】</b></p> <p>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウン ド[グランドソフトボール(身)]</p> <p><b>【愛荘町】</b></p> <p>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド [アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても 実施場所を含むものとする。また、実施本部等 が必要と認める場合は、競技会場および練習 会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を 含むものとする。</p>
--	--	--

(活動要領)

第14条 自主警備体制および活動要領は、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と協議の上、協力して整備する。

## 第5章 研修・訓練

(研修・訓練等の実施)

第15条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第16条 自主警備業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備業務に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。

(4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

## 第6章 雑則

(委任)

第17条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第4条関係）

警備消防防災本部編成表

編 成	業 務 内 容
警備消防防災本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> </ul>
警備消防防災班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備関係機関（※1）との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>
本部員・警戒員 （※3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各部各班との調整</li> <li>○ 自主警備関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 教育訓練</li> <li>○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者等の管理および整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応</li> </ul> </li> <li>・ 事件事故等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> </ul> </li> <li>・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> </ul> </li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

※1 自主警備関係機関とは、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、または発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※3 「本部員」とは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。  
「警戒員」とは、委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。

様式第1号（第9条関係）

開・閉会式等自主警備業務記録

行 事 名	国スポ 事前警備・開・閉会式総合リハーサル・総合開会式・総合閉会式・競技（ ）		
	障スポ 事前警備・開・閉会式リハーサル・開会式・閉会式・競技（ ）		
実 施 日 時	令和7年（2025年） 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
記 録 者	（当日勤務員の代表者が記名）		
事件・事故等 発 生 状 況	1	発生日時	
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	
	2	発生日時	
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	
	3	発生日時	
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	
備 考			



様式第3号（第9条関係）

事件・事故等発生状況報告書

事案種別	雑踏事故 妨害事案 暴行事案 盗難事案 その他( )
認知日時	令和7年(2025年) 月 日( ) 午前・午後 時 分
認知方法等	[認知状況] 現認・認知 (口頭・有線・携帯・無線) [通報者] 実施本部員・ボランティア・大会参加者・警備員・自主警備関係機関( ) ※通報者の住所、氏名、年齢、連絡先(電話番号)等
発生日時	令和7年(2025年) 月 日( ) 午前・午後 時 分
発生場所	
事案等の概要	
関係者人定事項 (甲)	住所 職業 氏名 年齢: 歳 (男・女) 電話番号
関係者人定事項 (乙)	住所 職業 氏名 年齢: 歳 (男・女) 電話番号
事案等概要	
被害金品等	
措置	
	現場臨場者 役職・氏名
備考	
報告年月日	令和7年(2025年) 月 日( )
報告者	警備消防防災本部 係 氏名

※ 事案等関係者が3名以上いる等記入欄が不足する場合は、備考欄または別紙(様式自由)に記載して報告すること。

※ 記載に当たっては事案の推移、措置等の時系列を明らかにして報告すること。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等消防防災業務実施計画

警備・消防専門委員会に委任された本事項について、審議の結果、以下のとおり決定されたので報告する。

### <目 的>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等の開催に伴う消防防災体制および活動要領について定め、火災その他の災害の未然防止および発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全を確保するもの

### <内 容>

別添資料のとおり

### <策定経過>

令和5年1月 23日 第4回警備・消防専門委員会 計画(中間案)の審議

令和6年2月 8日 第5回警備・消防専門委員会 計画(案)の審議・決定

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等消防防災業務実施計画

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制および活動要領について定め、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止および発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全を確保することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規定や開・閉会式等関係施設の管理者（以下「各施設管理者」という。）が定めた消防計画等によるもののほか、この計画の定めによる。

(実施機関)

第3条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）および各施設管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

## 第2章 火災等予防管理

(火気等使用予防管理)

第4条 実施本部は、火災予防および災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の指定

喫煙場所、火気設備機器等の使用場所は、各施設管理者と協議の上、指定する。

(2) 各施設管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置

イ 各種火気設備機器等の設置または変更

- ウ 式典等における火気の使用
- エ 催物施設整備での火気の使用
- オ 臨時売店における火気の使用
- カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

(3) 露店等の開設に伴う消防機関との協議

露店等の開設については、実施場所を管轄する消防と事前に協議を行う。

(遵守事項)

第5条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 喫煙は喫煙所で行うこと。
- (2) 電熱器、ガス器具等の火気設備器具は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。
- (4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備器具は確実に点検を行って安全を確認すること。
- (5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

2 両大会に関係する全ての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸付近に閉鎖の障害となる物品または延焼の媒介となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

### 第3章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日および実施場所)

第6条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
わた SHIGA 輝く国スポ 総合開・閉会式リハーサル	令和7年(2025年) 9月21日(日)	○ 彦根総合スポーツ公園敷地内お よびその周辺
わた SHIGA 輝く国スポ 総 合 開 会 式	令和7年(2025年) 9月28日(日)	○ その他関係施設
わた SHIGA 輝く国スポ 総 合 閉 会 式	令和7年(2025年) 10月8日(水)	(荒天時) 未定
わた SHIGA 輝く障スポ 開・閉会式リハーサル	令和7年(2025年) 10月18日(土)	
わた SHIGA 輝く障スポ	令和7年(2025年)	

開 会 式	10月25日(土)	
わた SHIGA 輝く障スポ 閉 会 式	令和7年(2025年) 10月27日(月)	
事 前 予 防 ・ 点 検	令和7年(2025年) 9月中旬(予定) ～9月27日(土) 令和7年(2025年) 10月中旬(予定) ～10月24日(金)	

(組織および任務)

第7条 実施本部は、消防防災業務に万全を期するため、警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表(別表1)のとおり編成し、本部員(わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。)および警戒員(委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。)(以下「本部員等」という。)に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

2 火災等が発生し、または発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する「臨時消防防災組織」(別表2)を編成する。

(関係機関等との連携)

第8条 警備消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関および各施設管理者と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第9条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設管理者および実施本部各班と連携して、次のとおり消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路および階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火戸付近に閉鎖の支障となる物品および延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難口誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況および使用上支障となる物品の有無

- ケ 消防水利の異常の有無および採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況および異常の有無ならびに封印の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、点検結果を「予防管理・点検・措置結果報告書」（様式第1号）により、警備消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班および消防防災関係機関に連絡を行うとともに、必要に応じて速やかに是正・改善を行う。

(緊急車両の配備)

第10条 警備消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、あらかじめ消防と協議の上、定める。

(火災等発見時の措置)

第11条 火災等の発生を認知または発見した者は、消防防災関係機関へ速やかに通報するとともに、警備消防防災本部に対して電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

(火災等発生時における対応)

第12条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合または情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関および各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

- ア 火災等の情報または発生の報告を受領したときは、その報告内容を「無線等通信記録」（様式第2号）に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。
- イ 火災等の発生を確認した場合は、直ちに消防防災関係機関に通報するとともに、「火災等発生状況報告書」（様式第3号）により火災等の内容を把握する。
- ウ 把握した火災等の状況に応じて、実施本部救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行う。

## (2) 初期対応

ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。

- (ア) 本部員を現場に派遣し、消防防災関係機関による消火活動等への支援を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編成し、運用する。
- (イ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報を収集し、逐次、実施本部、消防防災関係機関等に通報・連絡を行う。
- (ウ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報・連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。
- (エ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

- (ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行う。負傷者がいる場合は、救護活動を優先する。
- (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導を行う。
- (ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動等に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理を行う。
- (エ) 可能な範囲で火災等に係る目撃者、参考人等の確保に努める。
- (オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱等危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼び掛ける。
- (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を講ずる。

## (3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

## (4) 救急・救助活動

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関や実施本部救護担当班の救護活動を支援する。

## (非常放送)

第13条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

### (1) 非常放送の対応

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去するとともに、避難の方向を指示するなど、来場者が安全に避難できる放送内容に努める。

### (2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。

(避難場所)

第 14 条 避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第 15 条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合に講ずべき対策は、別に定める。

(通信連絡)

第 16 条 警備消防防災本部、消防防災関係機関等との通信連絡体制は、別に定める。

#### 第 4 章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・県市町共催等競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第 17 条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和 7 年(2025 年) 9 月 29 日(月) ～10 月 3 日(金)	【彦根市】 ○ラピュタボウル彦根[ボウリング]
	10 月 3 日(金) ～10 月 7 日(火)	【野洲市】 ○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフット ボール]
	9 月 22 日(月) ～9 月 25 日(木)	【京都府向日市】 ○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レー ス)]
	10 月 4 日(土) ～10 月 7 日(火)	【大阪府豊能郡能勢町】 ○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃(50m、 10m、BR・BP)]
	9 月 29 日(月) ～10 月 3 日(金)	【兵庫県三木市】 ○三木ホースランドパーク[馬術]

	※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。
--	--	---

(活動要領)

第 18 条 消防防災体制および活動要領は、第 3 章の規定を準用し、関係機関と調整の上、協力して行う。

## 第 5 章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第 19 条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所 ( 予 定 )
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和 7 年(2025 年) 10 月 24 日(金) ～10 月 27 日(月) (公式練習日含む)  ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前予防・点検に係る期間を含むものとする。	【大津市】 ○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]  【彦根市】 ○彦根総合スポーツ公園陸上競技場[陸上競技(身・知)] ○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]  【長浜市】 ○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]  【近江八幡市】 ○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]  【草津市】 ○インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)[水泳(身・知)] ○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]  【守山市】 ○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイ

		<p>ク)[サッカー(知)]</p> <p><b>【甲賀市】</b></p> <p>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]</p> <p>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</p> <p><b>【野洲市】</b></p> <p>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</p> <p><b>【湖南市】</b></p> <p>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</p> <p><b>【高島市】</b></p> <p>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p><b>【東近江市】</b></p> <p>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グランドソフトボール(身)]</p> <p><b>【愛荘町】</b></p> <p>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド[アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	--

(活動要領)

第20条 消防防災体制および活動要領は、第3章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と協議の上、協力して行う。

## 第6章 研修・訓練

(研修・訓練等の実施)

第21条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第 22 条 消防防災業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における消防防災業務に関すること。
- (2) 警備消防防災本部および臨時消防防災組織に係る任務の周知徹底に関すること。
- (3) 火災等の情報収集、伝達および通報に関すること。
- (4) 初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
- (5) 通信機器の取扱いに関すること。
- (6) その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

## 第 7 章 雑則

(委任)

第 23 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表1（第7条関係）

警備消防防災本部編成表

編 成	業 務 内 容
警備消防防災本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> </ul>
警備消防防災班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備関係機関（※1）との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>
本部員・警戒員 （※3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各部各班との調整</li> <li>○ 自主警備関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 教育訓練</li> <li>○ 自主警備業務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動                   <ul style="list-style-type: none"> <li>事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者等の管理および整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応</li> </ul> </li> <li>・ 事件事故等発生時における対応                   <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 消防防災業務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理                   <ul style="list-style-type: none"> <li>火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> </ul> </li> <li>・ 平常時における活動                   <ul style="list-style-type: none"> <li>火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> </ul> </li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応                   <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

※1 自主警備関係機関とは、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、または発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※3 「本部員」とは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。  
「警戒員」とは、委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。

別表2（第7条関係）

## 臨時消防防災組織編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班 編 成	業 務 内 容
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括</li> <li>○ 火災等の情報分析、被害予測</li> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 被害状況、応急措置等の記録</li> </ul>
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災等の情報収集</li> <li>○ 会場施設の被害情報収集</li> <li>○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集</li> </ul>
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡</li> <li>○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整</li> <li>○ 実施本部各部各班内の実施本部員および警戒員への連絡調整</li> </ul>
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会場施設の被害状況の確認</li> <li>○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所への誘導</li> <li>○ 残留者の確認</li> <li>○ 各施設等の保安管理</li> </ul>
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の確保</li> <li>○ 避難者の確認・整理</li> <li>○ 避難者に対する情報提供等</li> <li>○ 二次避難場所への誘導</li> </ul>
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者の救急・救助活動</li> <li>○ 負傷者の搬送</li> </ul>
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常放送</li> <li>○ 広報・報道対策</li> </ul>
交 通 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策</li> <li>○ 周辺における交通情報の収集</li> </ul>
各 班 共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じた初期対応の実施および他班の支援</li> <li>○ その他特命事項の処理</li> </ul>

予防管理・点検・措置結果報告書

実施日時	令和7年（2025年） 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分			
実施者 （報告者）	（ ）班（ ）係	氏名	報告時間	
			時 分	
点検項目	<input type="checkbox"/> 指定場所における喫煙状況 <input type="checkbox"/> 指定場所における火気等の使用状況 <input type="checkbox"/> 臨時売店等における防火安全管理状況 <input type="checkbox"/> ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止 <input type="checkbox"/> 入場口、避難口、通路および階段付近における避難上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 防火戸付近に閉鎖の支障となる物品および延焼の媒介となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難口誘導灯および通路誘導灯等の点灯状況 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況および使用上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消防水利の異常の有無および採水上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消火器、消火栓の設置状況および異常の有無ならびに封印等の確認 <input type="checkbox"/> 変電設備の外的異常の有無および周辺における可燃性の物品の有無 <input type="checkbox"/> 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無 <input type="checkbox"/> 緊急車両進入路における通行支障物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難場所の使用状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難経路上における通行支障物品等の有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
点検結果	【異常の有無】 有 ・ 無			
	【異常箇所・状況】			
	【措置内容】			
警備消防 防災本部 における 措置等	報告受理時間	時 分	報告受理者	
	消防防災関係機関への通報	有 ・ 無	通報先	
	【現場における措置結果】  【警備消防防災本部の措置等】			

※緊急対処事案等の発生および認知時においては警備消防防災本部宛に最寄りの通信手段により速報すること。



様式第3号（第12条関係）

### 火災等発生状況報告書

認知日時	令和7年(2025年) 月 日 ( ) 時 分		
認知状況等	<b>【認知状況】</b> 現認 ・ 認知 ( 口頭 ・ 有線 ・ 携帯 ・ 無線 ) <b>【通報者等人定事項】</b> ※住所、氏名、年齢、連絡先(電話番号)を最低限記載(聴取)		
火災等の概要			
発生日時	令和7年(2025年) 月 日 ( ) 時 分頃		
発生場所			
被害種別	火災 ・ その他 ( )		
被害状況			
[二次災害の有無]			
負傷者等 (人定別紙)	・負傷者(有・無) 名 (男性 人・女性 人) ・負傷程度		
被害物品等	・被害物品 (有・無) ・被害程度・範囲		
備考			
措 置	・負傷者の搬送= 有 ・ 無 搬送先病院名等を記載： ( ) ・消防防災関係機関への連絡= 有 ・ 無 警察、消防、自衛消防組織等を記載： ( ) ・出動人員 名 [内訳:本部 名、自衛消防組織 名、消防 名] ・消防車 台 ・放水の有無= 有 ・ 無 ・その他		
	現場臨場者	(役職・氏名)	他 名
報告年月日	令和7年(2025年) 月 日 ( )		
報告者	警備消防防災本部 班 氏名		

※負傷者の人定事項については、備考欄または別紙(様式自由)に記載添付する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等大規模災害・突発重大 事案対策業務実施計画

警備・消防専門委員会に委任された本事項について、審議の結果、以下のとおり決定されたので報告する。

### <目的>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等の開催時において、大規模災害・突発重大事案が発生した場合における県が設置する両大会の実施本部の活動体制、活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全を確保するもの

### <内容>

別添資料のとおり

### <策定経過>

令和5年1月 23日 第4回警備・消防専門委員会 計画(中間案)の審議

令和6年2月 8日 第5回警備・消防専門委員会 計画(案)の審議・決定

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制、活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水等その他異常な自然現象、火災等で、死傷者の発生または施設の損壊を伴い、もしくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬、毒劇物等を用いたテロなどの突発的な事案であって、死傷者等を伴い社会的反響の大きい事案または死傷者等を伴うおそれがあり大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

## 第2章 両大会開・閉会式会場における対策

(実施期日および実施場所)

第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
わた SHIGA 輝く国スポ 総合開・閉会式リハーサル	令和7年(2025年) 9月21日(日)	○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺
わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式	令和7年(2025年) 9月28日(日)	○ その他関係施設

わた SHIGA 輝く国スポ 総 合 閉 会 式	令和 7 年(2025 年) 10 月 8 日(水)	(荒天時) 未定
わた SHIGA 輝く障スポ 開・閉会式リハーサル	令和 7 年(2025 年) 10 月 18 日(土)	
わた SHIGA 輝く障スポ 開 会 式	令和 7 年(2025 年) 10 月 25 日(土)	
わた SHIGA 輝く障スポ 閉 会 式	令和 7 年(2025 年) 10 月 27 日(月)	
事 前 警 戒	令和 7 年(2025 年) 9 月中旬 (予定) ～9 月 27 日(土) 令和 7 年(2025 年) 10 月中旬 (予定) ～10 月 24 日(金)	

(警戒措置)

第 4 条 警備消防防災本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を講ずる。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行および道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認および避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置および障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮、避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止、機器等の運転の安全確認
- (7) 医薬品、医療器具等の確保準備
- (8) 県・関係市町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）、消防、警察、委託警備会社等（以下「防災関係機関」という。）への連絡、連携の確保
- (9) その他必要な警戒措置

(大規模災害等発生時の措置)

第 5 条 実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 両大会参加者等（災害時要配慮者を含む。）の安全確保および避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導および通行路の確保

- (6) 残留者対策、会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関との密接な連携および情報共有
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

(特別緊急災害対策本部の設置)

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し、またはそのおそれがあり、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、別表のとおり「特別緊急災害対策本部」(以下「特別緊急本部」という。)を設置する。

2 特別緊急本部設置時の連絡・通信体制は、別に定める。

(県防災組織との関係)

第7条 特別緊急本部は、大規模災害等の発生またはそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部局の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合においては、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(避難場所)

第8条 避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

### 第3章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・県市町共催等競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第9条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和7年(2025年) 9月29日(月) ～10月3日(金)	【彦根市】 ○ラピュタボウル彦根[ボウリング]
	10月3日(金) ～10月7日(火)	【野洲市】 ○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフットボール]
	9月22日(月) ～9月25日(木)	【京都府向日市】 ○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レース)]

	<p>10月4日(土) ～10月7日(火)</p> <p>9月29日(月) ～10月3日(金)</p> <p>※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。</p>	<p>【大阪府豊能郡能勢町】</p> <p>○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃(50m、10m、BR・BP)]</p> <p>【兵庫県三木市】</p> <p>○三木ホースランドパーク[馬術]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p>
--	---	--

(活動要領)

第10条 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、関係機関と連携して必要な対策を講ずる。避難場所については、関係機関と調整の上、決定する。

#### 第4章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における対策

(実施期日および実施場所)

第11条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所 ( 予 定 )
<p>競 技 会 場 (練習会場含む)</p>	<p>令和7年(2025年) 10月24日(金) ～10月27日(月) (公式練習日含む)</p> <p>※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒に係る期間を含むものとする。</p>	<p>【大津市】</p> <p>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]</p> <p>【彦根市】</p> <p>○彦根総合スポーツ公園陸上競技場[陸上競技(身・知)]</p> <p>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]</p> <p>【長浜市】</p> <p>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]</p> <p>【近江八幡市】</p> <p>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]</p>

		<p><b>【草津市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インフロニア草津アクアティクスセンター（草津市立プール）[水泳(身・知)]</li> <li>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]</li> </ul> <p><b>【守山市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]</li> </ul> <p><b>【甲賀市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]</li> <li>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</li> </ul> <p><b>【野洲市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</li> </ul> <p><b>【湖南市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</li> </ul> <p><b>【高島市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</li> </ul> <p><b>【東近江市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グラウンドソフトボール(身)]</li> </ul> <p><b>【愛荘町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド[アーチェリー(身)]</li> </ul> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

(活動要領)

第12条 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と連携して必要な対策を講ずる。避難場所については、国スポ競技会時の避難場所に準じて定める。

## 第5章 研修・訓練

(研修・訓練等の実施)

第13条 実施本部は、大規模災害等発生時における諸活動を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第14条 大規模災害等対策業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特別緊急本部の組織編成に関すること。
- (2) 本実施計画の周知および大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- (3) 大規模災害等情報の収集、伝達および通信要領に関すること。
- (4) 救出救護、避難誘導および広報活動に関すること。
- (5) その他大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

## 第6章 雑則

(委任)

第15条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第6条関係）

特別緊急災害対策本部編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班 編 成	業 務 内 容
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部の指揮、運用、総括</li> <li>○ 火災、その他災害の情報分析、被害予測</li> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 被害状況、応急措置等の記録</li> </ul>
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災、その他災害の情報収集</li> <li>○ 会場施設の被害情報収集</li> <li>○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集</li> </ul>
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡</li> <li>○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整</li> <li>○ 実施本部各部各班内の実施本部員および警戒員への連絡調整</li> </ul>
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会場施設の被害状況の確認</li> <li>○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所への誘導</li> <li>○ 残留者の確認</li> <li>○ 各施設等の保安管理</li> </ul>
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の確保</li> <li>○ 避難者の確認・整理</li> <li>○ 避難者に対する情報提供等</li> <li>○ 二次避難場所への誘導</li> </ul>
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者の救急・救助活動</li> <li>○ 負傷者の搬送</li> </ul>
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常放送</li> <li>○ 広報・報道対策</li> </ul>
交 通 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策</li> <li>○ 周辺における交通情報の収集</li> </ul>
各 班 共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じた初期対応の実施および他班の支援</li> <li>○ その他特命事項の処理</li> </ul>

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱

警備・消防専門委員会に委任された本事項について、審議の結果、以下のとおり決定されたので報告する。

### <目 的>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式の会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、開・閉会式関連会場への入場者等が遵守すべき事項を定めるもの

### <内 容>

別添資料のとおり

### <策定経過>

令和5年1月23日 第4回警備・消防専門委員会 計画(中間案)の審議

令和6年2月8日 第5回警備・消防専門委員会 計画(案)の審議・決定

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 開・閉会式会場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開・閉会式の会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、開・閉会式関連会場に入場し、または入場しようとする全ての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開・閉会式関連会場

開・閉会式を実施するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）が使用する区域をいう。

(2) AD管理エリア

開・閉会式関連会場のうち、入場用ADカード等の通行管理レベル識別証（以下「ADカード等」という。）により入場管理を行う区域をいう。

(3) 式典会場

開・閉会式の式典が行われる区域をいう。

(管理運営者)

第3条 開・閉会式関連会場の管理運営者は、県委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(持込禁止物)

第4条 開・閉会式関連会場に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器および銃器と誤認させる物（銃砲の威力のない銃器を含む。）

(2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物

(3) 毒物、劇物、その他の有害物質

(4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類、その他の可燃性の危険物

(5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他の凶器として使用されるおそれのある物

(6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、

プラカード、文書、図書、図面、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他の開・閉会式の運営に支障を及ぼすおそれのある物

(7) 塗料類（ペンキ類）

(8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物

(9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）

(10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作または自動操縦により飛行させることができる無人航空機（以下「ドローン等」という。）

(11) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）を除く。）

(12) その他入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそのおそれのある物

2 式典会場に、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んではいない。該当物については持込禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 酒類

(2) ペットボトル

(3) ドライアイス

(4) ボール類、ブーメラン等の投てき用遊具のほか、ビン類、缶類（スプレー缶を含む）、凍結物、その他の投てきまたは破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物

(5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカー、その他の大きな音が出る物

(6) クーラーボックス、旅行用カバン、ベビーカー、その他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型または大量の荷物

(7) その他開・閉会式の式典の運営もしくは進行を妨げ、またはそのおそれのある物

（禁止行為）

第5条 開・閉会式関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 立入りを制限または禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。

(2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、または発射すること。

(3) 機器を使用する等して、むやみに大音量を発すること。

(4) 施設、器物、装置を汚損もしくは破壊し、またはみだりに操作を行うこと。

(5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、もしくは入場者等に面会を強要し、または入場者等の通行の妨害となる行為をすること。

(6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。

- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、またはごみその他の汚物を廃棄すること。
  - (8) アルコール、薬物、その他の物質により酩酊した状態で入場し、または入場しようとする事。
  - (9) 県委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく、開・閉会式関連会場に自動車を持ち入れ、または所定の場所以外の場所に駐車すること。
  - (10) 所定の場所以外の場所へ自転車もしくは二輪車を持ち入れ、または所定の場所以外の場所に駐輪すること。
  - (11) たき火、電熱器、ガス、その他これに類する火気を使用すること。
  - (12) テント、小屋掛け、その他工作物を設けること。
  - (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
  - (14) 文書、図書、図面、印刷物、その他の物を配布し、または掲出すること。
  - (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会または喧噪にわたる行為をすること。
  - (16) 本人名義以外のADカード等を使用してAD管理エリアに入る目的でADカード等を所持し、または入場しようとする事。
  - (17) 施設または設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封または改変すること。
  - (18) 開・閉会式関連会場の上空において、ドローン等を飛行させること。
  - (19) その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそのおそれのある行為をすること。
- 2 式典会場において、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (1) 式典会場内で傘を使用すること。
  - (2) 他の入場者の迷惑になる、またはそのおそれのある撮影を行うこと。
  - (3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。

(遵守事項)

第6条 入場者等は、開・閉会式関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければならない。

- 2 AD管理エリアに入場し、または入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ADカード等を外部から視認できるように県委員会から指定された方法により携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
  - (2) マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート等写真付きの身分証明書または健康保険被保険者証、その他の本人であることを確認できるものを携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
  - (3) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

3 式典会場に入場し、または入場しようとする者は、前項各号に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所において、県委員会が指定する方法による本人確認に応じること。
- (2) 式典会場における秩序の保持と円滑な運営のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- (3) 指定された席またはスタンドエリア内において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。

(入場制限等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開・閉会式関連会場への入場を拒み、または退場を命ずることができる。

- (1) 会長の許可なく、第4条に掲げる物を持ち込んだ者または持ち込もうとする者
- (2) 会長の許可なく、第5条に掲げる行為を行った者または行うおそれのある者
- (3) 正当な理由なく、前条に掲げる事項を遵守しない者

(適用除外)

第8条 第4条および第5条の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

- (1) 県委員会または県が設置する両大会の実施本部が、開・閉会式等の会場設営および運営ならびに式典行事を行う場合
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会が、競技のため会場設営および運営を行う場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年(2025年)9月27日から施行し、令和7年(2025年)10月27日をもって、その効力を失う。

## わた SHIGA 輝く国スポ 競技施設基準の改正について

総務企画専門委員会に委任された本事項について、審議の結果、以下のとおり決定されたので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ滋賀県開催準備委員会会則第 13 条第 2 項により報告する。

### < 改正の要旨 >

競技団体が定める競技規則等の改正を反映するもの。

### < 対象競技 >

・空手道

### < 改正内容 >

別添、新旧対照表のとおり。

(改正前)

令和5年(2023年)6月27日  
第19回総務企画専門委員会決定

# わたSHIGA輝く国スポ 競技施設基準



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(改正後)

令和6年(2024年)2月7日  
第20回総務企画専門委員会決定

# わたSHIGA輝く国スポ 競技施設基準



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(改正前)  
わたSHIGA輝く国スポ競技施設基準について

わたSHIGA輝く国スポ（第79回国民スポーツ大会）の開催準備を計画的かつ円滑に推進するために定めたものである。

- 1 この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則等ならびに先催県の例等に基づき、競技場の規模を中心に定めたものである。
- 2 大会運営上および管理上必要な施設・面積等については、省略してあるものがあり、さらに関連する施設・面積等の確保が必要になる場合がある。
- 3 この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとする。
- 4 この競技施設基準は、県および開催市町等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改正に伴い、変更する場合がある。

平成26年（2014年）2月14日より適用する。  
平成30年（2018年）4月16日より適用する。  
平成31年（2019年）4月24日より適用する。  
令和 3年（2021年）1月20日より適用する。  
令和 3年（2021年）6月 7日より適用する。  
令和 4年（2022年）1月19日より適用する。  
令和 4年（2022年）7月 4日より適用する。  
令和 5年（2023年）1月27日より適用する。  
令和 5年（2023年）6月27日より適用する。

（競技施設基準の見方）

「基準」および「摘要」欄  
国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項。

「基準の主な内容」欄  
競技場に関して各競技の競技規則等に定められているもので主な事項。

「配慮すべき事項」欄  
各競技の競技規則等には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項。

「先催県の事例」欄  
先催県における競技施設基準の弾力的な運用事例。

(改正後)  
わたSHIGA輝く国スポ競技施設基準について

わたSHIGA輝く国スポ（第79回国民スポーツ大会）の開催準備を計画的かつ円滑に推進するために定めたものである。

- 1 この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則等ならびに先催県の例等に基づき、競技場の規模を中心に定めたものである。
- 2 大会運営上および管理上必要な施設・面積等については、省略してあるものがあり、さらに関連する施設・面積等の確保が必要になる場合がある。
- 3 この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとする。
- 4 この競技施設基準は、県および開催市町等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改正に伴い、変更する場合がある。

平成26年（2014年）2月14日より適用する。  
平成30年（2018年）4月16日より適用する。  
平成31年（2019年）4月24日より適用する。  
令和 3年（2021年）1月20日より適用する。  
令和 3年（2021年）6月 7日より適用する。  
令和 4年（2022年）1月19日より適用する。  
令和 4年（2022年）7月 4日より適用する。  
令和 5年（2023年）1月27日より適用する。  
令和 5年（2023年）6月27日より適用する。  
令和 6年（2024年）2月 7日より適用する。

（競技施設基準の見方）

「基準」および「摘要」欄  
国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項。

「基準の主な内容」欄  
競技場に関して各競技の競技規則等に定められているもので主な事項。

「配慮すべき事項」欄  
各競技の競技規則等には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項。

「先催県の事例」欄  
先催県における競技施設基準の弾力的な運用事例。

		(改正前)	
目	次		
		(ページ)	
1	陸上競技	1	1
2	水泳	2	2
3	サッカー	5	5
4	テニス	6	6
5	ロケット	7	7
6	ホッケー	8	8
7	ボクシング	9	9
8	バレーボール	10	10
9	体操	12	12
10	バスケットボール	13	13
11	レスリング	14	14
12	セーリング	15	15
13	ウエイトリフティング	16	16
14	ハンドボール	17	17
15	自転車	18	18
16	ソフトテニス	19	19
17	卓球	20	20
18	軟式野球	21	21
19	相撲	22	22
20	馬術	23	23
21	フェンシング	24	24
22	柔道	25	25
23	ソフトボール	26	26
24	バドミントン	27	27
25	弓道	28	28
26	ライフル射撃	29	29
27	剣道	31	31
28	ラグビーフットボール	32	32
29	スポーツクライミング	33	33
30	カーヌ	35	35
31	アーチェリー	37	37
32	空手道	38	38
33	銃剣道	39	39
34	なぎなた	40	40
35	ボウリング	41	41
36	ゴルフ	42	42
37	トリアスロン	43	43
38	高等学校野球	44	44

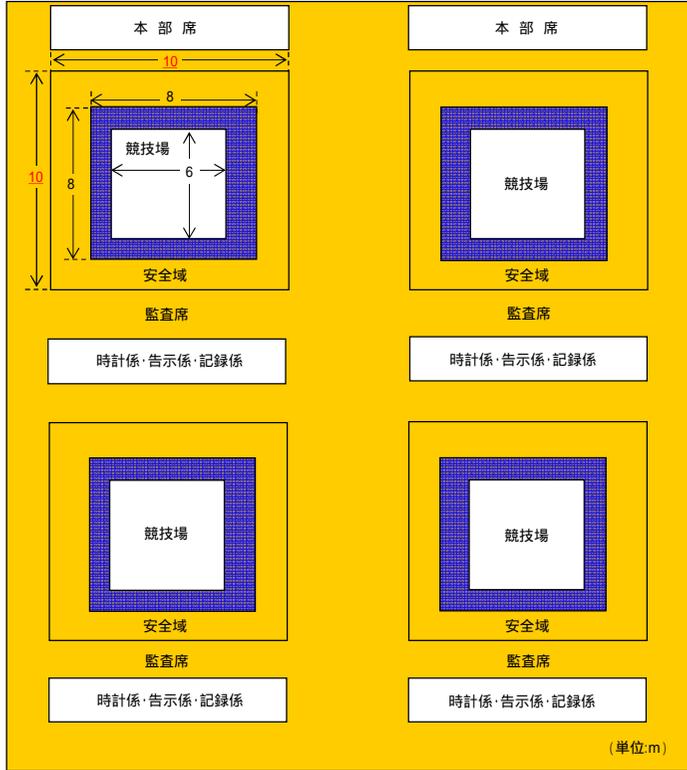
		(改正後)	
目	次		
		(ページ)	
1	陸上競技	1	1
2	水泳	2	2
3	サッカー	5	5
4	テニス	6	6
5	ロケット	7	7
6	ホッケー	8	8
7	ボクシング	9	9
8	バレーボール	10	10
9	体操	12	12
10	バスケットボール	13	13
11	レスリング	14	14
12	セーリング	15	15
13	ウエイトリフティング	16	16
14	ハンドボール	17	17
15	自転車	18	18
16	ソフトテニス	19	19
17	卓球	20	20
18	軟式野球	21	21
19	相撲	22	22
20	馬術	23	23
21	フェンシング	24	24
22	柔道	25	25
23	ソフトボール	26	26
24	バドミントン	27	27
25	弓道	28	28
26	ライフル射撃	29	29
27	剣道	31	31
28	ラグビーフットボール	32	32
29	スポーツクライミング	33	33
30	カーヌ	35	35
31	アーチェリー	37	37
32	空手道	38	38
33	銃剣道	39	39
34	なぎなた	40	40
35	ボウリング	41	41
36	ゴルフ	42	42
37	トリアスロン	43	43
38	高等学校野球	44	44

競技名	空手道	(改正前)	競技番号	32
-----	-----	-------	------	----

基準	規定の競技場4面を有する空手道場 又は体育館 1	摘要	
----	-----------------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。  
使用するマットは、全空連承認のものであること。

〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

競技会場である空手道場又は体育館の窓には、直射日光を遮断する設備があることが望ましい。  
8m四方の競技場の外側に各2m幅の安全領域を設ける。マットは1コート10m四方とする。

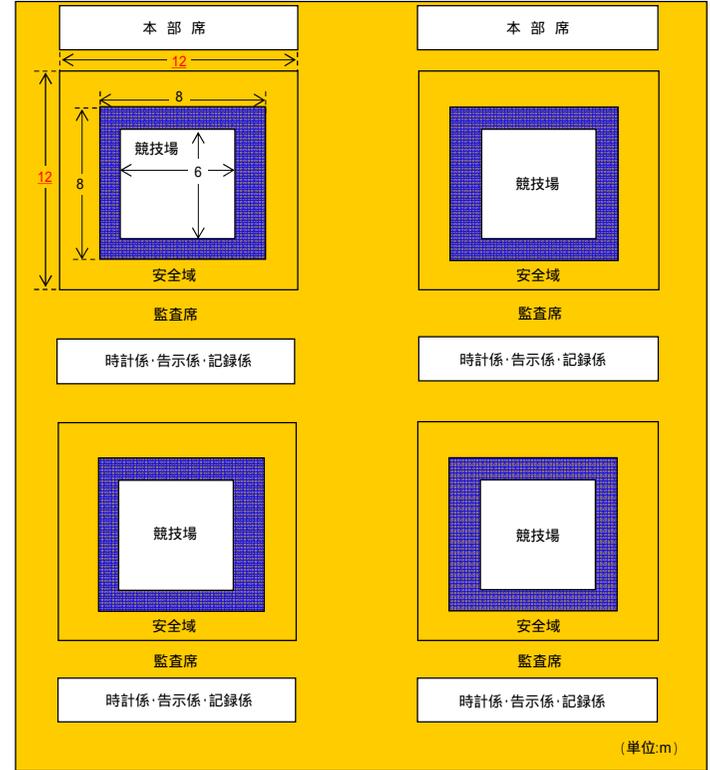
(先催県の事例)

競技名	空手道	(改正後)	競技番号	32
-----	-----	-------	------	----

基準	規定の競技場4面を有する空手道場 又は体育館 1	摘要	
----	-----------------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。  
使用するマットは、全空連承認のものであること。

〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

競技会場である空手道場又は体育館の窓には、直射日光を遮断する設備があることが望ましい。  
8m四方の競技場の外側に各2m幅の安全領域(マット敷き)を設ける。マットは1コート12m四方とする。

(先催県の事例)

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 医療救護実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「第79回国民スポーツ大会 医療救護要項」、「第24回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会(以下「わた SHIGA 輝く国スポ」という。)および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「わた SHIGA 輝く障スポ」という。)において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)が実施する医療救護に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 両大会の総合開・閉会式会場等における医療救護

#### (1) 救護本部および救護所の設置ならびに救護班および移動救護班の設置

- ア 県委員会は、医療救護業務を実施するため、救護本部および救護所を設置し、救護所には救護班を配置するほか、必要に応じて移動救護班を配置する。なお、設置場所および班の編成は、別に定める。
- イ 救護本部および救護所の開設時間は総合開・閉会式等の開場1時間前から終了30分後までとし、必要に応じて変更する。
- ウ 救護活動が円滑に行えるよう、適切な場所に、適切な数の救護所を配置する
- エ 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。
- オ 救護所の内部は衛生管理に留意し、外部から見えないように配慮する。
- カ 救護班および移動救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- キ 救護班および移動救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

#### (2) 救護本部、救護班および移動救護班の業務

- ア 救護本部
  - (ア) 救護班および移動救護班と連絡調整を行い、医療救護業務を総括する。
  - (イ) 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し搬送措置を講じるとともに、傷病者の所属する都道府県本部等に連絡する。
  - (ウ) 当日の業務終了後、救護班および移動救護班から提出された「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」、「移動救護対応記録(様式第2号)」および「取扱傷病者一覧表(様式第3号)」を県委員会に提出する。
- イ 救護班
  - (ア) 傷病者が発生した場合は、応急処置を行うとともに、「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」に所定の事項を記入する。
  - (イ) 医師等の判断により傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、救護本部に連絡する。
  - (ウ) 医療機関に搬送する傷病者に対し、「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」の写しを交付する。
  - (エ) 当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表(様式第3号)」を作成し、「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」とともに救護本部に提出する。

#### ウ 移動救護班

(ア) 別に定める担当区域内を巡回し、傷病者の早期発見に努める。

(イ) 傷病者が発生した場合は、応急処置を行い、必要に応じて最寄りの救護所に搬送する。

(ウ) 当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表」(様式第3号)を作成し、「移動救護対応記録」(様式第2号)とともに、救護本部に提出する。

#### (3) 医薬品等の配備

ア 救護所および移動救護班に医薬品、医療機器、AED(自動体外式除細動器)等必要な物品を配備する。

イ ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

#### (4) 通信連絡体制の整備

救護本部、救護所、移動救護班に電話、無線、ファクシミリ等の通信機器を必要に応じて配備し、通信連絡体制を整備する。

#### (5) 救急搬送体制の確保

関係機関と協議し、必要に応じ、救急自動車等を配備する。

#### (6) 医療機関での受診方法および医療費の負担

ア 傷病者は、受診の際、処置記録兼診療依頼書(第1号様式)および医療保険の被保険者の資格を証明する証等(以下「保険証等」という。)を医療機関に提示する。

イ 医療機関は、傷病者が保険証等を提示して受診した場合は医療費の患者負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を傷病者本人から徴収する。

### 3 わた SHIGA 輝く国スポの県外競技会場等ならびにわた SHIGA 輝く障スポの競技会場および練習会場における医療救護

救護所の設置、救護班の業務その他の医療救護に必要な事項については、上記2に準じ、当日の実施業務を分担する会場地市町実行委員会と連携して必要な医療救護体制を整備する。また、練習会場についても必要に応じ、競技会場に準じて整備する。

### 4 県委員会主催の両大会関連イベントにおける医療救護

イベントの内容に応じ、必要な医療救護体制を整備する。

### 5 わた SHIGA 輝く国スポの県外競技等ならびにわた SHIGA 輝く障スポの宿泊施設における医療救護

#### (1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

宿舎提供者に対し、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者が宿舎で発病・負傷した場合には、必要に応じて救急自動車等の出動要請や医療機関の紹介を行うとともに、速やかに県委員会に報告するよう周知徹底を図る。

#### (2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者または傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢、連絡先、参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因および現在の状況、搬送先の医療機関および搬送方法等必要な事項を確認する。

## 6 研修等の実施

医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修等を実施する。

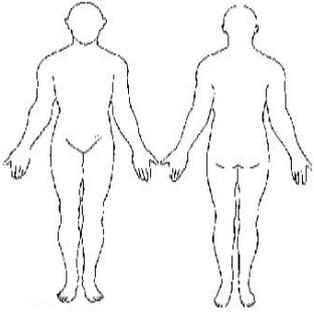
## 7 医療機関の確保等

医療機関に搬送する必要がある傷病者の発生に備え、傷病者の受入れが円滑に行われるよう予め医療機関に協力を要請する。

## 8 その他

- (1) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社滋賀県支部の承諾を得ることとし、必要な手続きを行う。
- (2) 医療救護関係者の留意事項は、次のとおりとする。
  - ア 傷病者の状況を記録し、関係者からの問い合わせに支障のないよう配慮する。
  - イ 医療機関に搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。
  - ウ 傷病者のプライバシーの保護に努める。
  - エ 服装は、医療救護関係者であることが分かるよう配慮する。
- (3) わた SHIGA 輝く国スポの総合開・閉会式リハーサルおよび県外競技会等にかかるリハーサル大会ならびにわた SHIGA 輝く障スポの開・閉会式リハーサルおよび競技会に係るリハーサル大会における医療救護については、必要に応じ、この要領に準じて実施する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所			発行番号	No.		
発症場所			対応日時	令和 年 月 日		
	式典中・競技中・観戦中・移動中 その他( )			午前・午後 時 分 ~ 時 分		
傷病者情報	フリガナ 氏名	男 女	参加区分	選手・監督・観客 その他( )		
	生年月日他	西暦 年 月 日 生 歳	競技名 / 会場名	/		
	住所 連絡先	都道府県名 ( )		付添人	(携帯 - - )	
		(TEL - - ) (携帯 - - )		保険証所持の有無	有 . 無	
応急処置の内容	傷病内容	① 心肺停止 ② 外傷 骨折 腱断裂 捻挫 打撲 脱臼 裂創 口腔内外傷 その他( ) ③ 熱中症 脱水症 ④ 内因性疾患 頭頸部疾患 呼吸・循環器疾患 消化器疾患 内分泌疾患 腎疾患 神経疾患 その他( )		受傷部位		
	傷病内容 詳細					
	発症状況等					
	バイタル サイン	意識 レベル	JCS	/ GCS E V M	体温	℃
		血圧	/ mmHg		脈拍	/min
		SpO2	%		呼吸数	回/分
	現病歴 既往歴					
	処置内容	処置時間:午前・午後 時 分				
	使用医薬品					
	搬送	有	.	無	〔 競技復帰 . その他 棄権 ( ) 〕	
救護所 医師等 氏名	職種 医師・その他( ) 氏名 _____.					

搬送先医療機関 担当医 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和7年 月 日  
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会  
会長 三日月 大造

※ 本書を医療機関へ送付することならびに搬送先医療機関からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

(裏面)

FAX送信票

宛先	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 医療救護担当 宛 FAX番号 077-528-4836
----	--

発信者名	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
	TEL	FAX

下記診療内容欄に記入後、この用紙を、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会まで当日中にFAXで送付くださいますようお願いいたします。

診療内容	傷病名	
	治療内容 使用医薬品	
	その他	診療医師名 _____

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。  
TEL 077-528-3286  
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

【救護所で記載】

取扱救護所		診療依頼書発行番号	No.
-------	--	-----------	-----

移動救護( 班)対応記録

月 日

No.	時間	場所	区分	傷病者情報	傷病内容	対応
			選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)
			選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)
			選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)
			選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)
			選手 監督 観客 他 ( )	(氏名)  (住所)  (TEL)		(内容)   (対応者)

## 取扱傷病者一覧表

月 日

(移動)救護班

区分		救護班及び移動救護班取扱傷病者数					医療機関への搬送者数				
		選手	監督	観客	その他	計	選手	監督	観客	その他	計
心肺停止											
外傷	骨折										
	腱断裂										
	捻挫										
	打撲										
	脱臼										
	裂創										
	口腔内外傷										
	その他										
熱中症											
脱水症											
内因性疾患	頭頸部疾患										
	呼吸・循環器疾患										
	消化器疾患										
	内分泌疾患										
	腎疾患										
	神経疾患										
	その他										
合計											

※ この様式は、一日の業務終了後に救護班及び移動救護班が集計し記載すること。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 感染症対策実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会防疫対策要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)と会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)が相互に連絡調整を図り、滋賀県、会場地市町、関係機関、団体等とともに実施する感染症対策に関して必要な事項を定め、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(以下、「両大会」という。)における感染症の発生およびまん延防止を図ることを目的とする。

### 2 実施内容

#### (1) 広報活動

##### ア 手洗いの励行等基本的な感染症対策

両大会の選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者(以下「両大会参加者等」という。)に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

##### イ 活動の内容

##### (ア) 県委員会

県委員会は、滋賀県感染症対策主管課(以下「県感染症対策主管課」という。)と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 啓発用ポスター・リーフレット等の作成・掲示、市町・関係団体等への配布
- b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等県広報媒体を活用した PR
- c 県委員会ホームページへの掲載

##### (イ) 会場地委員会

会場地委員会は、保健所(大津市保健所を含む。以下同じ。)および市町担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示
- b 広報誌、ホームページ等市町広報媒体を活用した PR
- c 各種講習会およびイベント等を活用した PR

#### (2) 感染症発生状況の情報共有

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、両大会および前後の必要な期間中の感染症の発生動向を早期に探知するため、県感染症対策主管課と連携して別紙に基づき強化サーベイランスを実施する。

#### (3) 感染症予防に関する衛生備品の配備

県委員会および会場地委員会は、以下の分担により、両大会期間中における感染症の発生予防および

まん延防止のため、各会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指消毒液やマスク等の衛生備品を配備する。

(ア) 県委員会

両大会の開・閉会式会場

国スポの競技会場・練習会場(県が主催または市町と共催するものに限る。)

障スポの競技会場・練習会場

(イ) 会場地委員会

国スポの競技会場・練習会場(県が主催するものを除く。)

(4) 緊急連絡体制

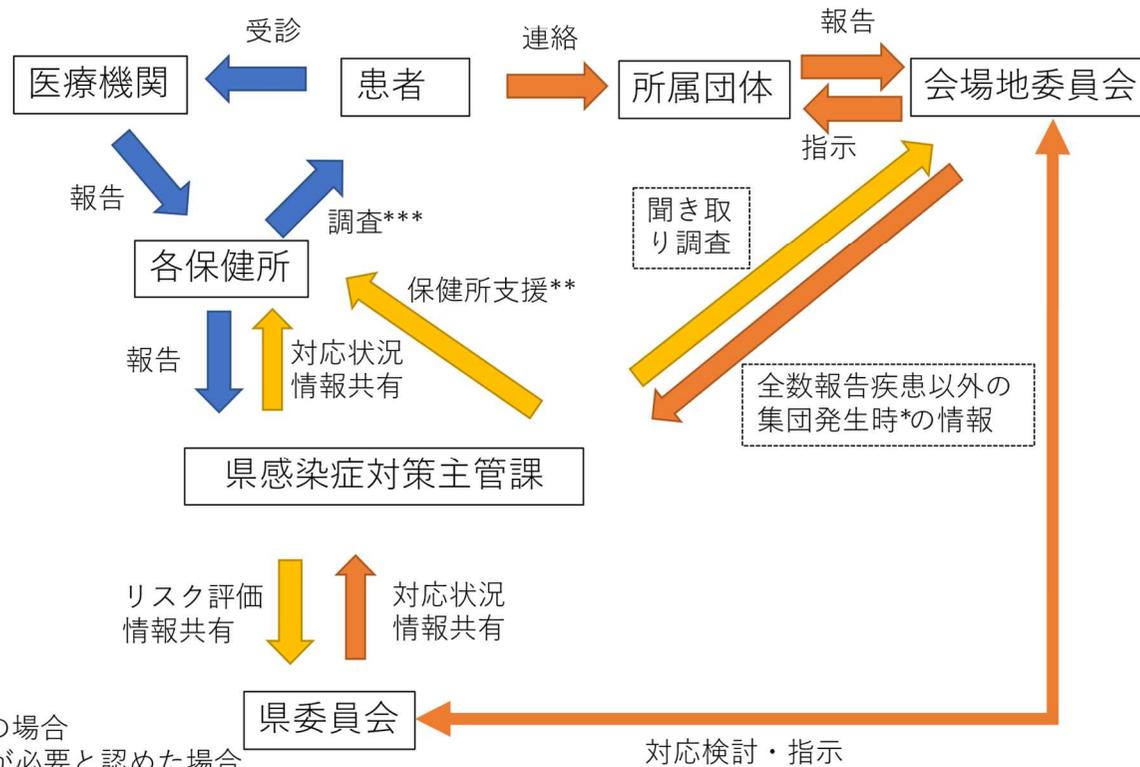
県委員会および会場地委員会は、参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、別記により連絡体制を整備することとし、両大会参加者等に感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。)が発生した場合は、別記に基づいて、県感染症対策主管課との情報共有など必要な対応を行う。

### 3 その他

(1) 新型インフルエンザ等への対策については、県および市町が別に定める行動計画およびマニュアル等によるものとする。

(2) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県感染症対策主管課および保健所が協議の上、別に定めるものとする。

### 感染症(疑いを含む。)発生時の緊急連絡体制



\*集団発生の定義

- 10人以上の集団発生
- 団体の半数以上
- 重篤患者が1週間に2名以上の場合
- 上記以外にも各団体の報告が必要と認めた場合

\*\*健康危機管理情報センターと協働で保健所支援を実施

\*\*\*必要に応じて所属団体へ調査を実施

感染症(疑いを含む。)発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先 (感染症担当係)	管轄地域
草津保健所	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75	TEL:077-562-3534 FAX:077-562-3533	草津市、栗東市、守山市、野洲市
甲賀保健所	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200	TEL:0748-63-6147 FAX:0748-63-6142	甲賀市、湖南市
東近江保健所	〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22	TEL:0748-22-1253 FAX:0748-22-1617	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
彦根保健所	〒522-0039 彦根市和田町 41	TEL:0749-21-0283 FAX:0749-26-7540	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
長浜保健所	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2	TEL:0749-65-6662 FAX:0749-63-2989	長浜市、米原市
高島保健所	〒520-1621 高島市今津町今津 448-45	TEL:0740-22-2526 FAX:0740-22-5693	高島市
大津市保健所 (保健予防課)	〒520-0047 大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階	TEL:077-522-7228 FAX:077-525-6161	大津市

◆県担当課及び実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
滋賀県感染症対策主管課	〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1	TEL:077-562-9044 FAX:077-528-4866
滋賀県国スポ・障スポ大会局 施設調整室 宿泊・衛生係	〒520-0807 大津市松本一丁目 2-1	TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836

## 強化サーベイランス実施要領

### 1 背景および目的

2025年わた SHIGA 輝く国スポ・障スポは、期間中に県外から多くの選手およびスタッフ、報道関係者、ボランティアが集まる全国規模のイベントである。そのため、参加者の安全確保はもちろんのこと、開催する地域への負の影響を与えないように、計画的に準備し、十分なリソースを確保することが必要である。

過去の全国規模イベントにおける国内の感染症の集団発生事例としては、侵襲性髄膜炎菌感染症や麻疹等複数の事例があるため、感染症の早期探知による拡大防止が重要となる。

しかしながら、現状では感染症の発生状況についての公表情報としては、感染症情報センターが発行する『滋賀県感染症発生動向調査 感染症週報』のみであり、速報性に乏しい現状にある。また、日々の情報が確認できる学校等欠席者・感染症情報や薬局サーベイランス情報なども週報への掲載の利用のみである。

そのため、イベント開催期間およびその前後に強化サーベイランスを実施することで、早期に異常を探知し、関係機関に情報共有することを目的とし、実施する。

### 2 方法

既存のサーベイランスシステムの情報を活用し、県内(大津市含む。)の大会に関連する事案を日々リスク評価する。リスク評価の結果を日報にして、県内(大津市含む。)の関係機関に提供する。

#### I. 分析に用いるデータと分析機関

以下に示す既存のサーベイランスシステムを用いて、そのデータを集約・分析し、関係機関との情報共有を行うため日報を作成する。分析対象は、各保健所圏域単位(学校欠席者・感染症情報システムは市町単位)で行い、健康危機管理情報センターおよび健康危機管理課が分析する。

- ・ 感染症発生動向調査患者サーベイランス
- ・ 疑似症定点サーベイランス
- ・ 薬局サーベイランス
- ・ 学校等欠席者・感染症情報(保育園サーベイランスを含む。)

#### (1) 感染症発生動向調査患者サーベイランス

感染症法(第12条および第14条)に基づき、診断医療機関から保健所へ届出のあった情報を集約するシステム(以下、NESIDシステム)を活用し、日々の感染状況を把握する。東京2020

オリンピック・パラリンピック競技大会で用いられた強化サーベイランス活動(IASR Vol.43 p155-156: 2022年7月号)を参考に、以下の4つの疾患\*を強化対象疾患とする。

1. 腸管出血性大腸菌(EHEC)感染症
2. 侵襲性髄膜炎菌感染症(IMD)
3. 麻しん
4. 風しん

\*その他、情報共有が必要な届出疾患の報告があった場合はその都度対応する。

## (2) 疑似症定点サーベイランス

原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、疑似症\*サーベイランスを実施する。NESID システムを用いて疑似症患者の登録を確認する。

\*疑似症とは:法第14条第1項で厚生労働省令で定める疑似症は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められる医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

## (3) 薬局サーベイランス

薬局サーベイランスとして、感染症流行探知サービスを利用する。この探知サービスは、2009年1月から全国的に実施されており、滋賀県内では合計215か所の薬局が参加している(2023年6月14日時点 大津市保健所管内:36か所、草津保健所管内:46か所、甲賀保健所管内13か所、東近江保健所管内:48か所、彦根保健所管内:32か所、長浜保健所管内:28か所、高島保健所管内12か所)。

情報として、以下の5つの薬剤(薬効分類)ごと、保健所圏域ごとの流行状況情報を活用する。アラートは、各圏域の参加している薬局の過去のデータの季節性、曜日、休日明けか否かなど、長期的な傾向から当日の患者数を予測して、そこから大きく上回った場合に『異常』として探知する仕組みである。『異常』基準は3種類あり、25回/1000回の確率予測は『低度異常』、10回/1000回は『中度異常』、1回/1000回は『高度異常』と分類している(感染症流行探知サービスのマニュアルより)。

- ・ 解熱鎮痛剤(年齢区分なし)
- ・ 総合感冒薬(年齢区分なし)
- ・ 抗生物質全般(年齢区分なし)

- ・ 抗インフルエンザ薬(0歳～15歳、16歳～64歳、65歳～の3区分)
- ・ アシクロビル製剤等(0歳～15歳、16歳～64歳、65歳～の3区分)

評価は、各参加薬局を保健所ごとに分割して、地域での異常探知として一致度を求めている。一致度は、低度、中度、高度の異常が探知された薬局数を基に、圏域の点数として定義している。例えば、圏域内のすべての薬局で同日に高度異常となった場合、100%となる。また、薬局の半数で高度異常が認められた場合は、50%となる。中度異常、低度異常である場合は、2/3、1/3で点数化される仕組みとなっている。

この一致度が、圏域内で10%を超過した場合にレベル1、20%を超過した場合にレベル2、30%を超過した場合レベル3としてアラートが標記される。

#### (4) 学校欠席者・感染症情報(保育園サーベイランスを含む。)

学校欠席者情報収集システムは、各学校、保育園から個人情報を除いた園児、児童、生徒の出席停止、欠席、臨時休業の情報がインターネットを介してデータベースに入力されており、入力された瞬間にリアルタイムに、関係機関に情報共有されるため、地域での感染症の発生状況の迅速な把握が可能であるサーベイランスシステムである。2023年6月16日時点においては、滋賀県内では、907か所の施設が参加している。

異常は、『地域の状況』タブに記載されている各市町の『欠席者の症状(%)』および『出席停止・疾患登録(人)』の情報を用いて探知する。『欠席者の症状(%)』については、『発熱(%)』、『頭痛(%)』、『急性呼吸器症状(%)』、『下痢・腹痛(%)』、『嘔気・嘔吐(%)』、『発疹(%)』、『インフルエンザ様症状(%)』の情報を用いる。『出席停止・疾患登録(人)』については、『インフルエンザ』、『感染性胃腸炎』、『新型コロナウイルス感染症』の情報を用いる。これらの情報については、当日の入力人数が、入力のあった日の過去7日間の平均値よりも、過去7日分の標準偏差の3倍以上上回った場合にアラート判定がされており、参加施設数の10%を上回った場合レベル1に、同20%を上回った場合レベル2に、同30%を上回った場合レベル3に、同40%を上回った場合レベル4に、同50%を上回った場合レベル5としてアラート表示される仕組みとなっている(参照:学校等欠席者・感染症情報システム操作マニュアル ver3.10)。

#### (5) メディア情報

日々の感染症に関するメディア情報を収集し、リスク評価を行い、大会の運営に関連すると判断された情報を日報に記載する。

## II. 評価体制と情報共有

評価体制と情報共有は、以下の日程で原則実施する。

### ・ 平日のみ実施

- ✓ 国スポ総合開会式1週間前:2025年9月22日(月)～9月26日(金)
- ✓ 国スポ総合閉会式後から障スポ開会式まで:2025年10月9日(木)～10月24日(金)
- ✓ 障スポ閉会式の2週間後:2025年10月28日(火)～11月10日(月)

### ・ 土日も含め連日実施

- ✓ 国スポ大会期間中:2025年9月28日(日)～10月8日(水)
- ✓ 障スポ大会期間中:2025年10月25日(土)～10月27日(月)

なお、評価を行う日は、午前10時までに前日の情報を収集し、午前11時まで解析を行う。その後、図1のとおり各保健所、県感染症対策主管課、県委員会等関係機関に情報共有を行う。

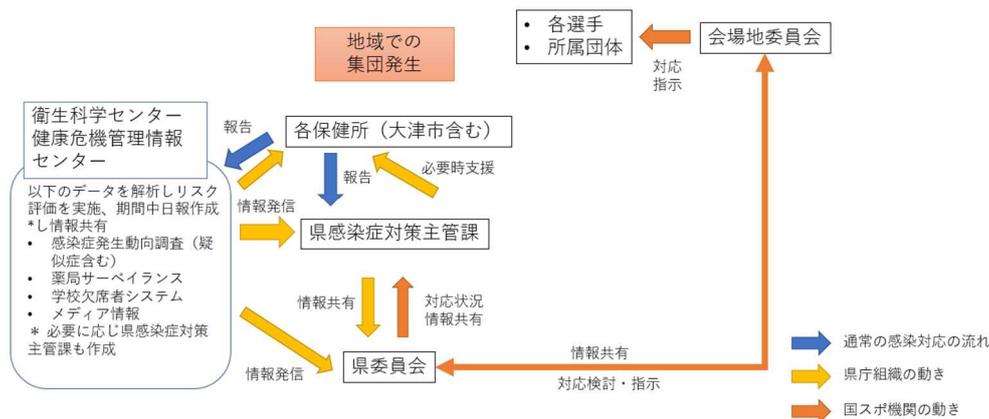


図1 強化サーベイランスの情報発信および活用のフローチャート

## III. 日報作成様式

日報については、①全体コメント(図2)、②感染症患者サーベイランス・疑似症定点サーベイランス(図3)、③薬局サーベイランス(図4)、④学校欠席者・感染症情報(図5)を作成し、関係機関に情報共有を行う。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025 強化サーベイランス日報

2025年○月●日

感染症情報センター

健康危機管理課

本日の状況まとめ

項目	コメント
感染症患者サーベイランス	〇〇保健所管内で腸管出血性大腸菌が一例報告されました。大会関係に影響はないと思われます。
疑似症定点サーベイランス	疑似症患者の報告はありませんでした。
薬局サーベイランス	解熱鎮痛剤で、〇〇保健所管内で低度の異常が出ていますが、追加的な情報収集は必要ないと思われます。
学校欠席者・感染症情報	異常はありません。
メディア情報	〇〇県で麻疹患者が発生した
本日の評価	特に対応が必要と思われる事案はありませんでした。

この情報に関するお問い合わせは、  
 感染症情報センター： 077-537-7438  
 健康危機管理課感染症係： 077-528-3632

図2 全体コメント

○月●日時点

報告件数

疾患名	大津市保健所	草津保健所	甲賀保健所	東近江保健所	彦根保健所	長浜保健所	高島保健所
腸管出血性大腸菌感染症							
侵襲性髄膜炎菌感染症							
麻疹							
風しん							
疑似症定点サーベイランス							

図3 感染症患者サーベイランスおよび疑似症定点サーベイランス報告件数

○月●日時点

保健所名	レベル					
	解熱鎮痛剤	総合感冒薬	抗生物質全般	抗インフルエンザ薬		アシクロピル製剤・塩酸パラシクロピル製剤など
	0歳～15歳	16歳～64歳	65歳～	0歳～15歳	16歳～64歳	65歳～
大津市保健所						
草津保健所						
甲賀保健所						
東近江保健所						
彦根保健所						
長浜保健所						
高島保健所						

レベル：0, 1, 2, 3

\*レベルの見方については『強化サーベイランス実施要領』を参照

図4 薬局サーベイランス

		レベル								出席停止・疾患登録		
保健所名	市町名	欠席者の症状										
		発熱	頭痛	急性呼吸器症状	下痢・腹痛	嘔気・嘔吐	発疹	インフルエンザ様症状	インフルエンザ	感染性胃腸炎	新型コロナウイルス感染症	
大津市保健所	大津市											
	草津市											
草津保健所	粟東市											
	守山市											
甲賀保健所	野洲市											
	甲賀市											
	湖南市											
東近江保健所	近江八幡市											
	東近江市											
	日野町											
	竜王町											
	彦根市											
彦根保健所	豊郷町											
	甲良町											
	多賀町											
長浜保健所	愛荘町											
	長浜市											
高島保健所	米原市											
	高島市											

レベル：0, 1, 2, 3, 4, 5

\*レベルの見方については『強化サーベイランス実施要領』を参照

図5 学校欠席者・感染症情報

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会食品衛生対策要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)が、相互に連絡調整を図り、滋賀県および会場地市町、関係機関・団体等とともに実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定め、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(以下「両大会」という。)における食品の安全性を確保することを目的とする。

### 2 実施内容

#### (1) 対象となる食品提供施設

##### ア 営業宿泊施設の調理施設

旅館業法の許可を受けた旅館・ホテルおよび簡易宿所営業施設(以下「営業宿泊施設」という。)において、宿泊する両大会の選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者(以下「両大会参加者」という。)が喫食する食事を調理する施設

##### イ 食事提供施設

両大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

##### ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理(弁当)を調製する施設

##### エ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場および競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

##### オ 既設の食品営業施設

両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工もしくは製造または販売を行う施設

##### カ 臨時の食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工もしくは製造または販売を行う施設

##### キ 無料食品提供施設

ふるまいを目的として両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

##### ク 弁当引換所

両大会会場内に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(以下「県生活衛生課」という。)および保健所(大津市保健所を含む。以下同じ。)は、県委員会から次表のとおり提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

また、県外の施設については、県委員会から関係自治体へ食品衛生指導の実施および報告書を依頼する。

対象施設	提出書類	提出方法
ア 営業宿泊施設の調理施設	営業宿泊施設利用予定報告書 (※宿舍衛生対策実施要領に定める様式第1号)	県委員会が県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。 県生活衛生課は該当保健所または食品安全監視センターへ振り分ける。 令和6(2024)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
イ 食事提供施設	食事提供施設一覧表 (様式第1号)	
ウ 仕出し料理調製施設	仕出し料理調製施設一覧表 (様式第2号)	
エ 弁当調製施設	弁当調製施設名簿 (※弁当調達要項に定める様式第1号)	会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。
オ 既設の食品営業施設	会場内に設置	県生活衛生課は該当保健所または食品安全監視センターに振り分ける。 令和6(2024)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
カ 臨時の食品営業施設		会場地委員会は県委員会へ提出し、県委員会が取りまとめて県生活衛生課または大津市保健所へ提出する。
キ 無料食品提供施設		県生活衛生課は該当保健所に振り分ける。
ク 弁当引換所		開催の概ね3か月前まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

### (3) 監視指導

食品安全監視センターおよび保健所は、県委員会および会場地委員会と連携し、県生活衛生課、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、次表を目標に対象施設の監視指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		指導事項
	両大会前	両大会期間中	
	令和6(2024)年度、食品提供施設の把握日以降～開催年度		
ア 営業宿泊施設の調理施設	会場内に設置	1～2回	必要に応じて
イ 食事提供施設			
ウ 仕出し料理調製施設			
エ 弁当調製施設			
オ 既設の食品営業施設	会場内に設置	-	必要に応じて
カ 臨時の食品営業施設			
キ 無料食品提供施設			
ク 弁当引換所			

### (4) 食品衛生講習会

県委員会は、県生活衛生課および保健所と連携し、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、次により食品衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。

#### ア 講習の内容

(ア) 食中毒の予防対策と発生時の対応

(イ) 従事者の健康管理(検便検査を含む。)と手洗いの徹底

(ウ) 施設・設備の衛生管理および食品・調理器具等の衛生的な取扱い

#### イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の営業者、食品衛生責任者または代表者および関係者とする。

#### ウ 講習会の実施方法

原則として、令和6(2024)年度から両大会開催1か月前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程および会場の調整を行う。なお、県委員会および会場地委員会主催の会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

(5) 広報活動

県委員会は、県生活衛生課、保健所および会場地委員会と連携し、県、会場地市町、関係機関、団体等の協力を得て、必要に応じて、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、より一層の食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図る。

(6) 食中毒等健康被害発生時の対応

ア 県委員会および会場地委員会は、食中毒(疑いを含む。)の情報を入手した場合、直ちに発生場所を管轄する保健所に連絡し指示を受けるとともに、県生活衛生課に連絡する。なお、大津市実行委員会においては大津市保健所に連絡するものとする。

イ 両大会に関係して食中毒が発生したときは、県生活衛生課および保健所は滋賀県食中毒処理要領(大津市においては大津市食中毒等処理要領)に基づき速やかに対応するほか、県生活衛生課は県委員会および関係する会場地委員会に情報提供を行う。

(7) 緊急連絡体制の整備

県委員会および会場地委員会は、参加者等に食中毒患者が発生するなど、緊急の事案が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を別記のとおり整備する。

### 3 実施報告

(1) 監視指導

食品安全監視センターおよび保健所(大津市保健所を除く。)は、この実施要領に基づく食品衛生監視指導等の実施結果について、次表のとおり県生活衛生課に報告する。県委員会は県生活衛生課および大津市保健所に対し、上記の報告を速やかに県委員会に情報提供するよう依頼するものとする。

報告書様式	報告期限
食品関係施設の監視指導実施結果報告書(様式第7号) 施設等の検査結果報告書(様式第8号)	◆令和6(2024)年度中の実施結果 →令和7(2025)年3月末日まで ◆令和7(2025)年度中の実施結果 →ア～オの対象施設:令和7(2025)年 9月末日まで カ～クの対象施設:令和7(2025)年 10月末日まで

## (2) 食品衛生講習会

会場地委員会は、この実施要領に基づく食品衛生講習会を実施した場合、その実施結果について、次表のとおり県委員会に報告し、県委員会は県委員会実施分と上記報告を合わせて、速やかに県生活衛生課に情報提供するものとする。

報告書様式	報告期限
食品衛生講習会の実施報告書(様式第9号)	◆令和6(2024)年度中の実施結果 →令和7(2025)年3月末日まで ◆令和7(2025)年度中の実施結果 →令和7(2025)年9月末日まで

## 4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課および保健所(大津市保健所を含む。)が協議の上、別に定めるものとする。









## 臨時食品営業施設の内容(個別票)

整 理 番 号	
---------	--

## 1 臨時食品営業施設の名称等

名 称		設置期間	月 日 ~ 月 日
所 在 地			
営業許可番号			
営 業 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
責 任 者 氏 名			
従 事 者 数			

## 2 取扱品目等

No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量	No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量
1		有・無		8		有・無	
2		有・無		9		有・無	
3		有・無		10		有・無	
4		有・無		11		有・無	
5		有・無		12		有・無	
6		有・無		13		有・無	
7		有・無		14		有・無	

※営業許可証の写しを添付すること。(ただし、連続4日以内、かつ、年間4回以内に限り実施する場合は、模擬店等の食品取扱届出書の写しに保健所の受付印を押印のうえ、添付すること。)

## 臨時食品営業施設の内容(個別票)

整 理 番 号	記入例
---------	-----

## 1 臨時食品営業施設の名称等

名 称	〇〇〇〇	設置期間	〇月〇日 ~ 〇月〇日
会 場 地	〇〇競技場		
営業許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
営 業 者	氏 名	〇〇 〇〇	
	住 所	〇〇市〇〇〇1-1-1	
	連 絡 先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
責 任 者 氏 名	〇〇 〇〇		
従 事 者 数	〇人		

## 2 取扱品目等

No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量	No.	取扱品目	調理等の有無	販売予定数量
1	唐揚げ	有	500食	8		有・無	
2	牛串焼き	有	500食	9		有・無	
3	ジュース	無	500本	10		有・無	
4	コーヒー	無	200本	11		有・無	
5		有・無		12		有・無	
6		有・無		13		有・無	
7		有・無		14		有・無	

※営業許可証の写しを添付すること。(ただし、連続4日以内、かつ、年間4回以内に限り実施する場合は、模擬店等の食品取扱届出書の写しに保健所の受付印を押印のうえ、添付すること。)



## 無料食品提供施設の内容(個別票)

整 理 番 号	
---------	--

## 1 無料食品提供施設の名称等

名 称		設置期間	月 日 ~ 月 日
所在地			
代 表 者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先		
責 任 者 氏 名			
従 事 者 数			

## 2 取扱品目等

No.	取扱品目	調理等の有無	提供予定数量	No.	取扱品目	調理等の有無	提供予定数量
1		有・無		8		有・無	
2		有・無		9		有・無	
3		有・無		10		有・無	
4		有・無		11		有・無	
5		有・無		12		有・無	
6		有・無		13		有・無	
7		有・無		14		有・無	

## 無料食品提供施設の内容(個別票)

整理番号	記入例
------	-----

## 1 無料食品提供施設の名称等

名 称	〇〇〇〇	設置期間	9月28日 ~ 10月8日
所在地	〇〇競技場		
代 表 者	氏 名	〇〇 〇〇	
	住 所	〇〇市〇〇〇1-1-1	
	連 絡 先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
責 任 者 氏 名	〇〇 〇〇		
従 事 者 数	〇人		

## 2 取扱品目等

No.	取扱品目	調理等の有無	提供予定数量	No.	取扱品目	調理等の有無	提供予定数量
1	豚汁	有	500食	8		有・無	
2		有・無		9		有・無	
3		有・無		10		有・無	
4		有・無		11		有・無	
5		有・無		12		有・無	
6		有・無		13		有・無	
7		有・無		14		有・無	



## 食品関係施設の監視指導実施結果報告書

令和 年 月 日

〇〇〇〇

保健所

区 分	対象施設数	延べ監視施設数	違反発見施設数	違反の件数					処分件数			処分以外の措置件数	
				施設基準	管理運営基準	製造基準	表示基準	その他の	営業の禁停止	改善命令	その他		
ア	営業宿泊施設の調理施設												
イ	食事提供施設												
ウ	仕出し料理調製施設												
エ	弁当調製施設												
オ	（会場内）	既設の食品営業施設											
カ		臨時の食品営業施設											
キ		無料食品提供施設											
ク		弁当引換所											
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 施設等の衛生状況確認検査結果報告書

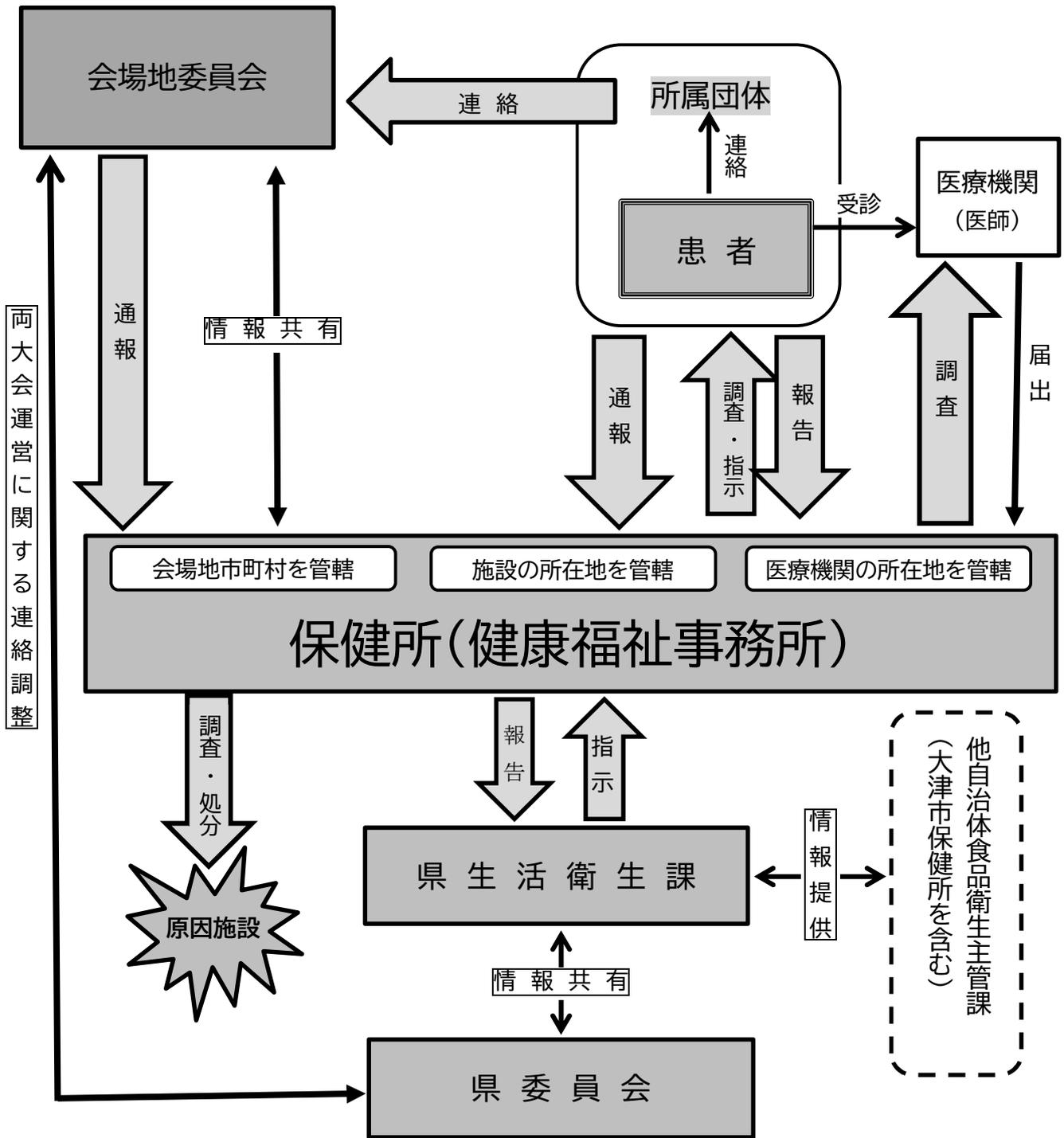
〇〇〇

保健所

区 分		対象施設数	検査施設数	ATP検査件数
ア	営業宿泊施設の調理施設			
イ	食 事 提 供 施 設			
ウ	仕出し料理調製施設			
エ	弁 当 調 製 施 設			
オ	(会 場 内)	既設の食品営業施設		
カ		臨時の食品営業施設		
キ		無料食品提供施設		
ク		弁 当 引 換 所		
合 計		0	0	0

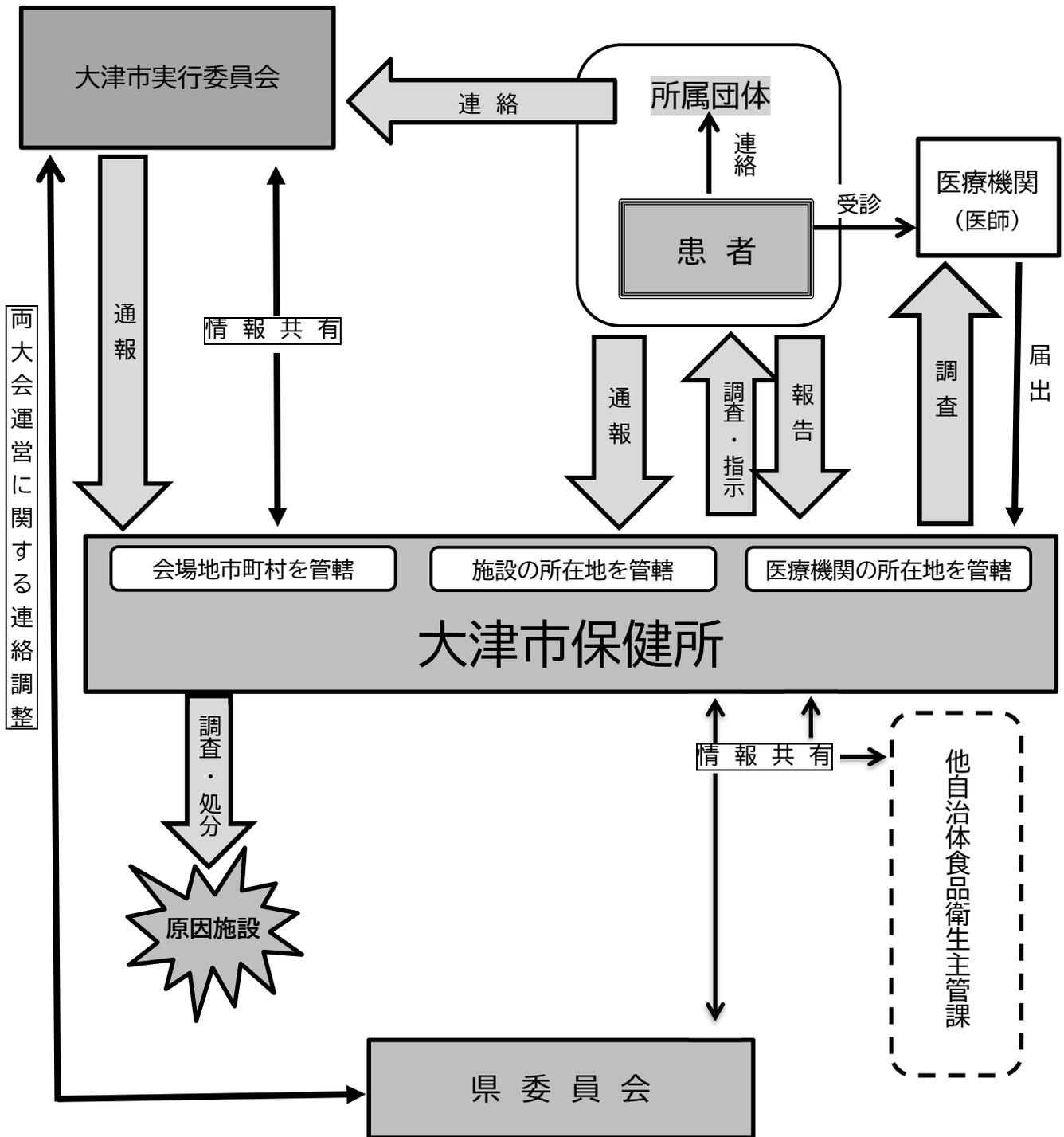


### 食中毒等健康被害発生時の緊急連絡体制(大津市を除く滋賀県)



- ◆患者所属団体は、直ちに管轄保健所へ通報するとともに会場地委員会に連絡する。
- ◆会場地委員会は、上記連絡のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所へ通報する。
- ◆大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、速やかに患者を医療機関に受診させるとともに、管轄の保健所に通報するように周知する。

## 食中毒等健康被害発生時の緊急連絡体制(大津市)



両大会運営に関する連絡調整

- ◆患者所属団体は、直ちに大津市保健所へ通報するとともに大津市実行委員会に連絡する。
- ◆大津市実行委員会は、上記連絡のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合は、直ちに大津市保健所に通報する。
- ◆大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、速やかに患者を医療機関に受診させるとともに、大津市保健所に通報するように周知する。

食中毒等健康被害発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先 (食中毒担当係)	管轄地域
草津保健所	〒525-3525 草津市草津三丁目 14-75	TEL:077-562-3549 FAX:077-562-3533	草津市、栗東市、守山市、野洲市
甲賀保健所	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200	TEL:0748-63-6149 FAX:0748-63-6142	甲賀市、湖南市
東近江保健所	〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22	TEL:0748-22-1266 FAX:0748-22-1617	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
彦根保健所	〒522-0039 彦根市和田町 41	TEL:0749-21-0284 FAX:0749-26-7540	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
長浜保健所	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2	TEL:0749-65-6664 FAX:0749-63-2989	長浜市、米原市
高島保健所	〒520-1621 高島市今津町今津 448-45	TEL:0740-22-3552 FAX:0740-22-5693	高島市
大津市保健所 (衛生課)	〒520-0047 大津市浜大津四丁目 1-1	TEL:077-522-8427 FAX:077-522-7373	大津市

◆県担当課および実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1	TEL:077-528-3643 FAX:077-528-4861
滋賀県国スポ・障スポ大会局 施設調整室 宿泊・衛生係	〒520-0807 大津市松本一丁目 2-1	TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836

## 食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項

両大会に係る食品提供施設の営業者等は、法令に基づく衛生管理を徹底の上、次の事項について遵守すること。

### 1 食品提供施設

#### (1) 営業宿泊施設の調理施設

両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

#### (2) 食事提供施設

両大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

#### (3) 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理(弁当)を調製する施設

#### (4) 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場、競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

#### (5) 既設の食品営業施設

両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工若しくは製造または販売を行う施設

#### (6) 臨時の食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造または販売を行う施設

#### (7) 無料食品提供施設

ふるまいを目的として両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

#### (8) 弁当引換所

両大会会場内に設置される弁当の引換所

### 2 共通の遵守事項

#### (1) 衛生管理状況の点検・記録

ア 両大会開催期間中、食品衛生責任者等(食品衛生責任者および下記4、5により設置する管理責任者をいう。以下同じ。)は、施設の衛生管理計画に基づく記録表の他に以下の記録表により衛生管理状況を点検し記録すること。

(ア) 食品衛生自主管理記録表[営業宿泊施設の調理施設・食事提供施設・既設の食品営業施設]  
(参考様式第1号)

(イ) 食品衛生自主管理記録表[弁当・仕出し料理調製施設](参考様式第2号)

(ウ) 食品衛生自主管理記録表[臨時の食品営業施設・無料食品提供施設](参考様式第3号)

(エ) 食品衛生自主管理記録表[弁当引換所](参考様式第4号)

イ 食品衛生責任者等は、食品衛生講習会を受講すること。

#### (2) 調理従事者等の健康管理

ア 調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者。以下同じ。)は、概ね両大会開催前1か月の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること(1 食品提供施設(8) 弁当引換所を除く)。なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。

- イ 上記検便結果で陽性の場合、再検査で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- ウ 食品衛生責任者等は、作業開始前に全ての調理従事者等(調理従事者および配膳または容器包装に入れられた食品を取り扱う作業に従事する者。以下同じ。)および同居する家族等の健康状態(嘔吐、下痢、手指の傷等)の確認を行うこと。
- エ 下痢、嘔吐、発熱等の症状がある場合や、手指に化膿創がある場合は、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- オ 調理従事者は、感染を防止するため、日常生活の中で胃腸炎症状を呈した者の吐物や排泄物の処理を行うことを避けること。

### (3)調理従事者等の服装

- ア 調理従事者等は、清潔な外衣および専用の履物を着用し、必要に応じて帽子、マスク、手袋を着用すること。
- イ 調理従事者等は、腕時計、指輪、つけ爪などは外す。帽子は毛髪がはみ出ないように着用し、爪は短く清潔に保つこと。

### (4) 手洗いの徹底

- ア 石けん、消毒液、ペーパータオル等を備えた手洗い設備を常に使用できる状態にしておくこと。  
なお、手洗い設備は、手を触れずに給水栓が開閉できる構造であること。また、40℃前後の温水が給水される構造であることが望ましい。
- イ 調理従事者等は、次のタイミングで手洗いを行うこと。
  - (ア)作業開始前およびトイレの使用後
  - (イ)汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
  - (ウ)食品に直接触れる作業に当たる直前
  - (エ)生肉、鮮魚介類、卵殻等に触れた後、その他の食品や器具に触れる場合
  - (オ)配膳の前
- ウ 調理従事者等は、次の手順を参考に、適切な方法で手洗いを行うこと。
  - (ア)手を水で濡らし、石けんをつける。
  - (イ)指、腕を洗う。特に、指の間、指先をよく洗う。(30秒程度)
  - (ウ)石けんをよく洗い流す。(20秒程度)
  - (エ)使い捨てペーパータオル等でふく。(タオル等の共用はしないこと。)
  - (オ)消毒用アルコールをかけて手指によくすりこむ。

※作業開始前およびトイレの使用後は、(ア)～(ウ)の手順を2回繰り返す。

## 3 食品提供施設(1)～(5)に対する個別の遵守事項

### (1)施設(調理場)の衛生管理

- ア 施設およびその周辺は、定期的に清掃し、清潔な状態を維持すること。
- イ 施設内は整理整頓し、不必要な物品等を置かないこと。
- ウ 施設の内壁、天井、床を清潔に維持するとともに、破損等があるときは速やかに補修すること。
- エ 施設内の採光・照明・換気は十分に行い、必要に応じて温湿度管理を行うこと。
- オ 窓および出入口は、開放したままにしないこと。開放したままにする場合は、網戸等を設置し、埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止すること。
- カ 排水溝は、排水が適切に行われるよう清掃、補修すること。
- キ トイレは、定期的に清掃、消毒を行い、常に清潔にすること。

(ア)従事者用トイレの便器、床の消毒

1,000mg/L次亜塩素酸ナトリウム液またはこれと同等の効果を有する方法で消毒すること。

(2)設備等(設備、調理機械・器具)の衛生管理

- ア 調理機械・器具は、十分に洗浄・消毒するとともに、衛生的に保管すること。調理器具、食器等は、80℃、5分間以上またはこれと同等の効果を有する方法で消毒すること(参考 厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」)。
- イ 調理機械・器具に、故障または破損がある場合は、速やかに補修すること。
- ウ 手洗い設備には、石けん、消毒液、ペーパータオル等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- エ 手指が触れる場所(給水栓、冷蔵庫取っ手、スイッチボタン、ドアノブ等)は、十分に清掃し、清潔を保つこと。200mg/L 次亜塩素酸ナトリウム液またはこれと同等の効果を有する方法で消毒すること。
- オ まな板、包丁、ふきん等は、よく洗浄・消毒され、食品および用途ごとに区分して使用すること。
- カ 冷蔵庫および冷凍庫内は、整頓し、清潔に保ち、相互汚染防止のため区分け保存をすること。
- キ 冷蔵庫および冷凍庫は、温度管理を十分に行うこと。

(3)使用水の管理

- ア 水道水以外の水を使用する場合は、事前(国スポ・障スポ開催前の1年以内を目途)に水質検査を受け、基準に適合していることを確認すること。
- イ 滅菌装置を設置している場合は、装置が正常に作動しているか定期的に確認するとともに、遊離残留塩素濃度が適正であることを確認すること。

(4)食品の取扱い

施設の衛生管理計画に基づき、適切に管理および記録を実施すること。なお、衛生管理の実施に当たっては、特に以下の項目に留意すること。

- ア 原材料の仕入れに当たっては、品質・表示等について点検するとともに、当該食品に適した状態および方法で衛生的に保管すること。また、購入伝票等の保管を行い、仕入先を明らかにしておくこと。
- イ 調理済み食品は、前日調理は避け、提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立て、調理後、直ちに提供されるもの以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するため必要に応じて冷蔵または温蔵保管すること(食中毒菌の発育至適温度帯である 20～50℃を避け、概ね 10℃以下または 65℃以上で管理)。
- ウ 調理は、相互汚染のないよう衛生的に行うこと。
- エ 生肉(たたき、湯引きを含む。)の提供をしないこと。
- オ 野菜および果物を、加熱せずに提供する場合には、飲用適の流水で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムの 200mg/L の溶液に、5分間(100mg/L の溶液の場合には 10 分間)またはこれと同等の効果を有するもの(食品添加物として使用できる有機酸等)で殺菌を行った後、十分な流水ですすぎ洗いを行うこと。
- カ 加熱調理を行う際は、食品の中心部の温度が 75℃以上で、1分間以上(ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は 85～90℃で 90 秒以上)加熱すること。加熱温度は、中心温度計により確認すること。
- キ 盛り付けは衛生手袋等を使用し、食品に直接手が触れないようにすること。また、衛生手袋の使用に当たっては、装着前の手洗い、衛生的な装着操作、装着後に食品以外に触れないことおよび適宜交換することを徹底すること。

ク 同一メニューで50食以上提供する食品については、検食は調理済みの食品を食品ごとに 50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上または1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。

#### 【例】

- ・弁当(仕出し料理)の場合、1食分を余分に調製し、容器ごと検食として保管する。
- ・仕切りの入った検食容器がない場合は、未使用の合成樹脂製の袋で代用する。  
(1品毎に袋に入れて口をしぼる。1食分をまとめて袋に入れて口をしぼる。)

ケ 仕出し料理および弁当の調製(1 食品提供施設(3)、(4))

(ア)仕出し料理および弁当の主食および副食は、十分に放冷した後、詰め合わせること。

(イ)次の事項を弁当の容器包装に表示すること。

名称、原材料名(アレルギー、遺伝子組換え等の表示を含む)、食品添加物、消費期限(時刻まで)、保存方法、製造所所在地・製造者名等食品表示法で規定している事項

(ウ)早期の喫食を喚起する旨、弁当の容器包装または添付チラシ等に記載するよう努めること。

(エ)配送に当たっては、次の事項に留意し、弁当の温度を10℃以下で管理すること

- ・荷室の温度管理(10℃以下)が、運転席等外部から行うことが可能な冷蔵車等を使用し運搬すること。
- ・保冷箱等により輸送する場合は、直射日光が当たらないように運搬し、輸送前後の保冷箱等内の温度を測定し、一定であることを確認すること。
- ・弁当の配付終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行うこと。
- ・弁当引換所で長時間保管されることがないように喫食時間に合わせて納品すること。
- ・通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を納品すること。

#### (5)廃棄物の処理

ア 廃棄物容器は、蓋があり、汚液または汚臭がもれないよう清潔にしておくこと。

イ 廃棄物は、食品等を取扱い、保管する場所に置かないこと。

ウ 清掃用具は専用の場所に保管すること。

#### (6)記録の作成および保管

食品衛生責任者は、施設の衛生管理計画に基づく記録の他に以下の記録を作成し、整理して保管すること。

ア 衛生管理

「衛生管理記録表」(参考様式第5号)および「調理従事者等の健康状況」(参考様式第6号)

イ 提供したメニュー

ウ その他次の事項

(ア)調理従事者等および家族等同居者の健康状況

(イ)水道水以外の水を使用している場合の遊離残留塩素濃度

(ウ)その他

## 4 食品提供施設(6)、(7)に対する個別の遵守事項

### (1)取扱品目

取扱品目は、原則として、完成品、半完成品若しくは下処理された食品を調理、盛り付けしたもの

であって、かつ、作業工程が「揚げる」「焼く」「蒸す」「煮る」などの加熱工程(調味料を使用する工程は除く)により調理された食品とする。ただし、以下に掲げるものは認める。

- ① かき氷(果物氷、味付き氷(削りイチゴ、台湾かき氷等)等水以外の原材料を含む氷を使用するものは除く)
- ② クリーム類(ソフトクリーム、生クリーム等)(既製品の盛付のみ)
- ③ 飲料水類(既製品の注ぎ分けのみ)

## (2)適切な取扱設備

- ア 清浄な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有すること。
- イ 食品が直接日光にあたらない設備とすること。
- ウ 消毒液を備えた流水式手洗い設備を設けること。ただし、施設の周辺に当該設備がある場合は、この限りではない。
- エ 取り扱う食品の保存方法により、冷凍庫・冷蔵庫等保存設備を設けること。

## (3)食品の取扱い

- ア 下処理は、食品衛生法に基づき適切な許可、届出等のある施設(以下「許可施設等」とする。)で行うこと。ただし、やむを得ず許可施設以外の施設を使用する場合は、会場周辺にある公的に使用できる調理室等であって、大会期間中専用で使用でき、食材を衛生的に取り扱うことができる施設で行うこと。
- イ 原材料の運搬は、下処理を行った食材を衛生的な蓋付きの容器等に入れ外部からの汚染を防止するとともに、食品に応じて温度管理を適切に行うこと。
- ウ 加熱調理を行う際は、食品の中心部まで十分に(75℃以上で1分間以上)(ノロウイルスによる汚染の可能性のある食品の場合は 85～90℃で 90 秒)加熱すること。
- エ 未加熱の野菜、果物、肉類、魚介類、卵および乳類を提供しないこと。
- オ 購入後会場内で速やかに喫食できる提供方法とすること。
- カ 容器は使い捨てで、かつ衛生的なものを使用すること。

## (4)廃棄物の処理

- ア 廃棄物は、処理方法に応じて分別し、適正に処理すること。
- イ 廃棄物容器およびその周辺は、常に清潔にしておくこと。

## (5)管理責任者の設置

- ア 食品による事故等の発生を防止するために、施設ごとに衛生管理に当たる管理責任者(露店営業施設については食品衛生責任者)を設置すること。

# 5 食品提供施設(8)に対する個別の遵守事項

## (1)弁当引換所の設置基準

- ア 清浄な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有すること。
- イ 弁当を直射日光のあたらない場所に保管・陳列できる設備とすること。
- ウ 弁当引換所の設置者は、弁当引換所または付近の使用しやすい場所に、手洗い設備を確保すること。弁当引換所に確保できない場合は、アルコール噴霧式消毒器を弁当引換所に設置すること。

(2) 弁当の取扱い

ア 弁当の保管

(ア) 納品された弁当は、引換直前まで 10℃以下の保冷库等で保管すること(弁当引換所に隣接した場所に、保冷車等を配置している場合を含む)。

(イ) 保冷库は常に清潔に保つとともに、隔測温度計を設置し、保冷機能が保たれていることを確認すること。

イ 弁当の引渡し

(ア) 弁当の引換時間を厳守すること。

(イ) 弁当を両大会参加者に引き渡す際の呼びかけ、張り紙、場内放送、チラシ添付等の方法により、早期の喫食と併せて持ち帰りの禁止を呼びかけること。

ウ 弁当の廃棄

消費期限を過ぎた弁当は確実に廃棄すること。

(3) 弁当の引換えの記録

ア 弁当の引換えに当たっては、引換え先と弁当調製施設の関連が明確になるようにしておくこと。

イ 弁当引換所ごとに衛生管理に当たる管理責任者をおくこと。

ウ 管理責任者は、弁当の納品から引換えに関する次の事項について「弁当の引換記録表」(参考様式第7号)により記録すること。

(ア) 弁当の納品時刻

(イ) 庫内温度(納品時、引換え直前)

(ウ) 納品個数

(エ) 製造者

(オ) 消費期限

(カ) 弁当の引換え時刻(開始、終了)

(キ) 引換え個数

(ク) 引換え先

(ケ) 廃棄時刻

(コ) 廃棄個数

(4) 廃棄物の処理

ア 廃棄物は、処理方法に応じて分別し、適正に処理すること。

イ 廃棄物容器およびその周辺は、常に清潔にしておくこと。

食品衛生自主管理記録表 [営業宿泊施設の調理施設・食事提供施設・既設の食品営業施設]

大会期間中は毎日点検しましょう。

定期的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点検項目		点検月日							メモ
		/	/	/	/	/	/	/	
施設の衛生管理	1	施設およびその周辺は清掃され、清潔な状態か。							
	2	施設内は整理整頓され、 unnecessaryな物品が置かれていないか。							
	3	施設の内壁、天井、床は、清潔で、破損はないか。							
	4	施設内の採光、照明、換気は十分か。 温度(25℃以下)、湿度(80%以下)は適切か。							
	5	窓や出入口を開放していないか。開放する場所には、網戸等を設置しているか。							
	6	排水溝は清掃され、排水が適切に行える状態か。							
	7	トイレは清掃、消毒され、清潔か。手洗い設備は使用できる状態か。							
設備等の衛生管理	8	機械器具は、十分洗浄、消毒するとともに、衛生的に保管されているか。また、破損等があるときは速やかに補修しているか。							
	9	機械器具は、用途に応じて適切に使用しているか。まな板、包丁等は使い分けているか。							
	10	手洗い設備は、石けん、消毒液、タオルペーパー等を備え、使用できる状態か。							
	11	冷蔵庫・冷凍庫内は清潔か。また、適切な温度(冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-20℃以下)が保たれているか。							
使用水	12	水道水以外の水(井戸水等)を使用している場合は、水質検査を実施したか。							
	13	殺菌装置等が設置されている場合は、正常に作動しているか。							
防鼠虫	14	ネズミ、ゴキブリ等の侵入、発生はないか。侵入、発生している場合は駆除等の対策を実施しているか。							
廃棄物	15	廃棄物容器は、汚液、汚臭が漏れないよう清潔にしているか。							
	16	廃棄物を、食品を取扱い、保存する場所に保管していないか。							
従事者の衛生管理	17	定期的に健康診断(検便等)を受けているか。							
	18	下痢・嘔吐・発熱または手指に化膿創のある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	19	清潔な作業着、帽子、履物を着用し、必要に応じてマスク、手袋をしているか。							
	20	爪を短く切り、作業前、用便後等は必ず手を洗っているか。							
原材料および食品の取扱い	21	衛生管理計画に基づき作業を実施し、記録しているか。							
	22	原材料の仕入れに当たっては、品質、表示等の点検を行った後、食品に適した温度で衛生的に保管しているか。							
	23	購入伝票等の保管を行っているか。							
	24	相互汚染のないよう取り扱っているか。							
	25	生で提供する野菜、果物等は十分洗浄し、必要に応じて殺菌しているか。							
	26	食品は、中心部まで十分加熱しているか。(75℃1分以上)							
	27	盛付時は、手袋を使用する等食品に直接手が触れないようにしているか。							
	28	必要以上に作り置きせず、調理後、速やかに提供しているか。保管する場合は、10℃以下または65℃以上で保管しているか。							
	29	検査は、適切に保管しているか。(各50g、-20℃以下、2週間以上)							
食品衛生責任者の印									

◆実行委員会や保健所等が行う衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

◆提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。

食品衛生自主管理記録表 [弁当調製施設・仕出し料理調製施設]

大会期間中は毎日点検しましょう。

定期的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点検項目		点検月日							メモ
		/	/	/	/	/	/	/	
施設の衛生管理	1	施設およびその周辺は清掃され、清潔な状態か。							
	2	施設内は整理整頓され、不必要な物品が置かれていないか。							
	3	施設の内壁、天井、床は、清潔で、破損はないか。							
	4	施設内の採光、照明、換気は十分か。 温度(25℃以下)、湿度(80%以下)は適切か。							
	5	窓や出入口を開放していないか。開放する場所には、網戸等を設置しているか。							
	6	排水溝は清掃され、排水が適切に行える状態か。							
	7	トイレは清掃、消毒され、清潔か。手洗い設備は使用できる状態か。							
設備等の衛生管理	8	機械器具は、十分洗浄、消毒するとともに、衛生的に保管されているか。また、破損等があるときは速やかに補修しているか。							
	9	機械器具は、用途に応じて適切に使用しているか。まな板、包丁等は使い分けているか。							
	10	手洗い設備は、石けん、消毒液、タオルペーパー等を備え、使用できる状態か。							
	11	冷蔵庫・冷凍庫内は清潔か。また、適切な温度(冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-20℃以下)が保たれているか。							
使用水	12	水道水以外の水(井戸水等)を使用している場合は、水質検査を実施したか。							
	13	殺菌装置等が設置されている場合は、正常に作動しているか。							
防鼠虫	14	ネズミ、ゴキブリ等の侵入、発生はないか。侵入、発生している場合は駆除等の対策を実施しているか。							
廃棄物	15	廃棄物容器は、汚液、汚臭が漏れないよう清潔にしているか。							
	16	廃棄物を、食品を取扱い、保存する場所に保管していないか。							
従事者の衛生管理	17	定期的に健康診断(検便等)を受けているか。							
	18	下痢・嘔吐・発熱または手指に化膿創のある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	19	清潔な作業着、帽子、履物を着用し、必要に応じてマスク、手袋をしているか。							
	20	爪を短く切り、作業前、用便後等は必ず手を洗っているか。							
原材料および食品の取扱い	21	衛生管理計画に基づき作業を実施し、記録しているか。							
	22	原材料の仕入れに当たっては、品質、表示等の点検を行った後、食品に適した温度で衛生的に保管しているか。							
	23	購入伝票等の保管を行っているか。							
	24	前日調理は避け、調理から提供までの時間ができるだけ短くなるようにしているか。							
	25	相互汚染のないよう取り扱っているか。							
	26	生で提供する野菜、果物等は十分洗浄し、必要に応じて殺菌しているか。							
	27	食品は、中心部まで十分加熱しているか。(75℃1分間以上)							
	28	十分に放冷した後、詰め合わせているか。							
	29	盛付時は、手袋を使用する等食品に直接手が触れないようにしているか。							
	30	容器には、製造所所在地、氏名、原材料名、消費期限、保存方法等定められた事項を表示しているか。							
	31	配送中は直射日光が当たらないようにし、適切に温度管理を行うこと。							
	32	検食は、適切に保管しているか。(各50g、-20℃以下、2週間以上)							
食品衛生責任者の印									

- ◆実行委員会や保健所等が行う衛生講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。
- ◆提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。

大会会場名：

食品衛生自主管理記録表 [臨時食品営業施設・無料食品提供施設]

大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点 検 項 目		点 検 月 日						メモ	
		/	/	/	/	/	/		
品目	1	取扱品目は、事前に許可または届出をしたとおりか。							
	施設の管理	2	清潔な場所に設置されているか。						
		3	テント張等で防塵・防水措置をし、日光が直接、食品に当たらないようになっているか。						
		4	消毒液を備えた流水式の手洗い設備が施設内または隣接した場所に設置されているか。						
		5	保存基準のある食品を取り扱う場合は、温度計のある冷蔵設備を設けているか。						
原材料および食品の取扱い	6	下処理は、営業許可施設等食品を衛生的に取り扱える専用の場所で行っているか。							
	7	原材料の運搬は、衛生的な蓋付き容器等に入れ、必要に応じて冷蔵設備を使用しているか。							
	8	食品は、中心部まで十分加熱しているか。(75℃1分以上)							
	9	未加熱の野菜、果物、肉類、魚介類、卵および乳類を提供していないか。							
	10	卵は割り置きせず、直前に割卵しているか。							
	11	必要以上に作り置きせず、調理後、速やかに提供しているか。							
	12	容器は使い捨ての衛生的なものを使用しているか。							
	13	食品の取扱いは、直射日光が当たらないようにし、適切に温度調整を行っているか。							
従事者の衛生管理	14	清潔な衣服、帽子を着用し、必要に応じてマスク、手袋をしているか。							
	15	爪を短く切り、作業前、用便後等に手の洗浄消毒を行っているか。							
	16	下痢・嘔吐・発熱または手指に化膿創のある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	17	調理従事者は、検便検査を受けているか。							
廃棄物	18	廃棄物容器は、蓋付きで清潔か。							
	19	廃棄物は、食品や容器等を汚染するおそれのない場所に保管されているか。							
管理責任者の印									

◆実行委員会や保健所等が行う衛生講習会を受講し、講習の内容を従事者に伝達すること。

◆提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。

大会会場名：

### 食品衛生自主管理記録表 [弁当引換所]

大会期間中は毎日点検しましょう。

定時的に○、×のチェックを行い、×の項目はすぐに改善しましょう。(○良好、×不良)

点 検 項 目		点 検 月 日						メモ	
		/	/	/	/	/	/		
施設の管理	1	清潔な場所に設置されているか。							
	2	テント張等で防塵・防水措置をし、日光が直接、食品に当たらないようになっているか。							
	3	消毒液を備えた流水式の手洗い設備が施設内または隣接した場所に設置されているか。							
	4	弁当を保管するための冷蔵設備(冷蔵車等)はあるか。							
弁当の取扱い	5	購入伝票等の保管を行っているか。							
	6	弁当は、冷蔵設備で保管しているか。							
	7	冷蔵設備内の温度は、10℃以下になっているか。							
	8	弁当は、直接床面に接しないように保管されているか。							
	9	弁当の引換時間は守られているか。							
	10	消費期限を過ぎた弁当は、廃棄しているか。							
早期喫食	11	引換時に、早期喫食を呼びかけているか。							
	12	早期喫食を呼びかける看板等を設置しているか。							
記録	13	弁当の引換記録表に基づき、納品時刻、庫内温度、納品個数、製造者等を記録しているか。							
従事者の衛生管理	14	清潔な衣服、帽子を着用し、必要に応じてマスク、手袋をしているか。							
	15	爪を短く切り、作業前、用便後等に手の洗浄消毒を行っているか。							
	16	下痢・嘔吐・発熱または手指に化膿創のある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。							
	17	調理従事者は、検便検査を受けているか。							
廃棄物	18	廃棄物容器は、蓋付きで清潔か。							
	19	廃棄物は、食品や容器等を汚染するおそれのない場所に保管されているか。							
管理衛生責任者の印									

◆保健所が行う講習会を受講し、講習の内容に従事者に伝達すること。

◆提供した食品が原因と疑われる健康被害が発生した場合は、速やかに保健所に報告すること。

## 衛生管理記録票

品名	
製造年月日	年 月 日
消費期限	年 月 日 時
調理予定数	個
調理数量	個

作業開始時間	:
作業終了時間	:

## ○冷蔵庫・冷凍庫の温度管理記録(冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-20℃以下)

	冷蔵庫1	冷蔵庫2	冷凍庫1	冷凍庫2	
作業前					
作業後					
実施者					

## ○使用水の検査記録

項目	結果	管理基準	実施者	水質検査
臭い		異常なし		◆検査実施日 月 日  ◆結果
味		異常なし		
色		異常なし		
にごり		異常なし		
異物		異常なし		
残留塩素		0.1mg/l以上		

## ○加熱食品の管理記録(加熱中心温度75℃以上、1分間以上)

品名					
中心温度	℃	℃	℃	℃	℃
加熱時間	分	分	分	分	分
放冷時間	分	分	分	分	分
実施者					

## ○非加熱食品の管理記録

品名					
冷蔵庫への搬入時刻	:	:	:	:	:
冷蔵庫からの搬出時刻	:	:	:	:	:
実施者					



### 弁当の引換記録表

会場地： \_\_\_\_\_

競技名： \_\_\_\_\_

引換日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

製造者	納品時刻	庫内温度(10℃以下)		納品個数	消費期限	引換時刻		引換個数	引換先	廃棄時刻	廃棄個数	責任者印
		納品時	引換直前			開始	終了					
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		
	:	℃	℃			:	:			:		

※ 会場内の引換所1か所につき1枚で使用する。

※ 引換は〇〇時までとし、残った弁当は個数を記録し、廃棄すること。

## 食品提供施設に対する指導および検査

### 1 食品提供施設

#### (1) 営業宿泊施設の調理施設

両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

#### (2) 食事提供施設

両大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する近隣の食事提供が可能な施設

#### (3) 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理(弁当)を調製する施設

#### (4) 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場、競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

#### (5) 既設の食品営業施設

両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工若しくは製造または販売を行う施設

#### (6) 臨時の食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造または販売を行う施設

#### (7) 無料食品提供施設

ふるまいを目的として両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

#### (8) 弁当引換所

両大会会場内に設置される弁当の引換所

### 2 食品衛生講習会

県委員会は、県生活衛生課および保健所と連携し、食品提供施設の営業者等を対象とした食品衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。

食品衛生講習会の内容については、別紙1「食品提供施設が遵守すべき事項」、食品衛生法に係る事項および食中毒の予防に関することとする。

### 3 立入調査

食品提供施設(1)～(5)を管轄する保健所等は、「施設調査票」(様式第1号)に基づき当該施設の立入調査を実施し、不備な事項があれば改善指導およびその履行確認を行う。

特に、弁当調製施設等危害度の高い施設または衛生管理に不備が認められる施設については、次の4、5の検査結果に基づき、食品衛生指導を重ねる。

### 4 施設の拭き取り検査

保健所は、1 食品提供施設(1)～(5)について、ATP 簡易測定器等を用いて拭き取り検査を実施し、その結果に基づき効果的に指導する。拭き取りは、包丁、まな板、冷蔵庫内、冷蔵庫取っ手、給水栓、スイッチ、ドアノブ(トイレを含む)等、主に食品または手指が直接触れる箇所を対象とし、衛生管理状況等施設の状況に応じた検査を行う。検査結果および結果に基づく指導事項は、「ATP 検査結果」(様式第2号)

に記録する。洗浄後の汚染度が高い箇所については、適切な方法により洗浄後、再検査を行う。

## 5 食品検査

1 食品提供施設(3)、(4)の営業者(以下、各営業者)は、下記のとおり食品検査を実施し、その結果に基づき、必要に応じて保健所の指導を受ける。

### (1)対象食品

両大会期間中に提供される弁当・仕出し料理の副食(2品以上)

### (2)時期

令和7(2025)年 4月～6月

### (3)費用

各営業者で負担するものとする。

### (4)項目および判定

「滋賀県食品衛生指導基準および検査結果に基づく指導要綱」に基づき、次の検査項目および判定基準とする。

検査食品	検査項目	判定基準
卵焼、フライ等の加熱処理したもの	細菌数(生菌数)	検体1gにつき 100,000 以下であること
	大腸菌	陰性であること
	黄色ブドウ球菌	陰性であること
サラダ、生野菜等の未加熱処理のもの	細菌数(生菌数)	検体1gにつき 1,000,000 以下であること

### (5)措置

ア 各営業者は、(4)の判定結果について、県実行委員会または県実行委員会が指定する者に報告する。

イ (4)の判定結果が基準を超えた場合、各営業者は、上記の報告に加えて管轄する保健所に相談する。  
保健所は、当該施設の立入調査を実施し、原因究明および再発防止を指導する。

ウ 各営業者は再発防止対策実施後、その効果を確認するため、再度の食品検査を実施し、判定結果について、県実行委員会または県実行委員会が指定する者に報告する。

## 施設調査票

No.1

調査年月日	令和 年 月 日	調査者	
施設の名称		対応者	
施設の所在地	TEL		
業 種			
調理従事者数	人		
使用水	使用水の種類	上水道・簡易水道・専用水道・井戸水・その他( )	
	滅菌装置	有・無	滅菌装置 維持管理状況
	遊離残留塩素濃度	mg/L(使用水の種類にかかわらず測定)	
厨房内	手洗い設備		
	清掃状況		
	そ族昆虫対策 (生息・侵入防止・駆除)		
冷蔵庫・冷凍庫	庫内温度		
	衛生状態		
	食品毎の区分		
調理器具類	洗浄消毒方法		
	保管方法		
廃棄物	調理場内保管		
	排出経路		

	実施日	食品名	検査結果			
			一般細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	判定
自主検査						適・不適
						適・不適
						適・不適
						適・不適
						適・不適
	調理従事者の検便	実施日：令和 年 月 日 実施人数： 人 結果：適 人、不適 人 (不適内容 )				
検食	保管状況 (量・日数等)					
その他の確認・指示						
履行確認						

## ATP検査結果

施設名 \_\_\_\_\_

① ATP測定結果						
実施日	実施箇所	1回目測定		改善策	2回目測定	
/	(例)まな板	700	B	再洗浄	300	A
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
② 検査結果に基づく指導事項等						

## ATP拭き取り検査判定基準(参考)

検査場所	管理基準値(RLU)			拭き取り方法
	合格A	要注意B	不合格C	
手 指	<1,500	1500~3000	>3,000	手のひら縦横、指の間、指先など
ま な 板	<500	500~1000	>1,000	中央付近 10cm四方
包 丁	<200	200~400	>400	刃の両面、持ち手と刃の継ぎ目
調 理 台	<200	200~400	>400	表面5箇所の 10cm四方
バ ッ ト	<200	200~400	>400	汚れが残りやすい角部分
冷蔵庫取っ手	<200	200~400	>400	取っ手全体の内側外側

※ 平滑なもの(スルス、ガラス等):200RLU 凸凹のあるもの傷つきやすいもの:500RLU

拭き取りは、洗浄後、消毒・殺菌前に行うこと。

拭き取りは、綿棒が軽くしなる程度の一定の圧力により行うこと。

数値は、A(合格)、B(要注意)、C(不合格)の3段階で判定すること。

判定がBまたはCの場合は、再洗浄等を指導後、再度測定を行うこと。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 宿舎衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 環境衛生対策要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下、「会場地委員会」という。)が相互に連携を図り、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(以下「両大会」という。)における宿舎衛生を確保することを目的とする。

### 2 実施内容

#### (1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

##### ア 営業宿泊施設の把握

県委員会は、令和6(2024)年9月末日までに、大会参加者が利用する営業宿泊施設について、「営業宿泊施設利用予定報告書」(様式第1号)を作成し、両大会参加者が利用する旅館業法により許可を受けている施設(以下、「営業宿泊施設」という。)の利用予定を把握する。

(ア) 県委員会は、「営業宿泊施設利用予定書」を、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(以下、「県生活衛生課」という。)または大津市保健所へ提出する。(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。)

(イ) 県生活衛生課は該当保健所(大津市保健所を除く。)へ振り分ける。

##### イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令に基づく衛生措置基準および構造設備基準とする。

##### ウ 監視・指導

県生活衛生課および保健所は、県委員会および会場地委員会と連携し、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

なお、各年度において、対象施設の把握以前に既に必要な指導を実施していた場合は、把握後に改めて指導することを要しない。

(ア) 保健所は、原則として両大会開催までに、「宿舎衛生措置基準確認票」(別紙1)により旅館業法関係法令に基づく監視・指導を行い、指摘事項がある場合には「環境衛生監視指導票」(別紙2)を営業者に交付する。また、循環ろ過式の浴槽を有する施設には、併せてレジオネラ症防止対策について立入りでの指導を実施する。なお、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて更なる監視・指導を行う。

(イ) 県委員会は、「営業宿泊施設利用予定報告書」に、県外に所在する営業宿泊施設が含まれる場合、当該施設が所在する自治体に対し、衛生指導を依頼する。

##### エ 宿舎衛生講習会

県委員会は、保健所と連携し、次により宿舍衛生講習会を実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施するものとする。なお、感染症予防を目的とした講習会や食品衛生講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内および施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣所、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理について
- e 給水、換気および排水設備の衛生管理および適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

両大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者または管理者

(ウ) 講習の実施方法

令和6(2024)年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程および会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。なお、県委員会および会場地委員会が主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

(2) 転用施設等の宿舍衛生対策

ア 転用施設等の把握

県委員会は、以下のとおり両大会参加者が利用する転用施設等を把握する。

(ア) 会場地委員会は、「第79回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項」に基づき、転用施設等を使用する場合には、「転用施設等使用届出書(様式第2号)」を令和6(2024)年3月末までに県委員会に提出する。(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。)

(イ) 県委員会は同届出書をまとめて県生活衛生課へ送付し、県生活衛生課が各該当保健所へ振り分ける。

イ 衛生上の措置基準

転用施設等における衛生上の措置基準は、「転用施設等における留意事項」(別紙3)を適用する。

ウ 監視・指導

(ア) 保健所は、衛生上の措置基準として、別紙「転用施設等における留意事項」に基づき、会場地委員会および市町担当課を指導する。

(イ) 会場地委員会および市町担当課は、別紙「転用施設等における留意事項」に基づき、転用施設等に対し、衛生水準の保持に努めさせる。

(ウ) 保健所が必要と認める時は、保健所が転用施設等を指導する。

エ 宿舍衛生講習会

会場地委員会は、2(1)エの宿舎衛生講習会に準じた宿舎衛生講習会を実施する。また、保健所は会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、県生活衛生課と連携して対応するものとする。

### 3 実施報告

#### (1) 宿舎衛生講習会

会場地委員会は、この実施要領に基づく宿舎衛生講習会を実施した場合、「宿舎衛生講習会実施報告書」(様式第3号)により、令和6(2024)年度末までの実施結果については令和7(2025)年3月末日までに、それ以降については実施後速やかに、県委員会に報告する。

県委員会は、県委員会実施分と上記報告を合わせて、速やかに県生活衛生課に情報提供するものとする。

#### (2) 宿舎衛生監視指導

保健所(大津市保健所を除く。)は、この実施要領に基づく宿舎衛生監視指導の実施結果について、「宿舎衛生監視・指導実施報告書」(様式第4号)により、令和6(2024)年度末までの実施結果については令和7(2025)年3月末日までに、それ以降については実施後速やかに県生活衛生課に報告する。

県生活衛生課および大津市保健所は、上記実施報告を速やかに県委員会に情報提供するものとする。

### 4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会、県生活衛生課および大津市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

保健所長 様

実行委員会事務局長

営業宿泊施設利用予定報告書

<対象となる大会の区分>

わたSHIGA輝<国スポ
わたSHIGA輝<障スポ

※外注:他の施設に食事を注文し、宿泊者に提供  
外注先が分かれば施設名を記入 ※保健所欄

番号	営業宿泊施設名	許可番号	施設所在地		電話番号 (FAX番号)	利用期間		宿泊予定人員 (1日あたり最大 宿泊人数)	食事の外注※ (外注先)	監視・指導日 備考※
			(県名) 市町村	字名 番地		月 日 ( ) ~ 月 日 ( )	月 日 ( ) ~ 月 日 ( )			
1						( ) ~ ( )	( )			
2						( ) ~ ( )	( )			
3						( ) ~ ( )	( )			
4						( ) ~ ( )	( )			
5						( ) ~ ( )	( )			
6						( ) ~ ( )	( )			
7						( ) ~ ( )	( )			
8						( ) ~ ( )	( )			
9						( ) ~ ( )	( )			
10						( ) ~ ( )	( )			
11						( ) ~ ( )	( )			
12						( ) ~ ( )	( )			
13						( ) ~ ( )	( )			

転用施設等使用届出書

整理番号	使用施設				使用期間	建物の構造		宿泊人数(人)	宿泊に使用する客室			使用水(※1)		浴室				洗面所の有無	便所			備考		
	名称等	所在地 (市町 字名 番地)	電話番号 (責任者連絡先)	FAX番号 (※2)		責任者の氏名	木造・鉄筋等		建物の総面積 (㎡)	客室数 (室)	延面積 (㎡)	寝具数 (組)	水道水/井戸水/その他	有無	面積 (㎡)	循環配管の有無	貯湯槽の有無		便器数		手洗設備 (箇所)	水洗・汲取	宿泊者の所属する都道府県名等	浴室のない場合の対応等
																			(大便器)	(小便器)				
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								

※1 使用水が水道水で受水槽がある場合、当該受水槽の有効容量が10㎡超の簡易専用水道に該当するときは水道水の後に「簡専水」と、10㎡以下の小規模貯水槽水道に該当するときは、水道水の後に「小規模」と記入すること。

※2 FAXがある場合は番号を記入すること



## 宿舎衛生監視指導実施結果報告書

保健所

## 1 営業宿泊施設

種 別	宿舎として利用される 対象施設数	監視指導件数	備 考
ホテル・旅館			
簡易宿所			
計			





## 転用施設等における留意事項

### 1 客室

- (1) 睡眠を妨げるような余分な光は入らないようにすること。
- (2) 換気に注意すること。特に昼間は、室内の空気の入れ換えを行うこと。
- (3) 毎日1回以上清掃すること。
- (4) くずかご等、日常生活に必要なものを用意すること。

### 2 寝具

- (1) 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意すること。
- (2) 寝具は清潔なものを提供すること。
- (3) 寝衣、敷布、布団カバーおよび枕カバーは、宿泊者ごとに交換し洗濯すること。
- (4) 布団、枕、毛布等は、常に清潔に保ち、風通しのよいところで日干しするなど適切な方法により湿気を除くこと。

### 3 洗面所

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 石けんや清潔なコップ等を必要に応じて用意すること。

### 4 便所

- (1) 専用の履き物を用意すること。
- (2) 用便後は石けん等による手洗い(洗面所等の利用)をすすめること。
- (3) 備え付けのタオルは、清潔なものを用意すること。(ペーパータオルが望ましい。)
- (4) 防虫、防臭に注意するとともに、常に清潔にしておくこと。
- (5) 毎日1回以上清掃すること。

### 5 浴室

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 入浴に必要な石けん、洗面器等を用意すること。
- (3) 浴槽水は原則毎日(または客室の使用ごとに)完全換水すること。  
また、浴槽水については、レジオネラ属菌の検査を実施し、10cfu/100ml未満であることを確認すること。(大会開催前2か月以内に確認することが望ましい。)また、1週間に1回以上、浴槽等を消毒すること。

### 6 洗濯

宿泊者が洗濯できるように配慮すること。

### 7 宿泊者名簿

宿泊者名簿を備えること。

### 8 使用水関係

飲料水は水道水を使用すること。ただし、やむを得ず井戸水等を使用する場合は、以下の項目を実施すること。

ア 飲料水水質検査を実施すること(検査項目:一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)量)、pH値、味、臭気、色度および濁度の10項目。大会開催前2か月以内に実施することが望ましい。)

イ 水源およびその周辺を清潔にし、汚染防止に努めること。

ウ 煮沸もしくは塩素滅菌等消毒を必ず実施すること。

### 9 その他

- (1) 施設内に、ねずみ、ハエ、蚊等が入らないように注意すること。
- (2) 建物の周囲を毎日清掃し、ごみ等の処理は適正に行うこと。
- (3) 施設ごとに衛生管理にあたる施設責任者を選任すること。
- (4) 大会期間中は、別表「宿舍衛生自主管理表」を作成し自主管理を徹底すること。
- (5) 犬、ねこ、その他ペット等による事故が起きないよう適正な管理を行うこと。
- (6) 施設責任者は、県委員会が実施する宿舍衛生講習会等を必ず受講し、衛生意識の向上を図ること。
- (7) 施設運営従事者、宿泊者の健康状態を確認し、感染症の疑い(下痢、嘔吐等)があった場合には、消毒等必要な措置を講じ、速やかに管轄の保健所へ相談すること。
- (8) 転用施設等で調理した食品を提供しないこと(飲食店営業の許可を有する施設を除く。)

### 宿舎衛生自主管理表

★大会期間中は、毎日1回以上チェックしましょう。

★○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。[○=良好、△=不十分、×=不備]

施設の名称および所在地										備考
点検項目		点検月日								
客室	1	睡眠を妨げるような余分な光が入らないようにしているか。								
	2	換気に注意しているか。 特に昼間は、室内の空気の入換えを行っているか。								
	3	毎日1回以上は清掃しているか。								
	4	くずかご等、日常生活に必要なものを用意しているか。								
寝具	1	宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意しているか。								
	2	寝具は清潔なものを提供しているか。								
	3	寝衣、敷布、布団カバーおよび枕カバーは、宿泊者ごとに交換し洗濯すること。								
	4	布団、枕、毛布等は、常に清潔に保ち、風通しのよいところで日干しするなど適切な方法により湿気を除くこと。								
洗面所	1	毎日1回以上は清掃しているか。								
	2	石けんや清潔なコップ等を必要に応じて用意しているか。								
便所	1	専用の履き物を用意しているか。								
	2	用便後は石けん等による手洗いをすすめたか。								
	3	備え付けのタオルは、清潔にしているか。								
	4	防虫・防臭に注意し、清潔にしているか。								
	5	毎日1回以上は清掃しているか。								
浴室の管理	1	毎日1回以上は清掃しているか。								
	2	入浴に必要な石けん、洗面器具等を用意しているか。								
	3	浴槽水は毎日(または客室の使用ごとに)完全換水し、その都度浴槽を清掃しているか。								
	4	共同浴室の浴槽水の	使用期間前にレジオネラ属菌が10cfu/100ml未満であることを確認したか。							
	5		1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒しているか。							
洗濯	1	宿泊者が洗濯できるよう配慮しているか。								
飲料水	1	水道水を使用しているか。								
	2	井戸水等を使用する場合	使用期間前に水質検査を実施したか。							
	3		水源およびその周辺を清潔にしているか。							
	4		煮沸、塩素滅菌等消毒して使用したか。							
施設責任者印(または署名)										

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調達要項

### 1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員等の大会参加者(以下「大会参加者」という。)に提供する昼食弁当(以下「弁当」という。)の調達について必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務分担

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

#### (1) 県委員会

ア わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式および競技会(県が主催または市町と共催するものに限る。)

イ わた SHIGA 輝く障スポ 開・閉会式および競技会

#### (2) 会場地委員会

わた SHIGA 輝く国スポ 競技会(県が主催するものを除く。)

### 3 弁当調製施設の選定

(1) 県委員会および会場地委員会は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(以下「県生活衛生課」という。)および関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入および廃棄容器の回収ができること。

エ 県委員会および会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、県委員会および会場地委員会それぞれ別に定める。

(3) 県委員会および会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

#### 4 選定した弁当調製施設の報告

- (1)会場地委員会は、選定した弁当調製施設を「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調製施設名簿」(様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和6年9月末日までに県委員会へ報告する。
- (2)県委員会は、自ら選定した弁当調製施設および会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿を県生活衛生課または、大津市内の施設にあたっては大津市保健所(以下、県生活衛生課等という。)に提出し、県生活衛生課は施設を管轄する保健所または食品安全監視センターに振り分ける。
- (3)県委員会および会場地委員会は、上記(1)および(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合、それぞれ(1)および(2)に準じて、速やかに追加分の弁当調製施設を報告する。
- (4)県委員会は、弁当調製施設名簿に県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施および結果の報告を依頼する。

#### 5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1)県委員会および会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。
  - イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
  - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
  - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会または会場地委員会が不相当と認めるとき。
- (2)会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県委員会は、速やかに施設を県生活衛生課等に報告する。
- (3)県委員会が選定を取り消したときは、速やかに県生活衛生課等に報告する。併せて会場地委員会に情報提供を行う。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、関係自治体に報告する。

#### 6 弁当を提供する大会参加者および弁当料金

- (1)あっせん弁当(大会関係者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)および支給弁当(県委員会または会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2)あっせん弁当および支給弁当の料金は、お茶等を含めて1,100円以内(税抜)とし、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める。

## 7 弁当の献立

県委員会および会場地委員会は、弁当の献立の作成または選定に当たっては、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや滋賀県産および地場産食材の活用等に配慮するものとする。

## 8 弁当の申込みおよび発注

- (1) あっせん弁当および支給弁当の申込み、受付、発注等の手続については、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更および取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県委員会および会場地委員会は、申込みを受け付けたあっせん弁当および支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

## 9 弁当の調製、運搬等

県委員会および会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名(アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
  - ウ 食品添加物
  - エ 消費期限(時刻まで表示)
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他県委員会および会場地委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県委員会および会場地委員会が指定する時刻および場所に納入すること。
- (4) 県委員会および会場地委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

## 10 弁当引換所の設置、弁当の保管

県委員会および会場地委員会は、弁当引換所の設置および弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

## 11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県委員会および会場地委員会が別に定める方法により精算する。

## 12 その他

- (1)この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会および会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や県生活衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2)県外開催競技における弁当の調達については、この要項に準じて取り扱うものとする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設名簿

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 あて

年 月 日  
実行委員会

番号	調製施設名称	営業者氏名 (法人名)	弁当調製施設所在地 (電話・FAX)	1日当たりの弁当調製能力(単位:食)					備考
				最大	通常	国スポ・障スポ提供可能数			
						平日	土曜日	日曜日	

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準

### 1 総則

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ(以下「国スポ」という。)総合開会式および競技会(県が主催または市町と共催するものに限る)ならびに、わた SHIGA 輝く障スポ(以下「障スポ」という。)開・閉会式および競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

### 2 施設の立地条件

滋賀県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。  
なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

### 3 衛生管理体制

- (1)過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2)食品衛生関係法令に基づき、HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (3)検食は調理済みの食品を食品ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器に入れ、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回 300 食以上または1日 750 食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器に入れ、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で2週間以上保管すること。
- (4)調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者。)は、おおむね両大会開催1か月の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること。なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- (5)死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中加入できること。

### 4 弁当調製能力

- (1)調製能力が、1日当たり 100 食以上であること。
- (2)第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3)申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

## 5 対応能力

- (1) 県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 県委員会が定める食材および献立内容で調製できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名(アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
  - ウ 食品添加物
  - エ 消費期限(時刻まで表示)
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他県委員会が指定する表示
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭きおよび持ち運び用の袋を提供できること。
- (6) 弁当の内容について、お品書き等の添付が可能であること。
- (7) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。
- (8) 県委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。
- (9) 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。
- (10) 荒天等により、開・閉会式、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、県委員会の指示に基づく対応ができること。



# 審 議 事 項

# わた SHIGA 輝く国スポ 大会実施要項総則（案）

## 開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」は「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれる大会を目指して開催する。

## 実施方針

### 1 実施競技

#### (1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

#### (2) 公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

#### (3) デモンストラレーションスポーツ（26 競技）

インディアカ、ウォーキング、ウォーキングフットボール、小倉百人一首競技かるた、カローリング、還暦軟式野球、キンボールスポーツ・レクリエーション、里湖で地域を結ぶウォーキング、スポーツウエルネス吹矢、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ拳法、スポーツチャンバラ、スリースマイルゴルフ、スローイングビンゴ、ソフトバレーボール、ネットでポンポイ、ノルディック・ウォーク、ひこねスーパーカラム、ビリヤード、フットサル、マリンスポーツフェスティバル、ミックスバレーボール、モルック、ユニカール、ユニホック、ラジオ体操第3（初代・二代目）

#### (4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

## 2 会期および会場地

### (1) 正式競技・特別競技（15市、4町：計19市町）

会 期	会 場 地
2025年9月28日（日） ～10月8日（水） 〔11日間〕	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、大阪府豊能郡能勢町、兵庫県三木市
2025年9月6日（土） ～9月15日（月） 〔10日間〕	大津市、長浜市、草津市 ※ 水泳、体操、バレーボール（ビーチバレーボール）競技会は上記会場地で実施
2025年9月21日（日） ～9月25日（木） 〔5日間〕	東近江市、京都府向日市 ※ 自転車（トラック・レース、ロード・レース）競技会は上記会場地で実施

### (2) 公開競技（7市：計7市町）

会 期	会 場 地
2025年8月23日（土） ～9月21日（日）	長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市

### (3) デモンストラレーションスポーツ（13市、1町：計14市町）

会 期	会 場 地
2025年4月12日（土） ～9月14日（日）	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町

### (4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2025年1月1日から2025年12月31日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

## 3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

## 4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査およびアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」および別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名および親権者の署名がある同意書を所持すること。

## 5 参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準

選手および監督の参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第79回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県および年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手および監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生または生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」または「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学および専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理および難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手および監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 2023年開催の特別大会または第78回大会（都道府県大会およびブロック大会を含む）において選手または監督として参加した者は、次の場合を除き、2023年開催の特別大会または第78回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

[注] aおよびbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会および本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督ならびに本部役員帯同のスポーツドクターおよびアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会およびブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

## (2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

### ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

### イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2025年4月30日以前から本大会終了時（2025年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、または通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

- b 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2007年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2007年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2010年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者）とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会および当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する

## 6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）および女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

## 7 表彰

- (1) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別および各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、または都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

## 8 参加申込方法

### (1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長（代表者）および競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会またはブロック大会において選抜された者および公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

### (2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。なお各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

### (3) 参加申込締切日

締切日	競技
2025年 8月20日(水) 【12競技】	水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2025年 9月4日(木) 【27競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バトミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

### (4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

### (5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

## (6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

ウ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

## 9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

## 10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	6, 0 0 0 円

[注] 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2025年9月 日 ( )

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729  
公益財団法人日本スポーツ協会

## 11 宿泊申込

大会参加者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

## 12 都道府県選手団本部役員編成

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督および総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督および総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督および総務ほか、計 10 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯

同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)および(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2025年9月4日(木)までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

### 13 視察員

- (1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、2026年以降の国民スポーツ大会の開催が決定または内定している県については、青森県100名以内、宮崎県および長野県60名以内、群馬県および島根県40名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2025年9月4日(木)までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

### 14 ADカードの交付

都道府県選手団、公開競技に参加する選手・監督および役員、大会役員・競技会役員および競技団体が指定した競技役員、大会主催者および競技会主催者が認めた者にはADカード(Accreditation Card)を交付する。

### 15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付されたADカードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

### 16 個人情報および肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会および国民スポーツ大会実施競技中央競技団体(以下「国スポ関係機関・団体」という。)は、参加申込等を通じて取得する個人情報および肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

#### (1) 個人情報の取り扱い

##### ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

##### イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラムおよび競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載

- (カ) 報道機関への提供
- ウ 競技結果（記録）等
  - 競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。
  - (ア) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
  - (イ) 国スポ関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載
  - (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
  - (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝および上位入賞結果（記録）等】
- (2) 肖像権に関する取り扱い
  - ア 写真
    - 国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
  - イ 写真（写真撮影企業等）
    - 国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。
    - なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。
  - ウ 映像
    - 国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映およびインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。
- (3) 対応
  - ア 承諾の確認
    - 大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。
    - なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。
  - イ 役員等
    - 大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者および大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

## 17 都道府県大会およびブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会および中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。
  - なお、日本スポーツ協会および中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会および当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、滋賀県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

## 18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会および都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会および本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員ならびにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日および納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

## 19 わた SHIGA 輝く国スポの取組

- (1) 環境に配慮した大会の実施

スポーツの楽しさや感動を分かち合うとともに、滋賀県に受け継がれている身の回りの生活から自然環境を考える取組を県民や企業、大会に関わるすべての参加者が実践することで、「人と人、人と地域、人と自然」の繋がりを深めることができるよう取り組む。

- (2) おもてなしと滋賀の魅力発信

豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツをはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を発信し、来県者が滋賀での滞在を楽しむことができるよう取り組む。

- (3) 誰もが主役として輝ける取組の推進

年齢や性別、障害の有無などを問わず、誰もが一層身近にスポーツを楽しむことができる環境をつくり、誰もがボランティアや大会関連行事等に積極的に参加できる環境をつくるなど、それぞれのスタイルで「する」「みる」「支える」の体験ができる大会となるよう取り組む。

## 20 その他

- (1) 参加申込および宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、または、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。

(3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項および同細則による。

## 別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者および「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

## 別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

### 転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③）に抵触しないものとする。
  - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
  - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。  
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
    - ア 親の転勤による一家の転居
    - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
    - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
  - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
    - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
    - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会および都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
  - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
    - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
    - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
  - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

### 別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕および別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

#### 1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

#### 2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

#### 3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

#### 4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の規定に従い扱うものとする。

#### 5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

## 別記4 「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

### 1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
  - (2) 2025年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
    - ア JOC オリンピック強化指定選手
    - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
    - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

### 2 特例の内容

#### (1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会およびブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

#### (2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」または「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

##### ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

  - a 自ら所有する住居、または自らの名義で住居を賃借していること
  - b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
  - c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
  - d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

##### イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

### 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

## 別記5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会および第78回に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それ

に準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第78回大会または第79回大会に参加した者が、第80回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- ＜例＞
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
  - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
  - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

**【特例の対象者】**

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技競技会会期変更（案）

1 変更内容

ラグビーフットボール競技会会期の変更について

【変更前】

競技会 会場地	種 別	競技会場	競技 日数	令和7年（2025年）				
				10/3 （金）	10/4 （土）	10/5 （日）	10/6 （月）	10/7 （火）
野洲市	成年男子	滋賀県 希望が丘 文化公園	2		●	●		
	女 子		2			●	●	
	少年男子		4	●	●		●	●

【変更後】

競技会 会場地	種 別	競技会場	競技 日数	令和7年（2025年）				
				10/3 （金）	10/4 （土）	10/5 （日）	10/6 （月）	10/7 （火）
野洲市	成年男子	滋賀県 希望が丘 文化公園	2				●	●
	女 子		2		●	●		
	少年男子		4	●	●		●	●

2 変更理由

成年男子の競技会会期が地方の社会人リーグの開催時期と重なるため、中央競技団体から成年男子と女子の会期の入替えについて依頼があったため。

## わた SHIGA 輝く国スポ 公開競技 競技会場変更（案）

競技名	競技団体名	会場地 市町名	競技会場名	
			(変更前)	(変更後)
綱引	滋賀県綱引連盟	近江八幡市	近江八幡市立 運動公園体育館	あづちマリエート

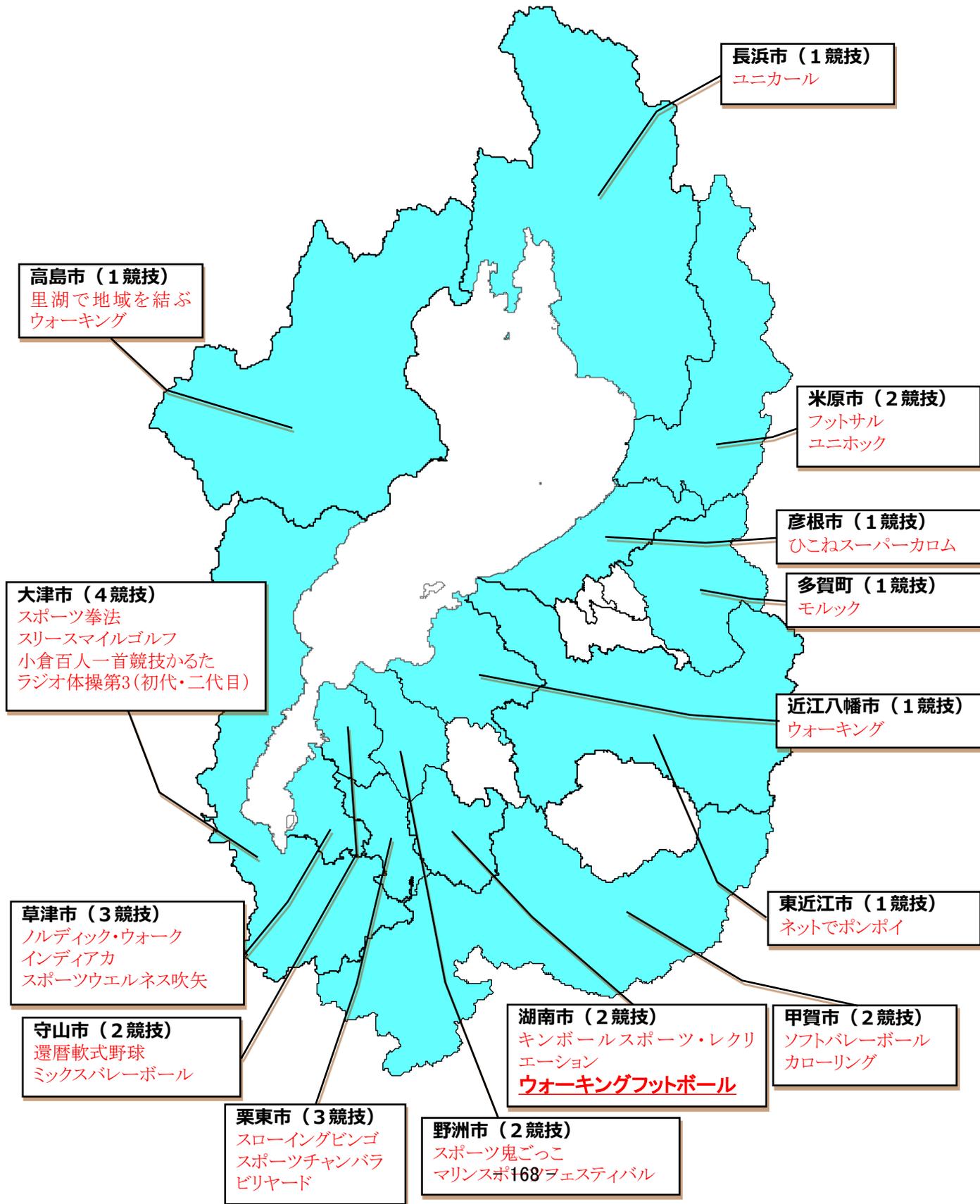
（変更理由）

開催時期が夏場（8/23, 24）であるため、選手他参加者の体調を考慮し、空調設備の整った会場に変更するもの。

わた SHIGA 輝く国スポ デモンストレーションスポーツ  
実施競技選択および会場地市第五次内定（案）

実施競技名	主管団体名	会場地 市町名	開催予定施設名
ウォーキングフットボール	滋賀県フットサル連盟	湖南市	甲賀高分子スタジアム

# わたSHIGA輝く国スポ デモンストレーションスポーツ 会場地市町 配置図



## わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）競技別会期

式典	会場所在地	会場	第1日	第2日	第3日
			10/25 土	10/26 日	10/27 月
開会式	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	◎		
閉会式					◎

## 【正式競技】

	競技名	障害区分	会場所在地	競技会場	競技日数	第1日	第2日	第3日
						10/25 土	10/26 日	10/27 月
個人競技	陸上競技	身・知	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	3	●	●	●
	水泳	身・知	草津市	インフロンア草津アクアティクスセンター (草津市立プール)	2	●	●	
	アーチェリー	身	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	1		●	
	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身・知・精	野洲市	野洲市総合体育館	2	●	●	
	フライングディスク	身・知	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	3	●	●	●
	ポッチャ	身	甲賀市	甲賀市水口体育館	2	●	●	
	ボウリング	知	彦根市	ラピュタボウル彦根	2	●	●	
団体競技	バスケットボール	知	大津市	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	2	●	●	
	車いすバスケットボール	身	大津市	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	2	●	●	
	ソフトボール	知	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・ 第2グラウンド	2	●	●	
	グランドソフトボール	身	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	2	●	●	
	バレーボール	身	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	2	●	●	
		知	湖南市	湖南市総合体育館	2	●	●	
		精	草津市	草津市立総合体育館	2	●	●	
	サッカー	知	守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	3	●	●	●
フットソフトボール	知	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	2	●	●		

## わた SHIGA 輝く障スポ情報保障体制整備基本方針(案)

### 1 趣旨

わた SHIGA 輝く障スポ(以下「大会」という。)において、大会参加者および観覧者をはじめすべての人が、障害のあるなしに関わらず、大会や競技の情報を得ることができるよう、情報保障を行うための体制の整備について、基本的な事項を定めるものとする。

### 2 整備体制

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)が、大会の情報保障体制を整備する。

なお、県実行委員会は整備にあたり、会場地市町、競技運営主管団体およびその他の関係団体と相互に連絡調整を行い、協力を図る。

### 3 整備内容

県実行委員会は、情報保障環境整備のため、ボランティアの配置や機器の設置等を以下のとおり実施する。

なお、実施箇所等については、競技会場施設等の状況、大会参加者及び観覧者の特性、経費等を総合的に勘案して選定する。

#### (1) 主に視覚障害者への情報保障

##### ア 点字・音声案内

施設等の情報を伝えるため、点字案内板や音声誘導装置等を会場に設置する。

##### イ デジタル音声配信等による実況放送

競技の経過等が分かるよう、大会運営上必要と認められる会場において、デジタル音声配信等による実況放送を実施する。

##### ウ 点字・音声訳資料の作成

大会パンフレットや競技関係資料等について、点字版・音声版を作成する。

#### (2) 主に聴覚障害者への情報保障

##### ア 手話・要約筆記ボランティア

手話、要約筆記(パソコン・手書き)、筆談を活用して、聴覚障害者への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、開・閉会式会場および各競技会場等に、手話・要約筆記ボランティアを配置する。

##### イ 映像装置(仮設モニター)

手話・要約筆記ボランティアによる情報保障活動が効果的かつ効率的に行えるよう、手話および文字情報を表示するための映像装置を、大会運営上必要と認め

られる会場に設置する。

ウ 補聴援助システム

場内放送の内容等を補聴器や人工内耳等で聞き取りやすくするために、大会運営上必要と認められる会場に、ヒアリンググループやデジタル補聴援助機器等を設置する。

エ 情報保障席

会場内の観覧者席において、上記ア、イおよびウによる複合的な情報保障が得られるよう、聴覚障害者のための優先席として情報保障席を設置する。

(3) その他

ア 実施本部員等によるサポート

実施本部員、大会運営ボランティアにおいても、必要に応じて、聴覚障害者に対して筆談等による情報保障を行うよう努めるものとする。

また、この取り組みについて広く周知する。

イ サイン表示(ピクトグラム等)・ふりがな表記

すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、案内看板や大会パンフレット等に大きなピクトグラム等による表示、ふりがな表記を行うとともに、UDフォントを使用し、平易な文章を用いる。

ウ ICTを活用した大会情報の提供

大会参加者および観覧者が、大会関連情報等を得られるよう、大会ホームページやSNS等を活用し配信する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、情報保障に関し必要な事項は、別に定める。

## わた SHIGA 輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】(案)

## 1 趣旨

わた SHIGA 輝く国スポの競技施設の整備を計画的かつ円滑に推進するため、同大会会場地市町選定基準および競技施設基準、中央競技団体正規視察の結果を踏まえ、会場地市町との協議を基に、全体的な整備計画を策定するもの。

なお、本整備計画は、現時点における予定であり、今後の状況に応じて見直すものとする。

## 2 施設整備区分一覧(令和6年2月現在)

整備区分 整備主体		新設	改修	仮設	既設	検討中	計
		県	2	6	0	2	0
県内	市町	5	27	12 (11)	4	0	48 (47)
	民間	0	0	0	7	0	7
	小計	7	33	12 (11)	13	0	65 (64)
	県外	0	0	0	3	0	3
計		7	33	12 (11)	16	0	68 (67)

※ ( ) は【第5次】の施設数(変動がないものは省略。)

## 3 用語等の説明

(1) 整備区分は次のとおりとする。

ア 「新設」は、新たに常設の競技施設を整備するものをいう。

イ 「改修」は、既存の競技施設を改修するもの(通常の維持修繕を行うものを除く。)をいう。

ウ 「仮設」は、国スポ開催に合わせて臨時的に競技施設を整備するものをいう。

エ 「既設」は、既存の競技施設をそのまま使用するもの(通常の維持修繕を行うものを含む。)をいう。

(2) 施設の概要は、新設は整備後の数値、改修および既設は現状の数値、仮設は競技施設基準の数値を記載した。

(3) 整備年度は、設計等の期間を除き、工事期間のみを記載した。

わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】(案)

会場地 市町	競技名	種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)							付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6		R7
大津市	サッカー	少年女子	皇子山総合運動公園陸上競技場	天然芝	106	70	1	250	5,000	市	改修	【バリアフリー化】 トイレ改修	R5							⇒	本部室、放送室、事務室、医務室、記録員室、更衣室、シャワー室、倉庫	
			伊香立公園芝生グラウンド	天然芝	105	68	1	-	-	市	改修	天然芝の土壌改良等	R5							⇒	更衣室、シャワー室	
	テニス	全種別	大石緑地スポーツ村テニスコート	砂入り人工芝コート24面				-	-	市	改修	人工芝の張替等	R3-R5				⇒	⇒	⇒	更衣室、シャワー室、会議室		
	ローイング	全種別	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)	コース長1,000m、6レーン				-	-	市	仮設	競技場の整備	R6-R7							⇒	⇒	会議室兼宿泊室、トレーニング室、更衣室、浴室
				県	改修	コース改修 管理棟・艇庫の改築	R元-R2	⇒	⇒													
	体操	競技全種別	滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)	S造 およびRC造	70.6	41	1	1,500 以上	2,502	県	新設	アリーナの新設	R3-R4							⇒	⇒	サブアリーナ、トレーニング室、会議室、スポーツ・体力測定室
		新体操 少年男子 少年女子					2															
		トランポリン 男子 女子					4															
	バスケットボール	成年男子 少年男子	全種別				8															
	バドミントン	全種別					8															
	セーリング	全種別	大津市柳が崎特設セーリング会場	2海面				-	-	市	仮設	コース設営等	R6-R7							⇒	⇒	
				木造艇庫 木造管理棟	12 14	25 8	-	-	-	県	改修	艇庫、管理棟の建替	R5								⇒	
	フェンシング	全種別	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	RC造 一部S造	45	42	8	1,200~ 2,300	1,905	県	既設	-	-									小競技場、会議室、更衣室
	空手道	全種別					4															
ライフル射撃	25m 成年男子	滋賀県警察学校射撃場	RC造	38	24.5	18 射座	500 以上		市	仮設	競技会場整備	R6-R7							⇒	⇒	指揮室、体育館	
									県	改修	駆動装置改修、照明改修、防水補修	R5										
カヌー	スローム ワイドカヌー 成年男子 成年女子	瀬田川特設カヌー競技場	コース長1,500m				-	-	市	仮設	コース設営等	R6-R7							⇒	⇒		
高等学校野球	硬式	マイネットスタジアム皇子山(皇子山総合運動公園野球場)	内野:黒土混合土 外野:天然芝	中堅 122	両翼 100	1	881~1,500	10,000	市	改修	スコアボード改修、 ラバーフェンス張替、段差修復等	R3 R6				⇒			⇒	⇒	本部室、放送室、事務室、シャワー室、審判員室、更衣室、室内練習場、教壇室	

わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】(案)

会場地 市町	競技名	種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)							付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6		R7
彦根市	陸上競技	全種別	彦根総合スポーツ公園陸上競技場	RC造一部S造 400mトラック、9レーン				1,000	7,006	県	新設	陸上競技場の新設	R元-R4	⇒	⇒	⇒	⇒			補助競技場、更衣室、シャワー室、医務室、放送室、指令室		
	ハンドボール	成年男子 成年女子 少年女子	彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	RC造	27.3	45.4	1	870~1,300	-	民間	既設	-	-									
			プロシードアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	RC造	45	57	2	1,000~ 1,500	1,576	市	新設	体育館の新設	R元-R4	⇒	⇒	⇒	⇒			会議室、更衣室、アリーナ(メイン・サブ)等		
	弓道	全種別		S造	近的 遠的 10人立ち×1 3人立ち×2			500 以上	-	市	新設	弓道場の新設	R元-R4	⇒	⇒	⇒	⇒					
なぎなた	成年女子 少年女子		パナソニック株式会社くらしア ライアンス社彦根工場多目的ホ ール	RC造	45	34.5	2	1,000	-	民間	既設	-	-						会議室、更衣室、和室			
長浜市	水泳	オープンウォ ータースイミ ング 男子 女子	長浜市南浜町地先特設会場	オープンウォータースイム5.0km				-	-	市	仮設	コース整備	R7							⇒		
	バレーボール	ビーチバレー ボール 少年男子 少年女子	豊公園自由広場特設会場	ビーチバレーボールコート4面				-	-	市	仮設	ビーチバレーボール コート整備	R7								⇒	
	ソフトテニス	全種別	長浜市民庭球場	砂入り人工芝	100	170	16	528	3,920	市	改修	人工芝の張替、仮設 観客席の設置	R6-R7							⇒	⇒	クラブハウス (放送設備、会議室等)、日除 け
	相撲	成年男子 少年男子	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	RC造	74	120	1	900~1300	1,762	県	改修	人工芝の張替	R元	⇒							練習室、会議 室、更衣室、 シャワー室、 トレーニング室	
	柔道	成年男子 少年男子 少年女子	長浜伊香ツイナーナ	RC造 一部S造	42	30	3	750	907	市	改修	新アリーナの増築	H30-R元	⇒	⇒						事務室、授乳 室、医務室、ト レーニング室、 多目的遊楽会議 室、更衣・シャ ワー室等	
近江八幡市	バレーボール	少年男子	近江八幡市立運動公園体育館	RC造	42	36	2	1,500	532	市	改修	床改修、遮光対策、 照明改修、防球ネ ット、防護マット設置	R2-R3		⇒	⇒					会議室、更衣 室、シャワー 室、放送室	
	ハンドボール	少年男子 少年女子	あづちマリエート	RC造	46	36	1	1,200	252	市	改修	床改修、吊天井・照明改 修、防護マット・防球 ネット設置	R2 R4-R5		⇒	⇒	⇒			会議室、更衣 室、シャワー 室、放送室		
	軟式野球	成年男子	近江八幡市立運動公園野球場	全面人工芝	中堅 122	両翼 100	1	内野：500 外野：300	1,342	市	改修	スコアボード改修、ダ ッグアウト前フェンス設 置、ファールポール設 置、グラウンド改修、全 面人工芝敷設、夜間照 明灯設置	R5-R6					⇒	⇒	本部長、放送 室、更衣室、 シャワー室、 会議室等		
	トライアスロン	成年男子 成年女子	近江八幡市特設トライアスロン会 場	スイム1.5km、バイク40km、ラン10km				-	-	市	仮設	コース設営	R6-R7							⇒	⇒	

わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】(案)

会場地 市町	競技名	種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)							付帯施設等		
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6		R7	
草津市	水泳	競泳・全種別 飛込・多種別 水球・少年男子 アーティスティックス イミジング・少年女子	インフロニア草津アクアティクス センター(草津市立プール)	日本水泳連盟公認プール(屋内・温水) ・50m:10コース、水深0~3m(可動床) ・25m:6コース、水深1.10~1.35m ・飛込:25.02m×20m、水深3.75~5m						1,326	市	新設	プールの新設	R3-R6				⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	選手控室、更衣 室、飛込ドライ ランド、トレー ニングルーム、 スタジオ、キッ ズスペース等
	バレーボール	成年男子 成年女子	草津市立総合体育館	RC造	48.6	44.8	2	2,000	770	市	改修	床研磨・塗装	R4						⇒		会議室、更衣 室、シャワー 室、トレーニン グ室、柔道場、 剣道場、幼児運 動室、授乳室		
	バスケットボール	少年女子	Y M I Tアリーナ (くさつシティアリーナ)	RC造	50	40	2	1,515	1,884	市	新設	体育館の新設	H29-H30	⇒								サブアリーナ、 控室、研修室、 会議室、多目的 室、医務室、キ ッズルーム、コ ミュニティラウ ンジ	
	軟式野球	成年男子	草津グリーンスタジアム	内野:黒土 外野:砂入人工芝	中堅 122	両翼 98	1	-	355	市	改修	スコアボード改修、 人工芝の張替、内野 黒土グラウンド改修	R2 R4-R5			⇒		⇒	⇒		本部席、放送 室、医務室、更 衣室、ミーティ ング室		
	ソフトボール	少年男子	草津市立野村運動公園グラウンド	土	中堅 76.2	両翼 76.2	2	-	-	市	改修	防球ネット設置	R2			⇒					会議室、倉庫		
守山市	サッカー	少年男子	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	天然芝 人工芝	105	68	3	130~200	1,700	市	改修	人工芝の張替	R5							⇒	クラブハウス、 会議室、サロ ンルーム、ロッ カー室、シャ ワー室、教護室 等		
	バレーボール	少年女子	守山市民体育館	RC造 一部S造	42	36	2	700	937	市	改修	床張替、遮光対策、 照明改修、床支柱穴 設置	R元 R6		⇒					⇒	会議室、更衣 室、放送室、教 護室、シャワー 室等		
	軟式野球	成年男子	守山市民球場	内野:土 外野:人工芝	中堅 123	両翼 100	1	-	1,344	市	既設	-	-								更衣室、シャ ワー室、教護 室、審判室、役 員室等		
	ソフトボール	少年女子	守山市民運動公園ソフトボール場	土	中堅 69	両翼 69	1	-	-	市	改修	防球ネット・照明改 修、観客席の増数	R4-R5 R7					⇒	⇒	⇒			
栗東市	レスリング	成年男子 少年男子 女子	栗東市民体育館	RC造 一部S造	35	45	4	1,400	500	市	改修	屋根防水改修、照明 改修、空調設備新設 等 【バリアフリー化】 玄関改修(自動ドア 化、点字ブロック設 置、段差解消、滑り 止め廊下、ローカウ ンター設置)、トイレ 改修	R3-R5				⇒	⇒	⇒		更衣室、会議 室、放送室、談 話室、教護室、 トレーニング ルーム、キッズ ルーム、事務室		
	ゴルフ	成年男子	琵琶湖カントリー倶楽部	18ホール						-	民間	既設	-	-							控室、更衣室、 浴室		
甲賀市	軟式野球	成年男子	甲賀市民スタジアム	内野:黒土混合土 外野:ロングパイル人工 芝	中堅 122	両翼 100	1	400~750	966	市	改修	防球ネット改修、グ ラウンド改修	H30-R3 R5-R7	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	本部室、来賓 室、事務室、医 務室、更衣室、 シャワー室、会 議室、控室等		
	高等学校野球	軟式																					
	ゴルフ	少年男子	ベアズバウ ジャパン カントリー クラブ	18ホール						-	民間	既設	-	-						クラブハウス (更衣室、レス トラン、会議 室、浴場)、練 習場等			

わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】(案)

会場地 市町	競技名	種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)							付帯施設等		
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (lx)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6		R7	
野洲市	バスケットボール	成年女子	野洲市総合体育館	RC造 一部S造	51.2	38.4	2	1,480	1,216	市	改修	床改修、遮光対策等 【バリアフリー化】 乗降場改修、トイレ 改修、更衣室改修	R4-R5								小アリーナ、柔 剣道場、会議 室、控室、教護 室、幼児体育 室、更衣室、 シャワー室		
	卓球	全種別					14							⇒	⇒								
湖南市	剣道	全種別	湖南市総合体育館	RC造	45.3	36.5	2	637	456	市	改修	外壁補修等 【バリアフリー化】 トイレ改修	R4-R6					⇒	⇒	⇒	更衣シャワー 室、控室、会議 室		
高島市	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	滋賀県立安曇川高等学校体育館	RC造	27	38.1	1	590	-	県	既設	-	-										
	ソフトボール	成年女子	高島市今津総合運動公園第1グラ ウンド	土	130	115	1	300	-	市	改修	照明改修	R5							⇒			
			高島市今津総合運動公園第2グラ ウンド	土	150	150	1	-	-	市	既設	-	-	-									
	銃剣道	成年男子 少年男子	新旭体育館	RC造	41	30	1	582	-	市	改修	照明改修	R3						⇒		事務室、ミー ティング室、更 衣室		
高等学校野球	軟式	高島市今津総合運動公園今津スタ ジアム	内野:土 外野:天然芝	中堅 122	両翼 100	1	320	2,900	市	改修	スコアボード改修、 スタンドベンチ改 修、ダッグアウト改 修	R2						⇒		会議室、本部 室、記録室、更 衣室、審判控 室、選手控室、 シャワー室			
東近江市	サッカー	成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競 技場	天然芝	71	106	1	-	1,800	市	既設	-	-									会議室、医務 室、更衣室、放 送室、貴賓室、 シャワー室等	
			京セラ株式会社滋賀八日市工場総 合グラウンド	天然芝	158	129.5	1	-	-	民間	既設	-	-	-								研修棟(会議室 等)	
			東近江市能登川グラウンド	天然芝	75	108	1	-	-	市	改修	芝生拡張・全面不陸 修正・散水設備の整 備等 【バリアフリー化】 トイレ改修	R5-R7						⇒	⇒	⇒		
	ボクシング	成年男子 成年女子 少年男子	東近江市能登川アリーナ	RC造 一部S造	35	42	2	593	250	市	新設	体育館の新設	H30-R2	⇒	⇒	⇒						多目的室、会議 室、研修室、医 務室、談話室、 更衣室、トレー ニング室	
	自転車	ロード・ レース 男子A 男子B 女子	東近江市特設ロードレースコース	周回コース、1周10km以上						-	市	仮設	コース設営	R6-R7							⇒	⇒	
	軟式野球	成年男子	東近江市ひばり公園湖東スタジア ム	内野:土 外野:天然芝	中堅 122	両翼 98	1	700~1,600	865	市	改修	ラバーフェンス改修 等 【バリアフリー化】 トイレ改修、身体障 害者観覧席設置	R4						⇒		審判控室、ロッ カールーム、役 員室、シャワー 室		
	ソフトボール	成年男子	東近江市総合運動公園布引多目的 グラウンド	土	80	80	2	600~1,180	-	市	既設	-	-									会議室、更衣室 (シャワー 付)、医務室	
	カヌー	スプリ ット 全種別	伊庭内湖特設カヌー競技場	コース長500m以上、9レーン						-	市	仮設	コース設営	R5-R7						⇒	⇒	⇒	
ゴルフ	女子	名神八日市カントリー倶楽部	18ホール						-	民間	既設	-	-									控室、更衣室、 浴室	

わたSHIGA輝く国スポ 競技施設整備計画【第6次】(案)

会場地 市町	競技名	種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)							付帯施設等				
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (ルクス)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6		R7			
米原市	ホッケー	全種別	OSPホッケースタジアム (滋賀県立伊吹運動場)	人工芝	65	107	1	200	500	県	改修	人工芝の張替、散水 設備改修、照明設備 改修	H30-R2	⇒	⇒	⇒							多目的室、更衣 室、シャワー室		
			米原市伊吹第1グラウンド	人工芝	115.8	83.5	1	320	600	市	改修	人工芝生化	H30	⇒										倉庫	
日野町	軟式野球	成年男子	日野町大谷公園野球場	内野:土 外野:天然芝	中堅 115	両翼 90	1	-	-	町	改修	フェンス・ダッグア ウト等ラバー設置、 マウンドの高さ調 整、スコアボード改 修等  【バリアフリー化】 身体障害者観覧ス ペース設置	H30 R4	⇒									本部室、器具 庫、放送室、審 判員室		
竜王町	スポーツライミング	リード 全種別 ボルダリング 全種別	竜王町総合運動公園	リードウォール1面					-	町	仮設	ウォール設置等	R6-R7									⇒	⇒	事務室、更衣室	
				ボルダリングウォール2基					-	町	仮設	ウォール設置等	R6-R7											⇒	⇒
愛荘町	アーチェリー	全種別	愛荘町スポーツセンター秦荘グラ ウンド	土	106	148	1	200	-	町	仮設	防矢ネット、安全柵 設置、フェンス改修 等	R5-R7									⇒	⇒	⇒	体育館、武道館
(所在地) 野洲市 (準備運営) 大津市、甲賀 市、守山市	サッカー	少年男子 少年女子	甲賀市水ロススポーツの森陸上競技 場	天然芝	68	105	1	-	754	市	改修	防水塗膜張替	R6									⇒		更衣室、会議 室、シャワー 室、指導員室、 写真判定室等	
(所在地) 京都府向日市 (準備運営) 滋賀県	自転車	トラック・ レース 男子A 男子B 女子	京都向日町競輪場	RC造			1周400m			県外 (府)	既設	-	-											選手宿舎	
(所在地) 大阪府能勢町 (準備運営) 滋賀県	ライフル射撃	50m	能勢ライフル射撃場	スモールボア・ライフル射撃場 32射座 エア・ライフル射撃場 32射座					-	県外 (町)	既設	-	-												屋内ゲートボ ール場
10m BR・BP		全種別 少年男子 少年女子																							
(所在地) 野洲市 (準備運営) 滋賀県	ラグビーフ ットボール	7人制	滋賀県希望が丘文化公園	天然芝 人工芝	120	70	2	200	500	県	改修	天然芝の改修、照明 設備設置等	R2-R3 R5		⇒	⇒	⇒							更衣室、シャ ワー室、会議 室、放送室	
15人制		少年男子																							
(所在地) 彦根市 (準備運営) 滋賀県、彦根 市、豊郷町、甲 良町、多賀町	ボウリング	全種別	ラビュタボウル彦根	RC造		30レーン		540	-	民間	既設	-	-												
(所在地) 兵庫県三木市 (準備運営) 滋賀県	馬術	成年男子 成年女子 少年	三木ホースランドパーク	屋内馬場2面 屋外馬場2面					541	-	県外 (民間)	既設	-	-										厩舎	